

言五乘者人天等聲聞緣覺共爲一謂爲小乘漸教所爲爲一謂漸悟乘、頓教所爲爲一謂頓悟乘、一乘爲一謂究竟乘。

(孔目章卷三巳下)

と標し、其中漸教に於て初教終教を分ち、初教を又廻心教直進教の二に區別し、一乘に於ては別教同教の二に分ちて詳に説明し、賢首五教判同別二教判の先驅を爲し、殊に賢首五教判に貢獻せしや明なり、然れども此分類法たるや機類の方面より其法を區別せしものなれば、矢張實踐修行に於ける階梯淺深を説けるものなれば、之を以て直に判教論と見るべからざること勿論也。

然草創雲華、周流賢首、而但言賢首立、以取文義大備故云爾。(蒼山會玄記)と云へるもの、未だ盡さざるが如し、上二祖は未だ五教を判教論とみざるなり、其之を正確に判教となせしもの賢首なりと信す矣。

第二節 五教判の要旨

第一項 總論

賢首大師古今諸師の判教を比較研究して、専ら法義の淺深に著眼し、一代教を分類

法に就き
義に就き
て五教を
分つ

體系的組
織

向上的趣
入的

統一して五教判を成立せり、乃ち賢首其意を述べて、『五教章』^{上卷}には就法分教と云ひ、『探玄記』^{第三三右}には一層明晰に此就義分非約時事と云へり、故に強て一經一論を取て其が資格を論究するものに非ずして、經論上に存するあらゆる法義を抽象し來りて、比較し分類し統合して五教となし、茲に體系的組織を見るに至れり。體系的組織とは何ぞや、曰く五教に分つと雖も、互に些の關係連絡もなく相孤立するものにあらずして、五教相互に關係連絡を保ち、巧に淺深次第して統一せられたるを云ふ、是を以て佛法に入るの順序より論せんか、大乘を信する能はざる二乘愚劣の輩は、人空無生の理を説く所の小乗に入るべく、已に其機根一等進みたるものは大乘始權の緣生無生に入りて二空の理を證すべく、次に更に一等勝れたるものは事理混融門を説く大乘終實の門に入りて、空有無碍を證し悉皆成佛の道場に進入すべく、更に一等超へたるものは言盡理顯の頓教に入り、空有圓融中に於て全奪俱泯を證すべく、後に最も勝れたる所の所謂普賢眼の器は、已上の一相孤門逐機破病の教に満足せずして、空有事理の極事々無碍を談する所の別教一乘法界無碍の法門を叩き、稱海稱實無盡圓融を證すべし、是五教を向上的趣入的に觀察せしもの

向下的建
立的

なり、次に法の流出する順序に就て論せんが、法界無碍門中には普賢門あり、舍那門あり、普賢門とは從因至果にして普賢廣大の因を以て舍那の滿果に至る義を顯し、無盡圓融の法門を説く即開解立行の軌範なり、舍那門とは直入果海無念成佛の道にして圓頓上々の器の趣入する所なれば、自ら智解情識計度を許さず直に自性清淨圓明體の本分深秘を指示す、故に反つて其說一相に同じく淺略なるに似たりと雖其實然らざる也、如此二門一等降りて下流に至れば、則ち三乘教中終頓二教なり、性起門の淺略は以て頓教の言盡理顯門を成すべく、緣起門の淺略は以て終教事理混融門を成すべし、蓋は無盡降りて一相を成するのみ、是れ三乘教中にありと雖稱して實教と云ふ所以なり、此門更に一等を流れ降るときは、則ち終教門中空相差別を成すべし、即無相空宗は頓教の權門に入りたるもの、又法相有宗は終教の權門に入りたるものなり、如此始權更に降るときは、則ち小乘毘曇成實を成すべし、即空始教は小乘空門の成實となり、相始教は小乘有門の有部となる可し、是れ五教を向下的建立的に觀察せしものなり、豈體系的組織と云はずして何ぞや、佛教統一論と云はずして何ぞや、眞に之れ佛教海の大判なりと謂つべし。

五祖に於
ける五教
の列名

是を以て賢首五教の列名、淺深難易の次第に則り、且つ始祖杜順の五教止觀の列次並に第二祖至相の序列を守りて、小始終頓圓となし、以て一家の根基を築き、清凉圭峯亦此範を遵奉せり。

始祖杜順

小乘教、

大乘始教、

大乘終教、

大乘頓教、

一乘圓教。

(五教止觀初丁)

第二祖至相

小乘、

漸教初教、

漸教終教、

頓教、

一乘。

(孔目章十地章)

第三祖賢首

小乘教、

大乘始教、

終教、

頓教、

圓教。

(五教章上卷三)

第四祖清凉

小乘教、

大乘始教、

終教、

頓教、

圓教。

(玄談五丁左十六)

第五祖宗密

小乘教、

大乘始教、

終教、

一乘頓教、

圓教。

(圓覺略疏上一丁右十一)

五教の列名各祖其趣を一にすること如此然れども意を拂ふて之を觀察せんか、杜

清涼の後
三一乗と
後一一乗

順の中間の三教には皆大乘の言を冠し後の一を一乗と名づけ賢首は唯始教にのみ大乘の言を與へ宗密は一乗の言を頓教に與ふるもの其間何等かの消息なかるべからず抑々一切皆成佛を以て二乗成佛を否定するものに對抗するときは後三一乗の筆格なること賢首『探玄記』一丁十三明現傳已下に於て明なり然も是を簡明に説明するもの清涼なりとす即一家五教に於て三一を分別するに二ありとし初は終頓圓を皆一乗と云ひ次は唯第五の圓教のみ一乗と云ふ。

對權顯實則前二是三乘後三爲一乘乃至初一小乘次三乘後三一乘或唯後一是
不共一乗云云。
(玄談五六三)

宗密の後
二一乗

賢首の見
解

宗密に至りては禪宗支那佛教界を風靡するの時代なれば之が對抗上教禪和合を唱へ後一一乗の銳鋒を包むに後二一乗の目を以てし盛に誘引の手段を講ずるに至れるものと云ふべし是に於て賢首五教判の列名を逆見すれば賢首後三教に於て大乘一乗等形容の字を冠せしめざるもの大小相對後三一乗後二一乗後一一乗の義を含蓄せしむる底の用意なりと云ふべし。
五教判の内容云何之れまさに説明を要するの順序となれり然るに其詳細を研究

五教判記
述の綱格

せんには、少くとも『五教章』上卷に於ける分教開宗並に乘教開合に於て其大綱を提げ、『探玄記』一三丁以義分教の一章に於て五教の内容を極め、清涼『玄談』五三六を参考し、宗密『圓覺略疏』上一三一等を考證せざるべからず、然るに猶更に其詳細を盡さんには、子澹『楞嚴疏鈔』に於ける教義分齊章並に此が注疏たる往譽無絃の『五教要義鈔』等、五祖以下の著書枚舉に遑あらず、加之五教一々の内容に就き十章を設けて詳細に説明せし『五教章』下卷の如き、是非とも繕かざるべからずと雖、今吾人は賢首を中心として此等の著書を参考し、以て五教判の大綱を提示するに止め、直に去りて賢首已後に於ける異說並に清涼宗密の發揮する所を見んとす。

第二項 小 乘 教

小乗とは斷惑證理共に小量なるが故に、大乘家より名づけて小乗と爲し、彼れ自家の立名に非ずと雖、遂に通稱語となれり、四阿含經、諸部の律本、婆娑、發智、六足、俱舍等の論を有し、上座部、大衆部等の二十部宗皆是に屬す、其主張する所は宇宙森羅萬有を七十五法等に分類し、又六識を立て、之れが説明を試みると雖、主として人空の

愚法小乘
は人空の
理を悟る
にあり

理を説き、假に少しく法空の理を説くも未だ顯了なるず、法源を盡さざるが故に、愚法小乗の稱あり、之れ大乘始教に於ける法空の理を悟る不愚即廻心二乘に區別して愚法と云ひ、菩薩に簡びて小乗と云ふ。

抑々阿含には無是老死、無誰老死の文あり、初の無是老死とは法空を明して老死の法なしと云ひ、次の無誰老死は人空を明して誰の人か老死なからんとの意なり、是を以て説出世部、一説部、假説部、成實論の如き法空の理を説くと雖、根本の經説に徴するときは、當此一文のみ、故に清凉宗密論して曰く、唯是れ此文のみにして而も多分は人空を説くが故に、多分に就て人空を明すと、實に然り、小乗の根本義は人空也、故に法空を説くも其義門、分明顯著ならざるなり、故に稱して愚法小乗と云ふもの當れりと謂つべし。

天台之を稱して藏教と云ふ、然るに一家は藏教の稱を取らずして、小乗の言を用ふ、之に就て清凉説明して云く。

以見天台立名招難故、改名小乗、所攝法門不異於彼、故指同也。

(清凉玄談五下十七)

阿含に少
分法空を
説く

天台藏教
との異に
就て清凉
と芳英の
説

蓋清凉に依るときは、小乗は正化は二乘にして菩薩は傍化たるに過ぎず、從て判教門より論せんか、正化に隨ふを正となすべしと、又宗密によるときは、小乗の説位に就くときは、勿論三乗の因果を説くと雖、若判教に就くときは、聲聞緣覺の二乗を眼目とし、小乗所説の菩薩は始教に屬すべきものなりと、判教門上に於ける名稱本より然るべきを覺ふ。

清凉は『玄談』五に於て小乗教は天台の藏教にして彼に同じと云ふ、然れども已に一は三藏と云ひ、一は小乗教と云ふ、多少の差異なかるべからず、南紀芳英の曰く、略辨其異、名下所詮義趣自成、左右有二、一菩薩實權、二三界出不異。

(探玄記芳英録)

其意天台の三藏と稱するは、偏行六度菩薩の如き實類あるを以て、小乗と名づくるときは、此等を含蓄せざる故にして、又今家によるときは、鹿苑施化の本意二乗をして三界分段生死を出離せしむるにあり、是を以てたとひ菩薩ありと雖、理實は權化にして回心已去に攝せらるべきものとす、次に天台は通教に對すれば、巧拙の異ありと雖、共に界内見思の惑を斷じて三界を出過するの義あり、今は愚法二乘三界を

出過するの義を許さず、其基く所天台は六識論格にして、三乘既に六識相應の見思を斷すとなし、華嚴家は八識論格にして、愚法二乘未だ七識相應の惑を斷せずと爲す、即人執煩惱の斷未斷の云何にありとす。

第三項 大乘始教

始教の別目

大乘初門の教なるが故に始教と名づく、又初教と云ひ、生教と云ひ、清涼は一分の法性を顯すを以て分教と名け、又方便して劣機を誘引するを以て權教と名づくと云へり。

相始教

五姓各別を立て、三乘永く相隔り、定性の二乗都て廻心なく、無性の有情永く成佛せず、又遍依圓の三性差別して理事各別性相同じからず、多く法相を説き百法を立て、万有を説明すと雖、法性の説明に至りては一分のみ、又事理俱融を立てざるが故に、緣起論も只一分生滅の事法上に於ける、賴耶緣起説なり、『深密經』、『瑜伽』、『顯揚』、『雜集』、『唯識』の諸論等之に屬す、之を相始教と爲す。

空始教

又般若經及中百十二門論等の説く所、多く破相遺執の空の義を説くを以て、空始教

となす、然れども若し空有鎔融の義により、三乘五姓皆成佛を談する邊は、終教大乘の義なるが故に、賢首大師『十二門論疏』に三論の所攝を判じて、始終二教に通すとせり、蓋し三論は其初め龍樹提婆青目に相傳し、青目の下に於て二に分れ、一は羅什嘉祥に傳り専ら破邪顯正を主とし、二諦を只教の上に於て立て、理の上に於て立てず、空の一邊を標榜す、故に空始教たり、然るに智光に傳はりしものは世俗諦第一義諦によりて宗を立て、世俗諦は教なり、第一義諦は理なり、教にて漸次理に入ると顯はし、平等一味空有無碍を説く、之れ終教以上の談と爲す所以なり。

成不門と空不空門

上に説明する如く始教を分て相空の二となすこと、一家判教の當意なり、故に

始教者、以深密經中第二第三時教、同許定性二乘俱不成佛故、今合之總爲一教。

(探玄記一三三)

と云ひ、以て深密第二時空教第三時中道を始教に屬せしめたり、是れ一家成不門の正判なり、然るに『五教章』上右十六に於ては深密の第二第三時を始終二教に配せり、之れ空不空に就きて分けしものにして、性相融會の緩なるものなり、彼五教章註釋家並に普寂等此を論するや、盡せりと雖、憾むらくは皆肯綮を得ず、之れ一家の判に

成不門、空不空門の差別あることを知らざるの失なり、一家圓轉滑脱の妙判、味ありと云ふ可し、又廻心直進の二教を分ちて、廻心には乾慧等の十地を説き、直進には歡喜等の十地を説く等種々差別し、或は又始教に始門終門を開く等、『探玄記』六_七六の如し。

天台通教
その同異

次に天台の通教との同異を説明せば、天台通教は共般若により三乘通入の義を立つるが故に大同なりと雖亦大に差別する所あり、南紀錄に七異を擧ぐ、左の如し。

- 一、識體六八開否異
- 二、不共十地談否異
- 三、始門終門開否異
- 四、法相差別談否異
- 五、廻心直進別否異
- 六、界外變易立否異
- 七、佛果常住許否異

第四項 終教

終教の別
日と經論

大乘漸教中終極の法義を顯すが故に終教と名づけ、又純熟の機根の領受するが故に熟教と云ひ、又法の實理に契ふが故に賢首は『心經疏』に於て、清涼は『玄談』に於て共に實教と名く、『勝鬘』、『涅槃』、『楞伽』、『密嚴』、『無上依』、『如來藏』等の經、及『起信』、

終教の所
談

『寶性』、『法界無差別』等の論是なり。

遍依圓三性同一體を立て、理事不二性相融通を語り、法爾五姓の別を排斥して一性皆成佛の義を談じ、定姓の二乘も最後に廻心し、無姓の闍提亦發心成佛すと爲す、而して百法を論せざれば法相を説く事少くして法性を説く事大に廣し、即眞如は隨緣して森羅萬法となる、爾も性不變なるが故に萬有の相狀盡く眞理に歸せざる事なし、之れ所謂眞如緣起にして其賴耶を談する、又生滅不生滅、即眞妄和合の識なりとす、又其位階を立つること彼の始教が十信以上五十二位を立るに反して此は十住已上四十一位を立つ。

第五項 頓教

頓教の宗
要

此教の宗要は言絶頓亡し、理性頓顯し、階位を立ずして解行頓成し、一念不生即佛なりと、教理行果の四法共に頓速の故に頓教と名く、之れ即『維摩經』の中の淨名居士の無言の默理なり、『諸法無行經』の中の衆生一相にして畢竟不生なり、『法界體性經』の我見の本際即是菩薩なり、『起信論』中の絶言眞如なり、『寶積經論』の頓教修

多羅なり、『楞伽經』の鏡中像頓現なり、初地即八地所有なし何の次かあらん等なり、『思益經』の諸法の正理を得るものは一地より一地に至らず等なり。

離言を教
さ名くる
所以

天台頓教を立てざるもの、藏通別圓の四教中皆一の絶言あるべきを以て別立せざるなり、今は離念の機の爲に立て、一教とす、然るに離言門を教と名づくる所以のもの、若し一言をも指さずんば必要何に由てか傳へん、故に無言の言に寄せて直に絶言の理を顯す、例へば鷲の白きを示さんには墨によりて益々顯はるゝが如し、加之無言無説にして能く衆生を化さんが亦能く教と爲すべく、彼の默不二の如き亦方に隨て教と稱するものあるに於ておや。

本覺斷の
法

如此頓教の理たるや、法相を説かず、八識差別の相なり、一切所有唯是妄想也、一切法界唯是絶言也、五法と三自性と共に空にして、一切諸法本來自爾の法性、本より迷なく悟なし、之れ本來の面目にして所謂本覺斷の法なりと云ふべし。

第六項 圓教

圓教の出
據

圓教とは教理行果共に圓融無碍圓滿自在無盡なるを以て圓教と名く、此の名本と

『六十華嚴』五十五卷中に善伏太子の爲に説く所を、圓滿修多羅と云ふとあるに依る。

定外逐機
末經を同
教一乘と
爲すも圓
教の名を
與へず

此中に總じて二門あり、一には同教二には別教なり、初めに同教一乗とは三乗の義に同じて一乘義を顯すものにして、漸入のものゝ爲に此法を説く、法華等の所説是なり、後に別教一乗とは所立の義門全く三乗に異り十々無盡、主伴具足、相即相入の法門にして、頓入のものゝ爲に此法を説く、華嚴經の所説之なり。

如此同別二教の不同ありと雖、別教一乗を以て圓教の本となし、三乗を攝せんが爲に同教を立つ、故に華嚴經中にも亦同教あり、漸入のものをして悟り易からしむ、之れ稱法の同教にして對機に非ず海印定中のものなり、其逐機の同教は海印定外のものにして廣く法華並に三乗の諸教を攝す。

圓教に就
て天台と
の異點

今天台の圓教と比較するに、彼は前三教を隔歴不融の權教とし、第四圓教を三千三諦共に互融無碍を談する實教なりとして、遍圓相對す、然るに華嚴家は前四教を以て理性は一寂平等、緣起の諸法は孤起の權法なりとし、第五圓教を以て理法界無盡の性海、緣起の塵々法々は無盡の實法なりとして、一相無盡相對す、今更に南紀芳英

の探玄記録によれば華天兩一乘の圓教につきて十異を擧ぐ。

- 一、唯心色心異
- 二、事々修性異
- 三、果上因具異
- 四、性善性惡異
- 五、成佛不證異
- 六、無位有位異
- 七、緣性迹本異
- 八、直顯開顯異
- 九、菩薩聲聞異
- 十、稱十貴三異

第三節 五教判の變遷

第一項 靜法寺慧苑の異說

賢首上足の弟子たる惠苑が師說に背きて立てたる異說中、教判論の如き又其一なりとす、彼は天台の四教判に黨し先第一に賢首が立てたる頓教に向て矢を放ちて云く。

當知此並亡詮顯理復何將此立爲能詮若此是教更何是理。若言以教離言故與理不別者終圓二教豈不離言若許離言終應名頓何有五教若謂雖說離言不得言說者終圓二教亦應名頓以皆離言不得言故。

(刊定記一ノ四十四)

慧苑の頓教否定說

慧苑の四種教

其意默不二の如き能詮の言を亡すに由て所詮の理此に顯はるゝの義ならば何ぞ特に立て頓圓なる判目を存するを得ん又若したとへ頓教を立つるも立つる下より言を亡し言を離るゝとせば獨り頓教に限るべからず終圓亦然るべし從て一頓教のみとならん是を以て頓教の判目を存すること甚だ不可なりと而して彼は「寶性論」に所謂四種の衆生ありて如來藏を知らざること生盲の人の如し一には凡夫二には聲聞三には辟支佛四には初心の菩薩なりとあるを典據とし四教を立つ、一初迷眞異執教當彼凡夫二眞一分半教當彼二乘三眞一分滿教當彼初心菩薩四眞具分滿教即當彼識如來藏者。

初教謂諸外道迷於眞理廣起異計二謂小乘於眞如隨緣不變二分義中唯說生空所顯之理故名爲半如涅槃半字三謂但得不變不得隨緣故名一分而雙辨二空故名爲滿四由具隨緣不變二義故名具分。

(刊定記一四五)

とし全然賢首五教の判教に反せり其大膽驚くに堪へたり由來才子氣銳の徒一時を眩惑せしむべしと雖着實穩健を缺くか故に千歳の典と爲すべからず是幾許もならずして清涼の駁撃を蒙る所となる亦理の當然のみ清涼彼が頓教に向て放ち

清涼の駁撃

し矢に酬ひて曰く、能く教を詮る皆所詮に従つて立つ、若し三乘を詮るときは則ち是漸教、若し事々無碍を詮るときは即是圓教なり、是と同じく頓理を詮るもの豈頓教に非ずとせんやと云ひ、又彼の四種教に對しては、第一佛教外のを以て判教中に列するもの根本的の誤謬なり、第二涅槃の半滿二教に據るとせば、彼れ四種教の後の二は已に滿教なり、然るに一分の言を加へ且つ不變の一分を得るものを分けて滿と爲す、奇怪の甚だしきものと云ふ可し、第三涅槃の半滿は彼が云ふが如く只二空のみに約するのみにあらず、空不空相對するものなりと、餘蘊なく駁撃し盡し評して曰く、

諸難皆破、故知形雖入室智未昇堂、亦由曾不參禪致使全迷頓旨、(玄談五四右)

第二項 李通玄の異說

賢首沒後七年目即唐開元七年『華嚴合論』四十卷を作りて新華嚴を釋し、當時教界の一重鎮をなせる李長者通玄の判教論を見るに、合論卷三に於て依宗教別の一章を設け、先づ賢首大師『探玄記』の立教差別中に於ける、第一古德十家の判を擧げ、以

通玄の十種教

上十家所釋並依今唐朝法藏法師所集、乃至此諸德所說各有典據、然今唐朝藏法師承習儼法師爲門人、立教深有道理、亦可叙其指趣、と云ひ、次に第九就義分教に據りて全文を掲げ、次に第三述西域第四會相違によりて戒賢智光の判を出し、「此西國法將立教各有一途、皆詮聖教、在彼一方軌式仰惟高旨」と云ひ、而して後に述べて云く、

通玄自參聖教、隨已管窺、以述意懷、用呈後哲、准其教旨、略立十種教、總該佛日出通、興始終教意、何者爲十

- 第一時說小乘純有教
- 第二時說般若破有明空教
- 第三時說解深密經和會空有明不空不有教
- 第四時說楞伽經明契假即真教
- 第五時說維摩經明即俗恒真教
- 第六時說法華經明引權歸實教
- 第七時說涅槃經會諸三乘捨權向實教
- 第八時說華嚴經於剎那之際通攝十世圓融無始終前後通該教

第九共不共教
第十不共共教

釋迦一代の説時に就て順次之を列擧す之れ自ら淺深差別の次第となる然るに第八時に華嚴經を列せるもの通玄は賢首が第二七日の説時となすに反して全く華嚴の説時を無始無終と爲すに依るが故に第八時に安じ其高きを示すのみ如此第八時に至りて圓融無始終前後通該の時を立つるが故に第九第十の二教に於ては時の字を用ゐざるものとす而して第九共不共教とは諸大乘教に於て三乘同聞して得益各別なるもの又華嚴經中に於て一毛量處及一塵中に於て諸佛の法輪を轉す然も衆生の解各別なる等佛と法を共にし智を共にし將た時身心乘を共にし智解々脱各不共なるを云ふ又第十不共共教とは華嚴經に十方雲集諸來菩薩及佛國土從來する所の方不同なり然も同聲以て説法し又會中に於て天龍八部人非人等各差別す然も同じく遮那法門を聞くことを得る等是なり。

十種教の
批判

之に依りて之を見れば師の判教は時を標準と爲して先づ之を列ね自ら法義の淺深次第を知らしむるものと云ふべし然るに『華嚴經』に於ては圓融無始終の説時

のみを説き釋迦説教の或一定の時を立てざるはあまりに理論に走りたるものと云ふべく第九第十の如きに至りては前と全然標準を異にしたるものなり然れば二個の標準を以て定めたるものを混合し以て一判教を形成したるものなれば到底完全なるものと云ふべからず如此吾人は師の判教に對しては慊焉たらざるものありと雖師が判教を論ずる態度に至りては大に敬服に價すべきものあり即同時代の先輩賢首を稱揚し其立教深く道理ありと云ふが如き競争場裡の大敵しかも既に其人示寂す口を極めて駁撃を加へ自身の判教を世に照會すべきに事茲に出でずして深く賢首に向ふて尊敬の意を表し自己の判教を述るに當りては只之れ管見に過ぎすと謙遜し且後輩に向ふても益恭儉自己を持し後哲に呈すと云ふに至りては師の高風欣慕するにあまりありとす。

第三項 涼密二祖の頓教論

彼の異義者慧苑が『刊定記』卷一三五に賢首の五教を擧げ次に此五大都影響天臺唯加頓教令別と云ひ全く天臺の四教に異ならずとなし頓教の如きを加ふるもの

惠苑の頓
教説を駁
す

清凉初め
て禪宗を
頓教に配
す

蛇足の甚だしきものなりと批評し、賢首の眞意殆ど煙滅せんとするに當り、清凉立
て其誤解を鳴し、彼天臺は四教に皆絶言あるが故に頓を立てず、畢竟之れ詮を亡し
て旨を會せしむるにあり、今は然らず頓に言絶の理を顯して別して一類の教とな
さんとする、從て頓教なかるべからずと鐵槌を加へ、且つ頓教に關する意見を述べて曰
く、

達磨以心傳心、正是斯教、若不指一言以直說、卽心是佛、心要何由可傳、故寄無言之
言、直詮言絶之理、教亦明矣、故南北宗禪不出頓教也。
(玄談鈔卷五四〇)

今諸禪宗多依此教、被離念之根、理極顯故。
(貞元華嚴經疏)

と云ひ、五教中の頓教を以て、南北の禪宗に配せり、之れ未だ賢首の云はざる所、清凉
に至りて初めて明言する所なり。

宗密に至
り禪宗を
圓教に配
す

圭峯宗密に至りては更に一步を進めて頓を以て圓に同せしめ、『圓覺疏鈔』の中に
は多く漸頓二教を説き、始め阿含より終り法華涅槃に至る迄を通して漸と稱し、華
嚴圓覺等の二十餘部の如き三時五時を以て律すべからざるを頓と爲して、一代教
を判し、又或は五教判に則て一乘頓教一乘圓教と云ひ、殊に『禪源諸禪集都序』の如き

は禪に三宗あり、一に息妄修心宗、二に泯絶無寄宗、三に直顯心性宗なりとなし、又教
に三種を立て、一に密意依性說相教、二に密意破相顯性教、三に顯示眞心卽性教なり
となし、其中三宗に於ては直顯心性宗最も勝れ、然も心性を指定するに二類あり、一
は天真自然にして不修不斷、二は空寂にして靈知不昧なりとし、之を三教中の顯示
眞心卽性教に該當すと云ひ、盛に空寂の眞心は無始本來自性清淨なりと論じ、主と
して『華嚴經』を引用し、全收全棟の二門を以て句を結ぶに至るが如き、隨に頓教を
禪宗なりとする清凉に一步を進め、彼の禪宗を説くに一家圓教の義を以てし、最後
に是亦一家の全收全棟と結論するもの、之れ教禪の和合にして、清凉の發起にかゝ
りし頓教說、此に至りて運用の妙を極めたりと謂つ可き哉、然るに此新機軸たり新
發揮たり活手段たる二祖の妙談も其眞意を誤解せられ、後來我國に於て盛に風潭
普寂戒定諸師の罵倒を受くるに至る、若し二祖をして之を聞かしめんか意外の感
に打たるゝものあらん。

清凉宗密
二祖の風
格

蓋し清凉は内惠苑の邪義に依りて賢首の正系滅亡せんとし、外は法相漸く衰運に
傾きしと雖、荆溪大師天臺中興の祖として一世を風靡し、又南北兩地の禪宗旭日の

勢を以て中天に昇りつゝある教界多事の時代に際會したれば、内は極力惠苑の非を鳴らし、外は天臺を融會するの學風を興して性惡説を唱へ、特に禪宗に對しては一致の態度を示し、宗密其遺風を承繼し、禪宗の直指人心見性成佛と圓教の本覺智斷性起法門をして和合一致せしめ、當代に對抗し以て華嚴の宗風を益々發揮せしめたるの功偉なりと云ふべし、其華嚴に於ける性惡説は教理論中に又教禪一致論は觀行論中に委しく論ずる所あるべし。

第四項 風潭二師の頓教論

風潭曰く
天台に頓
教ありと

彼の惠苑が天臺に黨し五教中に於て頓教を立つるの不可なるを絶叫するや、清凉出で、其妄を鳴し、頓教を立つる所以を『玄談』に説明して、「天臺所以不立者以四教中皆有一絶言故今開者頓顯絶言別爲一類離念機故」と云へり、然るに此頓教立不の義に關して兎角の議論を惹起し、風潭は天臺亦頓教を立つる所以を説明して云く、天臺復化儀の頓を立つることあり、即華嚴の如き部時味に從つて頓の名を得、又秘密不定に於ても頓を説き漸を説く、何ぞ天臺に頓を立てすと云ふや、若し夫れ天

普寂云く
天台に頓
教をて
すと

臺に頓教なしと云ふは唯化法に望めて云ふのみと云はんか、此亦決して然らず、天臺已に入教を以て一代聖教を判釋す、罄きて盡きざることなし、故に妙樂曰く頓等は是此宗判教之大綱等と云へり(匡眞鈔三六五右)。普寂は天臺に於て頓教を立てざること、清凉に同意するも、其理由に至りては清凉と其説を異にし、法華は同教門なれば此中に終頓圓を攝す、從て頓教を立てざるのみとす。

不可言以四教一絶言而爲此教也、天臺所以不立別有道理、法華即同教門故攝收十地乃至佛地、以爲圓理、故彼圓教中含攝今家之終頓圓、故不別立頓教、兩家判教超出古今、蓋由教之所原、問答髮可仰。
(發揮鈔二二六)

二師天台
頓教立不
説の批判

蓋し風潭は清凉が天台には頓教を立てすと云ふ説に向て攻撃を加へたるものなれども、只頓教の目が部時味或は化儀四法中にあることを喋々し、其化法中に頓教ありと云ふ立證には、只天台の判教は入教を以て一代教を盡すなりと説明せり、然れども焉ぞ知らん如此主張するとき、單に化法四教のみにては一代教を盡さず、化儀と相待ちて始めて一代教を盡すと云ふことになり、天台を辯護せんとして却

二師の禪
宗對配攻
擊說

て是を賊するものと云ふべし、次に普寂の如き筆法を以て天台が頓教を立てざる理由を成立せんか、天台は強て頓教に限らず通別二教も立つることなきに至るべし、二師の議論夫れ過てる哉、又清涼が頓教を禪宗に配せしに就ては、鳳潭普寂共に口を極めて聲を高ふし筆を訶して曰く、

今謂禪宗既爲滯教網、達磨西來尙爲頓教者、早被頓網羅了、活底祖意更何在焉、直饒頓詮而能頓悟、三級化龍去、癡人辱野塘、誰是爲然、蓋夫北宗姑置、水南荷澤雖派、南宗出于五葉之外、然清涼圭山所尙參禪者、故智皆是、黨乎知解、穿鑿之過、非關吾宗事也云々。

(匡真鈔卷三六)

以教判禪亦不穩當、天台至相賢首判教之間、言不及於禪密者、却是高致。

(發揮鈔二右六)

豈可以五教而判之耶、非是有五教攝不得者而不判之也、非由禪勝於教不能攝之、但彼乃教外不立字家、不可以教而判之、宗致也、不可判而判之、則卻爲杜撰。

(衍秘鈔三七)

二師同一步調を取り、禪宗を以て教に配すべからずと爲し、殊に鳳潭の如きは、罵倒の極、清涼、圭峰參禪の價值を冷評し、普寂は事毎に意見を異にする、鳳潭を稱して頗る道理ありとせり、蓋し禪宗は強て判教を事とせざるの宗風なれば、二師の言實に理ありと云ふべし、然れども清涼、圭峰之を知らざるに非らず、故に或は之を自宗の頓教中に攝し、或は後三教を判して共に一乗と名づけ、然も亦後二一乗を談じて、性起の趣入を説くもの、其真意のある處を察せざるべからず、況んや一方には時代思潮に同化して、教禪和合の必要あるに於ておや。

第五項 普寂の五教論

華嚴大教海即ち一心十地の法は、因果五乗を合攝する所の如來藏心にして、十地十波羅密を具し、淨明鏡の能く萬像を現するが如し、然るに衆生無明妄心に由て、此に分段變易龜細の二殼を成ず、諸佛如來は此二殼を出で、亦能く一切衆生をして二殼を破りて、十地三徳を顯生せしむ、其初めに先づ初二三地の人天の善を得せしむるを出世の方便と爲す、是を人天乗と名く、四五六地の人空智を以て煩惱を照破して

五教説の
梗概

分段を出でしむ、是を小乘教と名づく、七地の法空智を以て二障の龜分を破し、菩薩の三賢道を成就せしむ、是を始教と名く、二空智滿れば則二障の龜分盡して變易殻を脱せしめ十地出現す、之を如來藏教と名く、然るに初地より七地に至るまで、猶微細の惑習及知障ありて未だ明了なる能はず、此分齊に於て終教を建立す、第七地無相行極り將に入地に入らんとす、煩惱の心行永滅し、心源洞朗して大夢の覺むるが如し、相想俱絶し、言語道斷す、此分齊に於て頓教を建立す、入地以上藏心圓現佛境界に入る、色心智業自在無碍、此分齊に於て圓教を建立す、此一心十地の法に於て普機の稟くる所を圓教と云ひ、亦別教一乗と名づけ、別機之を稟くるときは即小始終頓と云ひ、又小乘三乘亦三亦一乗と名け、此等の諸乘を若し普眼賢を以て照すときは、彼の別機の感する所の乘教即是華嚴一乘なりと知る、是を同教一乗と稱す、然も其體唯一如來藏心是也、(行秘鈔三の三丁左發揮鈔二の二十一丁取意)。

即ち師の説によるときは、華嚴圓教は八地以上の菩薩の修入にして、凡夫の修入の境界にあらず、故に華嚴に入らんと欲せば小乘三乘の人法二空の修行を爲すべし、此修行直に是同教の修入なりと爲すにあり、一應理あるが如しと雖、若如此すると

五教の根
抵を修養
に置く

きは華嚴の觀道門は全然必用なきものとなり終るべし、即ち華嚴祖師の觀道書を著述するもの意味なくして可ならんや、之れ末代の衆生に一家止觀の法を勧め、一心法界に悟入せしむるにあるや必せり、師が實行門に重きを置き、卑近なる方法を勸むるの婆心に對しては、謝辭を呈するに恪ならずと雖、圓修の困難を慮るの結果、如此誤謬をなすに至りては其罪亦少なからずと爲す。

第六項 戒定の五教論

戒定師が五教に對する見解は穩當にして、別に珍説の照會すべきものなしと雖、天台四教と華嚴五教の比較論の如きは、多少益する所あるを覺ゆ、依て左に師の意見を掲ぐることにしぬ。

從來の判教に於て、小乘を愚法、廻心の二教に分つもの絶てなく、特に天台の如きは是を分たざるのみならず、二乘菩薩乘を混じ三藏教の名を以てせり、之れ龜論中の龜論と稱すべし、又通教の如きは一分寄對門にして公論の大教に非ず、地持、瑜伽等一として皆當るものなし、且別教の如きは地持善成等の始門、十地起信等の終門、其

天台四教
判の龜論

賢首五教判の善美

清凉に一矢を酬ゆ

混すべからざるを混ず判教論として精密を缺くものと謂つべし。

然るに今は小乗に於て、廻心と愚法を分判し、又三乗の外に一を立つ、一三の外に小乗を出す、小一の外に三乗存立して其法義整然として亂れず、又天台は古師の一乗は三乗の一乗にして、三一紛亂なき能はざるを慮り、三外の一を立つるも、尙同別を分たざるが故に、純雜二種の一乗其法義鮮明なる能はず、且唯一乗法の如きも、同別一乗を立てざるが故に、完全に其義を成すべからず、即同教一乗は會三の故に初めより唯一乗の義成せず、獨り別教一乗のみ初めより無雜にして純一也、依て初めより唯一乗なりと云ふべし、如此天台の盡さざる所、今家皆彼判を改易して、眞に善美を盡す、是故に細にして密、誠に判教門の眞髓なりと謂つべし。

天台に慊焉たらざる師は、清凉が『玄談』に於て天台の四教を讚する如き口吻を漏せるを意に介し、一矢を呈せり、

凉公佞天台贊彼四教甚過其當矣、且况判彼藏教云即此小乘彼名有濫故賢首爲小乘名異而教同、此佞言大謬後世矣、可不慎乎、

(帳秘録卷二)

戒定の達識たるや、清凉が天台中興の祖荆溪に對抗上、止を得ずして其非を指摘せ

ざるの衷情を知るが故に、凉公天台に佞すと軽く攻め、次に慎まざるべけんやと其注意を加へたり、其筆法穩曲にして然も狂ぐべからざる平生の氣風閃々たるものあるを覺ゆ。

第四章 十宗論

第一節 十宗判の淵源

疑然の『通路記』十四三丁に曰く十宗の判は、杜順未だ之を開かず、賢首に至り至相の意を承け始めて之を開くと、此れ十宗判組織せられたる上にて一家の相承を論ずるものにして、廣く判教史上より其淵源を説明せしに非ず、然るに教判發展の概要中に説明せし如く、賢首大師は『五教章』、『探玄記』に古師の判として、大衍の四宗教、護身の五宗教、耆闍の六宗教を擧げ、開宗の龜鑑と爲すが故に、南北兩地諸師の學說に負ふ所少なからざるなり、然るに是等諸師の判は小乗に就きては共に、毘曇を因縁宗とし、成實を假名宗として二に分ち、大乘に就ては大衍は不眞、眞の二宗とし、

大乘を四宗に分つは、大衍等に依る

小乘を六宗に分つは慈恩に依る

護身は不眞眞法界の三宗とし耆闍は不眞眞常圓の四宗と爲すが故に賢首大師十宗の判其大乘を四宗に分つの範は茲に則りしや疑なしと雖小乗を六宗に分つもの他に此れ已上に分類せし精密のものなからざるべからず則ち慈恩の『法華玄讚』並に『義林章』に於て八宗を分ち其中前六宗を小乗教となし後二教を大乘と爲すものを參考資料に供せしものと云はざるべからず清凉説明して曰く、

此十宗前六全同大乘法師大乘則有八宗七名勝義俱空八名應理圓實即以法相爲應理圓實法性爲勝義俱空

(玄談八の丁三右)

之れ則ち今家十宗判の前六宗は全く慈恩に依りしこと明なりと云ふ可し然も亦之を比較するに但宗の名稱稍異なるあるのみにして其義に於ては彼此差別することなきに於ておや然るに其大乘を二に區別し法性の上に法相を列せし如きは之を排斥し之に換ふるに耆闍等を考證し分て四宗とし慈恩八宗の上に二宗を開出せり之に依て之を觀れば賢首の十宗判は諸師の判教を參考し比較し取捨折衷して大成を告げしものと云ふべし。

第二節 十宗判の要旨

第一項 總論

古來の判教を見るに或は但だ教を判じて宗を開かざるあり或は宗を開て教を判せざるありて完璧を得たるものなし抑法理に就て區別するときは五教を出でづと雖若人々の所尊所崇より之を觀察せんか其歸向する所多面に岐かるゝや自明の理なり是に於てか開宗の止むべからざる本より其所也

但自宣聞有異致令法教不同隨宜入者爲良藥不相應者爲毒藥

(遊心法界記三丁)

賢首の此言敢て直接に今の論旨を説明せしものに非ざるも亦以て機趣に従ふて差別する所あるを知るべし加之一經中には多教を攝すること『深密經』に始終二教を有し『般若經』に始終頓三教を攝する如きものあり或は又一宗中に多經を攝すること淨土三部經の如きものありて宗の寛狹一定せざるあり故に賢首大師述て

此但且舉大例作如是斷若門々具論經々中皆具此五

(遊心法界記左二丁)

と云ひ、清涼は之を承けて更に委しく説明せり、

教則一經容有多教宗則一宗容具多經隨何經中皆此宗故若局判一經以爲一教則抑諸大乘

(玄談八丁右)

如此教なるものと宗なるものとは其範圍に寬狹の異あり又教は斷證證理位階等一定の分限を有するに反して宗は機修に隨ふて種々に區別せらるべきものなれば單に教のみを判じて宗を判せざらんか哲學的理論的のものとしては可なりと云はんも所謂宗教的實行的のものとしては空漠に流るの譏を免るべからず賢首の用意周到にして全備を盡せる教を判じ然も亦別に宗を開て十種と爲すこと誠に所以ありと謂つべし。

第二項 我法俱有宗

人天教に於ける人法二我

此中に『提謂經』の如き人天教を攝す人天教は五戒を修して人果を得十善因を行して六欲天の果を得四靜慮を以て四禪天に生じ四空定を爲して四無色天に生ず

小乗中に於ける人法二我の組織

るの理を教ふるものにして機根淺劣の故に我法俱に存することを許す又小乗中の犢子法上賢冑正量密林根本經部の如きは或は三聚法を立て有爲の色心諸法を爲し法我の俱存を説き或は五法藏を立て過去未來現在の三を有爲法とし次に無爲を立て此の二を法と爲し不可説藏を我として法我の存立を説明す三聚法と開合の異のみ

人法二我を立つる所以

如此人我法我の二を立つる所以のもの機根淺劣のものをして因果を信じ易からしめんが爲めにして人我を立つるも只之れ誘引の爲のみ天臺之を知らずして犢子部を指して附佛法の外道と喝破するもの酷に失せり而して天臺に黨し人我を脱却せざるを以て三界出過の義を許さざるものありと雖此に所謂人我なるものは本より誘引にして其實は矢張法我なり法我とは五蘊假和合上に於ける法體が業を作り其果を受けて相續するものにして外道の所謂人我とは同日の論にあらざる也彼の法相宗に於て第八識中に本有種子を立て相續を談ずるもの亦法我なりと云ふべし。

第三項 法有我無宗

三世に亘りて法體恒存なり

森羅の諸法を分ちて七十五法と爲し、此を各種の方面より觀察分類し、法體恒有を主張し、人無我を立證す、即五蘊門より色心の二法に分類し、或は十二處十八界門より觀察分類して三世と非三世の四分を以て、心、心所、色、不相應、無爲の五分を立て、畢竟有爲法は其體に就くときは生滅なく、生滅なるものは只其作用に關するのみにして、體は三世に亘りて恒有なり、又無爲法は本より不作用にして生滅に亘らず、其法體實有なりとするにあり、約言すれば此宗に於ては本來一々差別したる物體ありと立て、而も其間決して我の體なるものなく、只吾人は此等諸法の假に和合して、我に似たる作用あるを執して我となすのみなりと説く、有部を初めとし、雪山部多聞部、化地部の未計之に屬す。

第四項 法無去來宗

前の有部等の説に依れば三世に通じて實體ありと云ふ、然るに今は現在のみ法有

現在有爲法と無爲法とのみ法體恒存なり

にして、過去は法の已に滅せしところ、未來は未だ法の起らざる位なれば有ならず、之れによりて只現在の無爲のみ實體ありと云ふ、故に前より進むこと一段の深きを加ふること明也、即前宗は未來は未だ作用なく、過去は作用既に去りしと、其體は過未に亘り存立すと云ふ、然るに今過未に於ては體用共になしと云ひ體に迄生滅を談すればなり、大衆部、鷄胤部、制多山部、西山住部、北山住部、法藏部、飲光部、根本化地部等之に屬す。

第五項 現通假實宗

現在五蘊のみ法體恒存なり

前の大衆部等は現在の法は凡て有なりと云ふ、然るに今は現在も假實に通ずと立つ、五蘊の法は法自性の差別なるが故に實體あれども、十二處十八界の法は相對假立にして、相待によりて初めて存すものなれば、假にしてあらざるなりとす、說假部並に成實論等の經部の別師の主張する所なり。

第六項 俗妄真實宗

無漏法のみ眞實なり

有漏の苦集二諦、即世間の因果なるものは、假名の顛倒より起るものなれば、虛妄法なり、無漏の道滅二諦、即出世間の因果は、之に反するが故に眞實なりと主張す、説出世部並其末計の唱ふる所也。

第七項 諸法但名宗

一切諸法皆空なり
體空と折空

一切世、出世、有漏、無漏の法、但だ是假名のみ實體あらず、有爲空、無爲空、畢竟空なりとす、一説部の立つる所是也、一切空を標榜するも未だ小乗の域を脱せざるが故に、大乘の體空にあらずして、所謂拆空なること明なり。

第八項 一切皆空宗

空始教と相始教
賢首の相始教を略せる所以

此れより已下の四宗は皆大乘に屬す、其中今は正しく始教なり、清涼は又三性空有宗とも名く、前來諸法の眞相を推究して、稍皆空の理を解すと雖、未だ此れ法執分別情計の域を脱せず、今は情謂の外に出過して、諸法の當體即空なりとして眞空を談す、般若等の所説是也、抑始教中空有の二門ある中、賢首大師唯空始教のみを擧げて、

相始教を略せし所以は、今十宗の前八宗は慈恩を參酌す、然るに彼は自家を以て最極位となし、應理圓實宗を第八位に置く、依て今は之を眞德不空宗と改め、彼の『深密經』等の至極の教理に依て、之を終教の位置を與ふるもの、即時勢に鑑みて、性相融會の施設に出づるものなり、若し夫五姓各別を固執するが如き邊より見るときは、固より始教中に攝すべきなり。

第九項 眞德不空宗

前の遮情門より更に一步進みて表德門に出で、諸法緣起の根本に就て立つ、終教の所説之れ也、清涼は眞空絶相宗とも名づく、眞如元來、隨緣不變の二德を具するを以て、隨緣の萬法皆之れ如來藏實德の顯現に外ならず、然れば則眞如中には無始以來性德を具し更に缺くる所なきなり。

第十項 相想俱絶宗

所緣の相並に能緣の想の差別を泯亡して、直に眞諦の理に就くが故に、畢竟不可言

頓教

終教

にして、維摩の默不二の如し、絶言無想の頓教之れ也、清凉は空有無碍宗とも云ふ。

第十一項 圓明具德宗

別教一乘之れ也、至相は稱して圓通法とし、清凉は圓融具德宗と云ふ、抑々別教一乘の宗旨たるや、法界の體性は自爾具德圓滿明にして、亦事理の法、圓滿融通せり、故に一即一切、一切即一、事々無碍、重々無盡、主伴具足し、法界圓かに彰はし、十玄緣起して、森羅の實相を顯現し、諸宗に超絶す。

第三節 賢凉二祖の交渉

賢首が始終頓圓の次第に約して大乘の四宗を列するに反し、清凉は始頓終圓の次第に依りて之を列ね、法相を第七に置き、空宗を第八に住せしめたり、即清凉は、

七三性空有宗者、即是大乘法師所立、應理圓實宗、八真空絶相宗者、即大乘法師勝義皆空宗、
(玄談鈔八丁三右)

と云ひ、次に第九を空有無碍宗となせり、蓋し清凉は四法界の順序に依りて之を配

圓教

清凉は四法界の順序に依り然も決判に出づ

賢首は教理の淺深に依り然も融會を旨とす

し、法相を其所説當分の地位に列せしめあるもの、即ち師の時代は法相既に衰へ、且つ又賢首の如く法門建設の時代にあらざるが故に、褒貶の意を寓して他宗を判するの必要なし、故に清凉は相宗と性宗との所談を判じて、性宗は眞如緣起を談じ、相宗は賴耶緣起を談するを以て、淺深高下ありとせり、之れ所謂決判の風格なりとす、然るに賢首の時代は、法相旭日の勢を以て天下に雄飛するを以て、貶斥するも効なきが故に、之を褒するの意を寓して第八位に置き、且つは至相が始教の宗義を皆空として論ずるの格を相承するに至れり、加之若し彼の慈恩が遵奉する『深密經』に就て其極理を叩くときは、決して眞如凝然不作諸法に止まらずして、眞如不空の理あるを以て也、之を要するに、一は四法界の順によりて之を配列し、以て決判に出づるものと云ふべく、一は教理の淺深次第に則り、以て融會を存するものと云ふべし。

第四編
教
理

第一章 唯心緣起論

第一節 緣起論統一

第一項 緣起の眞義

能緣起所
緣起の關
係

緣起論とは嚴密なる意味を以て釋すれば、物質界と精神界即ち色と心の當相を知るのみを以て満足せず、其根本的原理を追究し、此れより萬有の顯現する相狀を解説するにあり、これに相對的唯心論と絶對的唯心論あれども、然も何れも皆生物進化論的に宇宙人生の發展を説明するものに非ず、只唯識唯心を能緣起の本體と認め、差別の現象を所緣起と爲し、以て能緣起の唯識唯心を研究し、本體と現象の關係を討究し、所緣起の現象を解釋するものなり、されば色心の當相、現在萬象のそのまゝに就て、若し能所を區別して論究するものは緣起論にして、強ち時間的思索を要せざるなり、彼の無始已來と云ひ、宛も時間の必要なるが如く説くも、只之れ説明上に且らく時間的の語を借るのみにして、衆生は本より存在すと斷定したる上にて

實相の意義

説明を爲すものと知るべし、之を要するに、緣起論は所謂宇宙開發論にして、宇宙人生の緣で起れる原因と事情を説明するを主とするがゆゑ、本末の關係を討究し、心は本にして色は末なりとす、換言すれば本體界より現象界に到るの形式を採れるものなり、之れに反して實相論は所謂萬有本體論にして、現存せる色心萬有の現象界を直ちに捕へ來り色にまれ心にまれ、其間毫末も本末の關係を討究せず、之れが本體の真相を闡明せんとするものなり、換言すれば現象界より本體界に到達せんとする形式を採れるものなり。

第二項 唯心緣起史

唯識唯心の緣起論を教理史上より觀察すれば、大乘佛教を始めて流行せしめし馬鳴は『起信論』を著して、眞如緣起を説き、尋で世親は一方に賴耶緣起を唱導すると同時に、他の一方には『十地論』を著して眞如緣起説を述べ、支那に來りては南北朝時代、惠光の地論宗盛に行はれ、惠遠能く承繼して、自性清淨心即ち眞如を以て阿黎耶識なりと談じ、以て緣起説を鼓吹せり、之れ支那佛教史上緣起論を唱導せし宗派

佛教史上
唯心緣起
論の梗概

の嚆矢なり、之れより先きに起りし毗曇、成實、三論、涅槃の如きは皆實相論にして、心識を分立すること六種に過ぎざりしが、此に至りて心を入種に分て緣起論を唱へ、支那佛教思想界に新奇の發展を示せり、又此時代に於て眞諦の攝論宗なるものあり、地論派に同じく、第八阿黎耶識の緣起を論すと雖も、之を以て地論の如く純善純淨と爲さず、寧ろ無知無明のものなりとし、又法相の如く第八識のみに止まらずして、更に第九菴摩羅の眞識を立て、佛界を説明せり、然るに唐太宗の世、玄奘印度より還り、無着の本論并に世親無性の釋論を重譯し、其資慈恩、唯識大乘を宣揚して、唯生滅の賴耶緣起を唱導するや、攝論は自然に包容せられて、其跡を絶つに至れり、元來地論、攝論、法相は共に世親を稟たる者なるが故に、假へ如何に世親が多方面に緣起を解釋せしとは云へ、同一人の主張にかゝるものなれば、左程懸隔すべきものにあらざるなり、蓋その説明の從容不迫なると、翻譯者の意見を異にすると、又各高祖末師の思想の一ならざるに依りて、此に相違を生せしに外ならず、其根本に就くときは調和すべき餘地なしとせず、之れ賢首に依りて大成統一せらるゝ所以なり、即ち大師は其根本原理に溯りて、詳細に之を批判し、調和し、統一して、先づ之を馬鳴の

眞如緣起説に合致せしめ、更に自説を加味して、遂に法界緣起論を唱出するに至れり、以下少しく其大要を説明すべし。

第三項 根本典據

根本經典

緣起論の根本たり典據たるものを求めば彼の深密に於ける三界唯一心、心外無別法、若くは楞伽經に於ける唯心の文を始めとして、其數少からずとせず、然れども若し夫れ之を『華嚴經』に求めんか、亦一にして止まらざるなり、則ち明難品耶摩天宮品等の文是れなり、然れども緣起論上最も重きを爲すものを擧ぐれば、十地品の文是れなり、則ち舊譯二十六卷には三界虛妄但是心作と云ひ、十地經八卷には三界虛妄但是心作と云ひ、新譯三十七卷上には三界所有唯是一心と説く、文簡潔なれども義は深重なり、諸經に於ける唯心緣起的の文を概括し、唯識攝論、起信、寶性、佛性等の論を初めとして、新舊兩譯家の緣起を談するもの、皆此の文に據ざるものなし、故に賢首清涼共に説て云く、三界虛妄但一心作者此之一文諸論同引證成唯識賢首記、此一文諸教同引證成唯心清涼乃至唯識攝論等皆指華嚴一心作義疏と云

十地經に於ける一心の意義

へり。

然るに此の一心の意義に至りては、經文赤裸々に説きし所なきを以て、眞義捕捉し易からざるものあり、依りて十地品全體に亘りて、如何に説明せられたるかを見るに、此の十地品は十地の菩薩の行爲は如何にして務むべきかを明して、先づ心意識の妄想を離るべきことを説き、此の心意識あるものは迷者にして地前並に凡夫なり、此の心意識の妄想を脱却したるものは悟者にして十地の菩薩是れなりと教へ、此れ初地已上の菩薩は一如平等の眞如を證するを要件とするが故に、差別虛妄の心意識を排斥し、此の心意識の妄想の有無を以て迷悟を區別し、其の心意識を有し、差別に滞りしものを迷とし、其の心意識差別の分別を離れ、眞智を以て眞理に體達し、不二無別の境に至るを悟と爲す、即ち『十地經』に、是菩薩遠離一切心意識憶想分別無所貪著如虛空平等入一切法と云へるもの見るべし、然らば吾人は直に、此の心意識の差別妄想を以て、但是一心作の一心に擬し、此の一心を妄想とすべきか、文の當面より見れば夫れ或は然らん、然れども差別を離れたる眞智は強て心意識以外より來りたるものに非ざるべし、依て此の點より達觀するときは、差別の妄染を離

れたる理智不二の絶對的唯清淨の一心とも見らるべし、之れ後世解釋を異にする所以なりと云ふべし。

次に之を古來の緣起説に徴すに、馬鳴は一心を自性清淨と説き、黎耶を眞妄和合とし、又世親は十地論に於て、經の心意識の外に阿黎耶識の名稱を用ひ、心意識を以て妄識と爲し、阿黎耶識を以て眞識と爲せり、降て惠遠に至り、始めて之を八識論格に説明し、尙經論の文相を守りて眞妄差別するも、其體性より論ずれば一眞識の外なしと地論宗の色彩を保てり、然るに攝論宗に於ては、賴耶を唯妄に限り、唯識家も唯生滅に局りて説明し、同じく世親を受くる學派に於て、黎耶と賴耶、唯淨と唯妄、天地懸隔相容れざるの論を見るに至れり。

第四項 緣起論大成

蓋し地論宗は支那に於ける緣起論の初開なり、既に初開なれば未だ至らざる所あること、數の免るべからざる所なり、凡そ事の完備は漸を以て成る、頓に成るべきものに非ず、加之此の宗に華嚴經の一部たる十地品の別譯たる十地經を註せし、世親

論家釋家の見解

賢首統一の要旨

の十地經論を以て典據と爲すが故に、その本經の出づるや、自然の趨勢として華嚴に合すべき運命を有するや、勿論なり、然して地論宗並に攝論宗は、假ひ眞妄の別あるも、共に八識を分立し説明せし點は同一なり、然も未だ八識の性質作用を詳論して、迷の因縁と悟の因縁を精密に説明せしものとは爲すべからず、その能く之を爲すものは法相宗なりとす、法相宗は阿賴耶の説明に於て、儘に成功せしと雖も、未だ梨耶と眞如の關係に於ては尙盡さざるものありて、終に眞如凝然不作諸法の批判を招くに至れり、是に於てか賢首出で、黎耶に於ては馬鳴の眞妄和合説を認むると同時に、世親の自性清淨説を認容し、殊に華嚴經の但是一心作の文に關しては、『五教章に十地經云三界虛妄唯一心者乃至十地論約終教釋爲第一義眞心』と、世親を相承して明に眞如心と爲せり、即ち梨耶は眞妄和合の識にして其の體眞如なり、然して眞如は馬鳴の所謂受薰隨緣のものなりと、馬鳴世親の本源を捕へ來りて唯生滅に限る緣起論を打破し去り、進で自家獨特の唯心説を樹立するに至れり、換言すれば、『十地經』に於ける一心作の文に關しては、諸家の見解一ならずして、其末流に至りてはまた融和すべからざるの勢を呈するに至れるを、馬鳴世親の根本義を

基礎として、此等の唯心識を體系的に組織し、批判を加へ、終に馬鳴世親の本源に歸せしめ、進で自家の法界緣起説を標榜するに至れるものとす。是れ實に佛教緣起論に於ける一大統一論なりと云はざるべからず、即ち賢首は先づ三界虛妄但是一心作の文に就き筆を起して、「今此所説は何等心云何名作今釋此義依諸聖教説有多門」(探玄記十三卷)と云ひ、十重の緣起説を列舉し、次に説明して云く、上來十門は唯識の道理なり、中に於て初の三門は初教に約して説き、次の四門は終教頓教に約して説き、後三門は圓中の別教に約して説き、總じて十門を具するを同教の説となすと云ひ、以て諸説の分齊高下を辯じ、唯心緣起論の大統一を爲せり。

第二節 十重唯識

第一項 相見俱存唯識説

佛教唯心説の初門たる頼耶唯識説に於ては、安難陳護一二三四と談じて、安慧論師は見相二分を遍計と爲して否定し、只一の自體分を立つるも、他の三師に至りては、假ひ陳那の三分説護法の四分説の相違あれども、見相二分は共に認容する所なり、

即ち此説に従へば見相二分は共に八識心王心所に通ずる能緣所緣の關係にして、一切森羅の萬象盡く八識上の變現に外ならずとす、換言すれば客觀的諸法の存在を否定して、主觀的存在を認め、萬象悉く心内所變の現象となす所の相對的唯心論なり、『瑜伽論』、『顯揚論』、『對法論』、『攝大乘論』及び『唯識』等の諸論に廣く説き、慈恩等の宗とする所にして、彼れの所謂五重唯識の前三、即遣虛存實、捨濫留純、攝末歸本に當れり。

第二項 攝相歸見唯識説

八識心王心所に通ずる見相二分中、相分は心を離れずと雖ども、只之れ心内所現の影像なり、其の影像は能見の識の外一物もなし、故に結歸し來りて一見分のみを立て、唯心説を主張す、抑々相分見分の種子が同じきか別なるやの問題は、『唯識述記』一本五七には相別種於理爲勝と云ひ、『樞要』上末二丁之に同じ、『義燈』一本二右には三説を叙し或同或異の義を以て正と爲す、然れば則ち相宗は種異論者にして、相分差異あるが故に同異二途を存するものとす、然るに今は此に反して相見二分

別種なきの義を以て攝相歸見説を主張するものなり。

第三項 攝數歸王唯識説

前説に於て見分は八識の心王並に心所に通することを知れり、然るに其心所なるものは心王に依りて存し、その自體なるものあることなく、亦是れ心王の變現する所のものなれば、只八識心王のみ存することを知る可し、此の義又相宗に於て許さざるの所なりと雖も、今家無着の『莊嚴論』に依りて此の説を立て、決して一家の私見に非らざるなり、而して此の説たるや法相宗の五重唯識中の隱劣顯勝と似たる點あるが如しと雖も、全然同一のものと爲すべからざるものあり。

大疏鈔三
七の七十
六丁に論
卷四、五
の文を引
く

第四項 以末歸本唯識説

前説に於ては八識心王に心所を攝すと雖も、未だ前七識心王を第八心王に攝することを説かずして、八識心王體別なるが如くに説明せり、是れ尙法相宗の八識體別なるに同する邊あるが故に、前三部を始教に屬す、然るに今は前七識は無體にし

四卷楞伽
一の十四
丁七卷楞
伽二の二
丁參照

て、第八識の差別功能に過ぎざるを以て、前七識の末を第八識の本に攝して一本識の説を立つ、此の一本識の唯識説は廣く今家の意に徴すれば、始教の終門となす所あり、又終教の始門となす所ありて一定せずと雖も、當是れ多くは前後に於ける文勢の相違より起り、其の終歸する所は一のみ、今は終教の談に攝す、法相宗五重唯識中に攝末歸本の説あれども、彼は八識體別を立て、七轉識の體性を認めつゝ、賴耶唯心を説く、換言すれば彼は八識自體を本と爲し、見相を末と爲すものなれば、今云ふ終教所談の七轉識無體説とは同一の談にあらざるなり。

第五項 攝相歸性唯識説

前門に於て一本識唯識説を立つるも、尙個人的唯心なり、單の事識なり、然るに眼界を廣くし萬有の本源に體達するあらんか、一切色心の事法は是れ一の幻相にして自性あることなく、賴耶と云ひ、本識と云ふもの亦然らざるはなく、森羅差別の諸法は皆同一如來藏眞如法性の顯現に外ならざるなり、即ち差別の萬象を奪ひ來りて平等の理性に歸せしめたる唯識説なれば、各自の唯心を一轉して絶對的唯識説に進

註維摩四
の六丁四
卷楞伽一
卷參照

みたるものと云ふ可し、法相宗五重唯識中の遣相證性と性相の言同するものあれども、其の意に至りては大に同じからざるものあり、彼れの第五重唯識觀も亦圓成實性の同一平等の眞如に結歸すと云ふも、一步を進めて實際に入識無體なりやと反問せんか、彼は直に之れを否定するに躊躇せざる可し、即ち一方に眞如の實存を認識し、一方には八識の體亦別存することを主張するものなれば、遣相證性と云ふも眞に性の一に結歸するにあらざることを知るべし。

第六項 轉眞成事唯識說

前説は一切諸法盡く眞如不變の理に歸することを説き、以て絶待的唯心説に達せしものなりと云へり、今は此の不變の理體たる如來藏眞如なるものは永く孤然たる理性に止らすして、亦不守自性即隨縁の作用あることを主張するにあり、抑々眞如には隨縁不變の義あるが故に、隨縁すれども自性を失はず、不變なれども全く不守自性の縁あることを碍へず、是を以て舉體隨縁にて差別の事相を顯現し、彼の八識心王心所の自體を始めとして見相種子現行に至る迄皆隨縁眞如の相ならざる

楞伽、密嚴、勝鬘經、實性起信論等參照

はなきなり、所謂不思議薰不思議變なるものなり、彼の法相宗が眞如の理性を本源と立つれども、直に諸法之れより顯現することを許さずして、染淨依他の諸法は種子薰變の道理に依りて顯現し、但だ諸法の所依性たるに止まるものと爲し、所謂凝然眞如不作諸法の批評を受くるものとは同一の談にあらざるなり。

第七項 理事俱融唯識說

前説に於ては如來藏舉體隨縁して萬有を顯現することを述べたり。故に今は一步を進めて論ずるときは、隨縁轉成の諸法は其自性を調ふるときは、本より不生滅の理に異ならざるを以て、事法といへども但事にあらずして理を全ふするの事なり、理法といへども但理にあらずして事を全ふするの理にして、所謂事理混融無碍なることを知るべし、此の理事無碍の唯心説は正しく終教の當説にして、上に向ては圓教の事々無碍を成する法性融通談となり、下に向ては相宗の事理眞俗別執の見解を調誘するものと云ふ可し、已上の四説正しく終教所談の唯心説なり、然るに終教言説の極致は離言絶想にあり、故に亦頓教を兼ねるものなることを知る可し、

涅槃、勝鬘、起信攝論參照

所謂『起信論』の依言眞如、離言眞如を終頓に配するものと同例なり。

第八項 融事相入唯識說

前説の事理無碍法性融通談を以て事法と事法の關係を推究せんか、此に事々無碍なる別教一乘の妙談となる、然して事々無碍の談は相入相即の理を出でざるものにして、相入とは力用の有無に就き、相即は體の空有に約して無碍を論究するものなり、然るに又事法の體に於て同體異體の差別あるが故に、據實通論するときは『五教章』義理分齊中に説明する如く同體異體共に相入相即を談じ、據勝爲論するときは『法界記』^{十二}に明す如く異體相入、同體相即と別論することを得可し、今は事々無碍相入の唯心説となす。

第九項 全事相即唯識說

事々無碍中相即的の唯心説を成するものなり、即ち理性なるものは彼の理此の理と區別なし、而して一々の事法は皆此の理を全ふするの事法なれば、彼此別異する

華嚴光覺
品、舍那
品、十地
品の異體
相入説參
照

十住品八
の十五丁
に同體相
即一切即
一切の文あ
り

所なし、故に一切一切即一なるものなり。

第十項 帝網無碍唯識說

前二説に於て事々無碍相入相即の唯心説を述ぶるも、未だ一相の事々無碍にして無盡の義を顯はさず、依て今正しく無盡の唯心説を主張するものなり、無盡とは謂く一切の中に一切あり、此の一切中の一切に復一切あり、已に一門の中に如此重々にして窮盡すべからず、餘の一々の門皆各々然り、之れ尙因陀羅網の重々に影現するが如し、然るに是れ皆心識如來藏法性圓融の故に、萬象の諸法をして如此無碍ならしむ、此れ實に無盡法界緣起の唯心説を極成せるものなり。

已上吾人は賢首大成の唯心緣起説を説明せり、即賢首は古來の唯心緣起説を網羅し來りて、解剖批判し末師の釋を遠けて、直に經論の眞髓を叩き、印度に於て已に凝結し支那に來りて益々確執の態度を取りて拮抗し來り、到底調和の見込なき歎の觀あらしめたる、類耶緣起論と眞如緣起論、即新舊兩譯家の論諍をして、此に鋒を投じて其の歸趣する所一路たることを知らしむると同時に、高く法界緣起説を標幟

十重唯識
の綱格

し諸家をして華嚴圓教の唯心説に降伏せしめたり、即ち先づ前三門に於て新譯家の頼耶説に於ける根本的解釋を試み、次の四門に於て舊譯家の眞如緣起説に於ける根本的説明を與へ、以て調和折衷して衝突矛盾する所なからしめ、後三門に於て特に自家圓教の生命たる無盡圓融の大義に則りたる唯心緣起の眞義を發揮し、秩序井然として關係連絡を保たしめ、宛然として一樹の根莖枝葉相離れざるが如し、是れ豈に佛教唯心緣起説上に於ける、大々の統一論にはあらざるなき歟、即ち上馬鳴を初めとし下慈恩家に至る迄の唯心説と、今の賢首大成の唯心説とを比較研究せば蓋し思ひ半ばに過ぎん。

第三節 賢涼二祖比較

唯心緣起論の大成は賢首大師の功績なりと雖ども、然も其の先驅を爲せしものあることを閑却すべからず、即ち至相大師は『孔目章』第一卷に於て持に唯識章を設け、廣く諸教に通じて論ずる所あり、其談相宗性宗の融會を爲し、専ら新譯の論本を引き、而して亦舊譯家の起信論等に合し來り、以て彌勤世親の根本義を探り、唯識の

十重唯識
の先驅者
は至相なり

二祖比較
四件

賢首は向
下清涼は
向上に就
く

出體に於て如來藏の理性を以て標榜せり、蓋し其の意の存する所眞妄唯識の融會を爲し、唯心の體性に依らば舊譯家の所論なる可く、其の相狀に就かば新譯家の如くなるべしと説き、遂に圓融的の唯心論を主張せんとする風格を存せり、賢首此の意を受け、錐囊を脱する底の眼光を以て、古今の唯心緣起説を楷定し大成するに至れるものと云ふべし、故に上至相に負ふ所少からずとせず。

次に賢涼二祖の交渉する所を見るに、清涼『大疏鈔』三十七上下已下『新經』の三界所有唯是一心の文に就て、賢首大成の唯心説を受けて廣く十類に分ちて之を説明せり、然るに新舊兩經已に其の文を異にするが故に、兩師の説亦全然同一ならざるものあり、今少しく其主なるものに就て説明を試む可し。

一、賢首は但是一心作の文を以て集起門なりと云ひ、清涼は三界所有唯是一心の文を以て攝末歸本門なりと云へり、之れ各々其の經文に應じたる解釋にして、前者は從本垂末以て一心の本源より萬象顯現するの格を守りて、緣起門建立を主となし、後者は一切の萬象を直に一心となす所謂總該萬有の一心なる格を守りて、性起門趣入を主となすものなることを知るべし、換言すれば前者は所流を主とし、後者は

所目を主と爲すものと謂つべし。

賢首は大
乘唯心說
清涼は小
乘を加ふ

二、清涼は十重の唯心說中第一を假說の唯心說となし、「初之一門假說一心謂實有外法但由心變動故下之九門實唯一心」と云ひ、而して賢首の第六の轉眞成事を別開せずして、第七性相俱門に合せるの差別あり、即ち賢首は大乗の唯心說に就き、清涼は實の唯心說に非らざる小乗をも網羅せり。

賢首は教
解清涼は
觀行に就
く

三、賢首は已に緣起門を主と爲すが故に、十類の唯心緣起說の當分に於ては直に之を觀行として論せず、故に「約教就解而說」と云ひ、次「若就觀行亦有十重如一卷華嚴三昧中說」と云ふものにて見る可く、清涼は趣入を主とするが故に、「一部大宗非獨此品隨一一門成觀各異可以虛求」と云ひ、一々の唯心說其の儘觀行を成するものと爲せり、故に凝然は『法界義鏡』中觀行狀貌を叙する章下に於て清涼圭山の意に則りて十重唯識を觀行中に攝せり、是れ實に華嚴一家の法義は義解即觀行、理論即實行、所謂知行合一にして、他家が教理觀心の二者を截然區別するものと遙に其の撰を異にし、飽迄圓融無碍を鼓吹するものと云ふ可し。

四、賢首は十重唯心說を敘述し、後に約教分別して、後三門約圓中別教說、總具十門約

清涼同頓
同實の同
教一乘說

同教說と述べしに反し、清涼は同同教一乘即攝次三就實、若同於三乘亦攝前四以其圓教如海包含無不具故」と云へり、蓋し賢首は十重の唯識說を總じて具足するものを同教一乘となすものにして、之れ同別二教判に準するものなり、然るに清涼の同教義なるものは同頓同實の同教義にして、賢首の所謂同別二教判とは其の軌轍を異にする別意の同教なるものにして、賢首の二教判に關係なく、普行門爲本、易知爲主の筆格に則りて示せしものなり、即ち二師の發揮する所、各其特色を有し、一見忽ち矛盾衝突を存するが如きものあるを以て、輕卒に之を論評し去るもの少しとせず、普寂師の如き確に其の一人なり、教判編參照。

寂曰清涼十門改易友同別教判並皆不允是乃由不頓今疏十門一々究理猶一樹根莖枝條而不相離也於此約教十門旨趣深下工夫則華嚴同教義洞然明白且知今師見處中正廣大深窮雜華蘊奧矣。

(發揮鈔第八十四)

第二章 一眞法界論

第一節 一心法界

第一項 總 說

統唯一眞法界

總該萬有の一心

一心法界は根本義

清涼説て云く、統れば唯一・眞・法界と、又疑然は『法界義鏡』卷上五丁に、如來說く所の一代教法唯法界を説き物をして悟入せしむと、清涼又云く、總じて萬有を該ぬるは即ち是れ一心と、依て今此に題じて一心法界と云ふ、抑々華嚴宗の教理は華嚴經を典據として、其意を敷衍し説明するものなり、而して其唯一典據たる華嚴經は、釋迦佛が海印定に住しつゝ説けるものなれば、之れを海印定中一時炳現の教と云ふ、海印定とは喩に就て立てたる名稱にして、海とは佛大悟の一心に喩へ、印とは佛大悟の心中に法界無限の萬有が少しも遺る隈なく寫り顯はれたる狀に喩ふるものなれば、海定中一時炳現の教を又一・心・法・界の華嚴經とも云ふべし、何んとなれば佛陀大悟の心中に法界無限の萬有が一時に現出したる一心法界を海印定と名け、其海

一心と法界の相望

印定たる一心法界の狀況を顯示したるが此の華嚴經なればなり、如此一心法界を説けるが華嚴經にして、其の華嚴經の意を敷衍するが華嚴教理なる故に、華嚴教理の根本原理如何と問はゞ一心法界是れなりと答ふべきなり、是を以て華嚴教理に於ける凡ての説明解釋は、一心法界を立脚地として其の範圍軌道を逸せざるものなり、即ちあらゆる方面より一心法界を説明したるものは是れ華嚴教理なりと云ふべし、故に海印三昧に於ける説明も、宇宙觀の説明も、人生觀の説明も、佛身佛土の説明も、將た亦入證得果の説明も、皆一心法界を出でざるものと知るべし、若し夫れ一心と法界とを相望せんか、一心の方は體にして法界の方は一心體中に緣起現前せる萬有に名くるものなれば、相用なりと云ふべし、然も法界緣起の極談よりせば勿論法界を以てその體なりと云ふべく、且つ法界は事法に局ること、十玄探玄記、六相以て之を證すべし、然りと雖も一心と法界、本來不二、本體即現象なるを以て、列祖の間、義の宜ろしきに隨て、法界の説明一定せず、或は緣起の至極に就きて事法に局り、或は事理に通せしむるものあり、之れ研究者の細心を要する所なりとす。

第二項 一心

一心語義

法界の體

一心の異名

一心の語義如何と云ふに、一と云ふも二とか三とかに對する數字の一に非ずして、唯一絶對を意味する語なり、また心とは思慮知覺の意に非ずして、本體實體の義なり、されば一心とは宇宙の本體實體を指すものにて、此の本體實體なるものは一切世間、出世間の諸法を該攝して、眞妄未分、生佛未分に名け、實に絶對平等にして相對差別の法に非ざるを以て一心と云ふ、之を『圓覺經』には圓覺、『涅槃經』には佛性、『勝鬘經』には自性清淨心、『楞伽經』には如來藏、『起信論』には衆生心と説き、其他眞如、法性、心性、實相、妙心、密嚴國、本來面目、獨明天眞等と云ふもの、皆此の一心に多少の色彩を交へて表現せしものに外ならずと雖、要するに、法に就くか人に就くものにて、法に就くものは純理的、哲學的、宇宙精神的の命名、人に就くものは宗教的、倫理的、個體精神的の命名なりと云ふべし、今此の一心の文を『華嚴經』中に求むれば、明難品に於ては緣起甚深を掲げて、一心の言は到處に反覆せられ、耶摩天宮品に於ては心如工畫師等と云ひ、彼の有名なる心佛及衆生是三無差別の文あり、十地品に於ては

華嚴經の所説

三乘一乘佛性通局の異

三界虛妄但是一心作の文を發見し得べく、然して此の一心を法に就て法性と説き、法界性と叙し、人に就て舍那如來身等と示したる文を散見し得べく、後に法性を非情に約し佛性を有情に約し、然して眞如法性の有情に通ずるを許すも、開覺佛性の非情に通ずるを許さざるは三乘家の通義なり、然るに一乘家に於ては法性佛性共に非情有情に通じ、草木國土の開覺佛性を談ず、賢首の『探玄記』十六丁九最も簡明に此の間の消息を説けり、然るに宗密『圓覺經略疏』は法界性を非情に、法界を有情非情に約し、如來藏を單に有情に局り、開覺佛性を非情に許さざるゆへ、一見賢首と別なるが如きも、是れ涼密二祖は天台荆溪の無作の圓に對抗し、策勵修養を専らにするが爲めにして、決して圓意を無視するものにあらず、『大疏』十六丁三、五十二丁九等披き見れば蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん。

第三項 法界

法界とは一心體中に緣起現前する無限の萬有に名くるの謂にして、然も無盡緣起直爾の本體たり實體たること、略ば其意を領せり、依て今更に法界の語義を按ずる

無盡緣起の本體

に賢者大師釋して云く、

法有三義、一是持自性義、二是軌則義、三對意義、界亦有三義、一是因義、聖法依此境生、二是性義、謂是諸法所依性故、三是分齊義、謂諸緣起相不雜故。

(探玄記十八初)

清涼『大疏鈔』六十初、全然之を依用せり、如此法界の語義を數種に分ちて説明する所以は、法界を各種の方面より觀察するに、其顯はす所の義理異なるものあればなり、即ち事に就て説けば、界は分齊の義たるべく、理に就くときは、界は性の義たる可し、故に清涼之を説て、

法者軌持爲義、界者有二義、一約事、説界即分義、隨事分別故、二者性義、約理、法界爲諸法性不變易故。

(大華嚴略策二十四)

と云へり、乃ち法界を能入法界、所入法界と爲し、能入の智を以て所入の理に體達すべきものとせば、法界は理智不二のものたり、然るに所入法界たる宇宙萬有は事と理の二に外ならざるを知る可し、事とは因縁和合して顯現する森羅の萬象、理とは其諸法の體性なり、故に事は是れ有爲衆緣集り無性緣成にして、假相森然たり、理は

是れ無爲本來自體、是れ作成に非ず緣起無性にして、常恒湛然たり、法界の體質實に事理の外に出でずと雖も、然も亦此二つ互に交絡して、事は理を攪て成し、理は事に由て顯はれ、此に事理無碍を成すべく、又理は是れ能融、事は即所融、理性は事法を融じて無碍ならしめ、以て此の事は彼に入り、彼の事は此に入りて、此に事々無碍を成す可し、と是に於てか、清涼に四種法界の説ある所以なり。

法界に關する五祖の説を比較するに、強ち同一轍なりとせず、初祖杜順は窮行實踐を旨とせしがゆへ、法界に悟入するの要道を説くを以て任とせり、即『法界觀門』に於て三重の華嚴觀を顯はして、悟入法界を明かにし、又『五教止觀』を著はして、華嚴三昧悟入法界を説明し、以て一意法界の妙趣に入るの方法を論せられたり、如此能入法界を主として説くがゆへ、直に法界其物に就て説明を加へられざりしと雖も、觀道の規則を説く中、勢ひ法界の説明に接觸せるもの少からざるなり、二祖至相は十玄の如き萬有の緣起に關する説明ありと雖も、其實相本體に關しては委しからざるなり、三祖賢首は能入法界の觀智を説明すると同時に、所入法界を五種に分て説明せり、即ち有爲法界、無爲法界、亦有爲亦無爲法界、非有爲非無爲法界、無障碍

法界是れなり、四祖清凉は法界を先づ事理の二となし、次に其の關係を説き、合して四種法界と爲し、五祖宗密は『註法界觀門』右十丁に、「一切諸佛、一切衆生、若國土、一一是此法界體用なり」と云ひ、或は法界萬象之眞體、萬行之本源、萬德之果海と云ひ、朋白に法界を以て一切衆生身心の本體とし、廣大虚寂の宇宙の本體なりとせり。

第二節 四種法界

第一項 總 說

淵源要旨

清凉に依て鼓吹せられたる四種法界は『新經疏』并に『註法界觀門』に出で、一眞法界の法門を最も明晰に論究せらる、其大文字左の如し。

統唯一眞法界、總該萬有卽是一心、然心融萬有、便成四種法界、一事法界、界是分義、一一差別有分齊故、二理法界、界是性義、無盡事法同一性故、三理事無閔法界、具性分義、性分無閔故、四事々無閔法界、一切分齊事法、一一如性融通、重々無盡故。四種法界の淵源する所、杜順の『法界觀門』にあるや明なり、更に『玄談』六右に徴するに、「今顯別教一乘、略顯四門、一明所依體事、二總攝歸眞實、三彰其無碍、四周遍含容、

義推の配屬

各有十門以顯無盡」と云ふもの、益々以て其然る所以を首肯し得べし、殊に事法界の如きは、至相賢首の十玄に於ける所依體事を依用せしこと推知せらる、然れば即ち四種法界は別教一乘の妙談にして、共に無盡の深義を顯彰するものと云ふべし、是を以て前四教の如きは一種の法界とも具すること能はずと雖も、義推せば配屬し得べからざるに非ず、左に四種法界の要旨并に五教の配屬を述ぶべし。

第二項 事 法 界

事とは理性に對する語なり、故に萬有の現象に名く、法とは上の現象を指す、界とは現象の萬有が千態萬狀と差別に差別して無限量なることを顯はす、然らば事法界とは現象界のことにして、無限の萬有に就き事象の點を指摘する呼稱なり、夫れ法界の萬有は、事象の點に就て之を論ずれば千種萬別に分れ、差別の限量を窮ること能はず、有形無形を論せず、分析を加へ差別を盡さんとせば、實に數量を絶すべし、然るに其類同のものを寄せて大別七十五法と分つは小乘教なり、百法と分つは法相宗の分類法なり、今宗に於ては此の森然たる萬象鬱然たる千門を總該して

十門となし、以て無盡を顯はす、謂く教義理事、境智行位、因果依正、體用人法、逆順應感の十對二十句是れなり、而して一切の事法此中に攝し盡さるものなく、十玄縁起所依の體事之を措て外にあらざるなり、詳細は十玄縁起論中に説明すべし、此事法界即萬有現象の點に就て教理を組織したるものは小乗と始教なり、又縁起論より觀察すれば、業力縁起説と賴耶縁起説とに通ず、何んとなれば業力縁起説と賴耶縁起説とは眞如即理の點を除て、萬象の縁起開發を説明するものなるが故なり。

第三項 理法界

理とは事に對するの言なり、法とは其の事に對するの理性を指す言なり、界とは前の事法界の時には界の言を分の義と解して差別を意味する言とすれども、理法界の時は界の名を性義と解す、然らば性とは體の義なるが故に界の言は實體を意味する語なりと思ふ可し、既に然らば理法界とは萬有の理體、實體を呼ぶ名稱なり、夫れ現象界は前に云ふ如く差別無窮なるものなり、之に反して實體、本體は無差別平等絶對無限不生不滅不増不減の意味を有するものなり、即ち彼の差別の現象は主

觀客觀共に虛妄なるが故に非眞非實なりと云ふべく、既に非眞非實なるが故に無體なりと云ふべし、既に無體なるが故に眞理體上には諸般の妄盡ると共に諸種の象止み、本來無一物なりと云ふことを得、既に無差別現象は本來無一物なるが故に、此の理體を呼で絶對なりと云ふことを得るなり、之を要するに理法界と云ふは横と豎とに無限なる全宇宙の實體に名くるものにして、此の實體を現象界に對して平等と説き、絶對と論じ、不生不滅と云ふなり、五教中に於て此の理法界に通ずるものを求むれば正しく頓教と爲す可く、又空始教をも此に攝す可し、此の二教共に事象の點を止めて、理體の點を論ずるが故なり、但し同じく理體を論ずるも、空始教は消極的に論じ、頓教は積極的に論ずる傾あり、即ち空始教は事象もなく理體もなしと只空無の一方を主張し、頓教は差別界を打ち消し、單に空無の一方を主張するのみにあらずして、直指人心見性成佛と稱し、凡ての妄念止みぬれば、本來獨存の明月は朗然として光を放つと云ふ趣を論ずるものなればなり、斯く消極積極の傾あれども共に事象を措て理性を論ずることは一なるがゆへ、頓教并に空始教は此の理法界の分齊たり、然るに縁起説に於ては之に配す可きものなし、之れ理體は既に無

差別界にして亦不生不滅なるものなり、然るに縁起は生滅の義にして亦差別の謂ひなるが致す所なり。

第四項 事理無碍法界

理とは理法界是れなり、事とは事法界是れなり、然らば前の二法界の外に第三理事無碍法界と云ふものあるにあらざれども、前の事法界は差別界の一方を説て無差別界の理體は未だ論せず、又前の理法界は無差別界の純理のみを論じて差別界の事象は措て問はず、然るに理事無碍法界は理法界の如く純理の一方に止るものにあらず、又事法界の如く事象差別の一方に局るものに非らず、理體と事象との兩方を該て論するものなり、即ち理體と事象の無碍融即を論究し、其現象は本體の表象なるが故に本體の外に別在せるものにあらず、故に現象即本體なりと云ふ可し、又其の本體は既に現象の實體なるが故に現象の外に孤立獨存するものにあらず、故に本體即現象なりと云ふ可しと、理體の本體と事象の表現と、互融相即する趣きを論究するを理事無碍法界論なりとす、五教中の終教は正しく此に當り、又縁起論中

の眞如縁起即ち如來藏縁起説は此に配屬すべきものなり、然るに四法界と五教との配屬錯雜して、頓教を第二に屬し終教を第三に攝する所以のものは、五教は主として修證の漸頓に依て次第し、四法界は理論の完缺に依て次第するが故なり。

第五項 事々無碍法界

理體の點を事象の方に奪ひ取て、事々物々、塵々法々、顯はれたる現象差別界の儘が、彼此交渉し、相互融通して無障碍なりと云ふを論するが、此の事々無碍法界論なり、即ち前の理事無碍論は理と事との交渉を論じ、體象の同一を究むと雖ども、未だ事と事とを望め、象と象とが交渉して彼此同一なる旨を論せず、此の事々無碍法界は一段論理を進めて、甲事物と乙事物との交渉を論じ、彼此の相互同體にして重々無盡の關係を有することを論するにあり、抑々理體は絶對的なり、無差別なり、平等なり、而して其の絶對平等の理體外に相對的差別の事象なしとして見れば、理の平等無差別なると共に、事も平等無差別ならざる可らずと云ふ論理より説を設け、更に無盡の關係を論するものなり、五教中の圓教は此れに當り、縁起論中の法界縁起説

之に屬すべきこと勿論なり。

第六項 法界緣起の要旨

夫れ四種法界は順次に淺深の差別を爲し、以て次第に義理を成立するのみならず、何れも別教一乘の妙談にして、第四の法界のみならず、一々皆共に無盡の深義を顯し、舉一全收すること既に説明せり、依て今更に要略して無盡の深義即ち法界緣起の旨趣を説かん、蓋し法界緣起論とは實體を唯一心眞如と定めず緣起の諸法を盡く皆實體と爲すものにて、現象即實體の立場に於て説明の歩武を進むるものなり、眞如緣起論に於ては現象界より進みて實體界に入り、以て眞如實體中より萬有を開發すと説くものにして、現象と實體を區別し、心本色末の差別を爲す、然るに宇宙の眞相は現象の外に實體なく、實體の外に現象なく、實體あると同時に現象存在せり、然れば實體より現象を生ずと云ふは、只是れ一應の説明に止まるものなりと云はざるべからず、即ち實體たり現象の顯現する状態を、吾人の知識に相應して平易に説明せしものと云ふべし、然るに宇宙の眞相は一即一切、一切即一にして、緣起の

法界緣起
の要旨

法界緣起
論參考資
料

諸法は事々物々皆悉く關係連絡交錯相由相成して、何物か實體ならざるなく、何物か現象ならざるなし、されば一物を舉ぐれば餘物盡く舉て起り、一毛を主とすれば諸法盡く伴となり、一塵を主とすれば諸法盡く伴となり、互に主となり伴となりて、宇宙は實に一大系統を形成し、無礙自在にして重々無盡なり、依て又名けて無盡緣起と云ふ、之に對して他を一相孤門の緣起と名く、此の法界無盡緣起こそ、緣起論中の最高位を占むるものにして、彼の六大緣起等の如き、要するに此の緣起の變形たるに過ぎざるなり。

抑々此の法界緣起たるや、一家の極致、本經の大宗、諸祖の講布、要は只此の門にあり、是を以て法界緣起の名義、華嚴各祖の著書中に散見するもの少なからず、從て其意義未だ必ずしも皆同一轍を以て律すべからざるものあり、喩へば『五教止觀』_{丁二}『十玄門』_{初丁}『教記十玄門』、『法界記』、『雜章門』_{三十一}、『搜玄記』_三の下、『探玄記』_十三十三、『大疏鈔』_{三十七上}十八、『行願品疏鈔』_{二十九}等是れなりとす、今此等を綜合し系統を立つるときは、『搜玄記』、『探玄記』、『大疏鈔』、『行願品疏鈔』は通門の説明にして、『五教止觀』、『十玄門』等は別門の説明なり、而して此の別門中に於ても『十玄

門』教記十玄』の如きは因果門の説明にして、建立を主とせるものなり、之に反して『法界記』『雜章門』の如きは、理事門の説明にして、趣入を主とするの區別あるを認む可し、其詳細は就て見るべし。

第三節 緣起性起

第一項 總 說

吾人は既に法界緣起の要領を述べ、略ぼ緣起の意義を知れりと雖も、未だ法界緣起に於て表示する緣起と性起の眞髓を説明せざるを以て、且らく此に研究することゝせん、抑々緣起性起の論究が一家教義上に於て云何に重きを置かるゝかを知らんとせば、宜ろしく華嚴一經の組織を観察するを捷徑とす、凡そ華嚴七處八會三十四品の所說、實に廣大なりと雖ども、其の所詮の要義に就て之を云へば、殆んど此緣起性起の二門に該羅して盡きすと云ふことなし、即ち本經第一會舍那の一品は廣く華藏界の相を説て舍那果上の依正を明し、以て菩薩をして信を生せしむ、是れ所信の因果なり、次に第二會名號品已下第六會佛小相品に至る二十八品は緣起門に

華嚴經所詮の要義、全く緣起性起の二に攝まる

して差別の因果を明す、其の緣起差別の因果極りて性起平等の因果を明すが、次の普賢品性起品なり、即普賢品は普賢平等の行を説て性起自體の因なり、性起品は其の用にして性起殊勝の果相なり、而して其性起殊勝の果徳に由りて絶待性起の行法を起すが、即第七會離世間品の所明なり、更に善財童子は上の所說に隨て如説に修行し、遂に法界に證入することを明すが、第八會入法界の一品なり、されば緣起性起は華嚴一經の始終に關聯する文義にして、一經の要義此の二門の外を出でざるなり。

三乘一乘緣起の異

他家の所謂緣起なるものは縁の集散に依りて有となり無となるも、今家に於ては然らず、法界は常に活動し、森羅の萬有は恒に顯現し、毫も縁の集散に關せざるなり、賢首『華嚴問答』上七下二に、問三乘緣起一乘緣起有何別耶、答三乘緣起者緣集有緣散無、一乘緣起即不然緣合不有緣散不無故と、實に三乘の緣起は一心眞如中に一切の滿徳を具すと云ふも、此の滿徳其物が因縁に由りて直に其儘顯現するにあらず、管因縁に由りて顯現さるべき徳として具するのみにて、全く修起の意なり、然るに一乘の緣起は一切の滿徳其物が因縁に由りて、直に其儘顯現すと説くを以て、全く性

一乘緣起
性起の異
同を略示
す

起の義なり、即ち彼は修顯にして此は本有なり、然らば今家一乘所談の緣起は實に性起の義なること勿論なりと雖も、別教一乘の妙義を顯はすに單に性起のみを以てせず緣起と性起の二門を以てするもの、其表示する所左右あればなり、即ち性起の性は不改に名けて不起の義なり、起は緣起の起に名く、不起なる性が因緣に由りて起るが故に緣起と云ふ、緣起なれども其性を改めざるが故に性起と云ふ、故に不起即性起、性起即緣起なり、然も不起にして起なるを性起とし、起にして不起なるを緣起とす、謂ゆる本有と緣修の別なりと謂ふべし。

第二項 緣起の要旨

緣起の義、一家に於ては之を三種に分つゝの適切にして然も凡ての場合を盡すものと云ふ可し、即ち第一因緣生起の義、是れ因緣によりて一切森羅の諸法の生起することを云ふものなり、故に宇宙の開展を始めとし、佛陀の説法も、菩薩の修行も、皆因緣生起ならざるものなきなり、然るに佛陀の説法と菩薩の修行なるものは宗教上必須要件なれば他の純理論的説明のものより分離して特に之を説明するの必要

緣起の三
分類

あり、是を以て第二機緣說起の義あり、即ち化他度生の爲め愚痴暗鈍の衆生に對して法燈を與へざる可らず、愛欲の廣海に沈むものは法船を以て救はざる可らず、彼岸到來の道なきを悲むものあれば法道を與へざる可らず、萬機一樣ならざれば種々に方便して施設するを必要とす、第三方便緣修起の義、即ち佛陀の化導に依て如説に是を修行し、佛果妙覺位の圓滿なる理想界に到達せざる可らず、華嚴本經に於て十住十行十廻向十地等覺妙覺の位階修行を説くもの實に之れが爲めなり、依て菩薩此の因果行證一々皆因緣生起の道理に體達して、向上的修行をなすもの此れ修起の義なりとす、而して此の三義中に於ては第一義は總にして、第二三は別なること勿論なれども、亦何れを主とし何れを伴とすることを得ざるなり、即ち本經を立脚地として論せんか、普賢の大機に對して華嚴經を説くものなれば機緣說起の義主たる可し、又菩薩の趣入より見るときは一切の説法其眼目とする處は佛果海に證入せしむるにあるが故に修起の義主たる可し。

第三項 性起の要旨

性の四義

性起の性に就て先づ至相は『搜玄記』四末十二に「性者體起者現在心地耳此即會其起相入實也」と此に依るときは「出纏如來の果性は衆生の心裡に現在して修行の功に依りて初て作佛するに非らず本來本具のものなり」と云ふ意にして體性の義を以て解釋せられたり又賢首は『探玄記』十六十六に「不改名性顯用稱起乃至真理名如名性顯用名起名來」と即ち不改の義とし理性の義として説明せられ清凉大師は『大疏鈔』五十四に「性有二義一種性義因所起故二法性義若眞若應皆此生故」と即種性の義とし法性の義とせり然るに此の法性の義は賢首大師の理性と同一にして別なるものにあらず由て三師の釋義を綜合すれば體性の義不改の義理性の義種性の義の四類となるべし若し之を賢首の「性有三種謂理行果」と云ふ此の理行果に配するとき是不改は果理性は理種性は行なりと云ふべし隨て體性は此の三を具するが故に總と爲す可く他は別と爲すことを得べきなり然るに此に注意すべきは賢首清凉の間に於て理性の義は因果に通するが故に共に之を論すと雖も賢首は果性の不改の義のみを説き因に約する行性の義を缺き清凉は因性種性の義のみを説き果性の義を缺くこと之れなり是れ賢首所釋の『晉經』に於ては寶王如

起の三義

來性起品と名けて果位に就ての説相なるも清凉所釋の『唐經』に於ては性起妙徳菩薩とありて因位に就ての説明なればなり加之一經全體に於ても已に緣起建立に就くと性起趣入に就くとの差別あるが故に賢首は常に果上現の上より説明し清凉は事理門より説明を加ふるの致す所なり然りと雖も賢首に於て強ち因性の義なく清凉に果性の義なしと云ふにはあらず當之を表面に標榜するか裏面に廻はすかの相違のみ而して至相の體性義は通門を守るのみ。

次に起とは總じて云へば上來の性に通じて現起示現するを云ふ然れども此の起なるものは不起の起にして因縁和合を待て初めて起るに非らず一眞法界の自體に本來具有する妙用を指して起と稱するなり賢首『探玄記』一六に於て性起に十門を開く中第一分相門に述べて云く、

性有三種謂理行果起亦有三初謂理待了因顯現名起二行性由待聞熏資發生果名起三果性起者謂此果性更無別體即彼理行兼具修生至果位時合爲理性應機化用名之爲起是故三位各性各起故云性起今此文中正辨後一兼辨前二也。

即ち起に亦三種を分て理性起行性起果性起と爲せり而して此の三性起を前後相

望して互に依持となる相を第二依持門の下に説明せり、其意に依れば第一の理性起の言、因の菩薩位に通し、菩薩所修の善根の淨縁起を説て性起と爲し、第二の行性起と云ふは、理行を合して性と爲し、所成の佛果を起と爲す、此の時は性起の言、因位に通せず、唯佛果の自徳に限る、第三の果性起と云ふは、先の理行圓成の果を皆性とす、果上應機の化用を起となす、此時は性起と云ふが唯佛果の妙用に屬して餘に通せず、ざるなり、如此三性起あれども、賢首の主として明す所は、果性起なり、清涼は上に述べたるが如く、起を釋して、因所起故、皆此生故とし、之を行性理性の別とせり、而して性起妙徳菩薩の因に就くを以て、種性義即行徳を主と爲すこと明なり。

性起の三義を總釋に配す

生佛共に性起顯然

蓋し三性起共に皆之れ不起の起なる性起の總釋を逸すべからず、故に三性起を不起の起なる總釋に配せんか、理性起は不起、行性起は生起、果性起は顯用と謂つべし、如此性起の意義を説明し來れば、性起は唯之れ佛果に就くか、或は少くも菩薩自ら身中に性起の菩提あることを知るに通ずるのみにして、一切の衆生界に通せざるが如し、然らば單に之れ佛果上の妙境を説明するのみにして、吾人には何等の關係なきものゝ如しと雖も、一乘の因果は體も相も固より不二にして、唯一眞法界の理

性起論參考資料

智に外ならず、此理智を機情に従へて談すれば、一眞法界の理智が如來の果上に在れば、出纏果性の法門となり、若し之を吾人の心中に於て談するときは、在纏因性の法門となるなり、是を以て吾人迷妄の機情を拂ふときは、其の體相本來虛妄盡き天真玲瓏たる如來心に外ならずして、生佛全く隔てなく共に性起の具徳たり、舍那も此の果徳に住し、吾人も亦此果徳に住す、住すと雖も吾人は之を知らざるなり、知らずと雖も終日常に性起の果徳界中に活動し居るなり。

若し夫れ性起論に關する華嚴家の説明を知んとせば、宜ろしく『孔目章』四十五『搜玄記』四十三、『探玄記』十六十六、『華嚴問答下』十五、『演義鈔』三十七上十九、『行願品疏鈔』一五等に依り、猶『聽書鈔』五五、同六七十を參照し、進んで『匡眞鈔』六初、『衍秘』四六等取捨する所あるべし。

第四項 二起の關係

二起相即 華嚴列祖の上に顯はれたる緣性二起の關係を討究する時は、大略二様の説明方法あるを知る、第一性起本具の上より云ふ時は、性起は緣に依らずして

法性直ちに起る義邊に就き、緣起は法性より緣起するは勿論なれども、今は法性より起る義邊を見ずして緣より起る邊に就く『搜玄記』四末^{十二}、『孔目章』四^{十五}、『華嚴問答』下^{十五}參照、第二緣起無自性の點より見る時は、緣起の動を派じ法性に從へて性起と云ひ、又法性より起れども緣の邊に從へて緣起と名く『遊心法界記』五^{二十}、『大疏鈔』五^{十三}參照、然して此の二義を比較する時は、第二の相從の義を以て前義を成する心なれば、一義の始終と見ることを得べし、然れば則ち緣起と云ひ、性起と云ふも、當是れ一體上に於ける二義にして相即不離の關係を有すること明なり。

二起差別

緣起と性起は其の體を取て論ずるときは別體なく、只一體上に具したる二義の區別に外ならず、然るに二義相分立したる上に就て之を比較對照せんか、其の間に差別する所なからざるべからず、依て今其の二三を述ぶべし。

一、性起の性、眞性にして法界の實德なり、起は現起にして果徳用相なり、故に體用を云へば性も起も共に用にして、離相現前の至極之を性起と云ふ、是を以て性の外に起なく起の外に性なく、性と起は二義ありて二體なし、故に起は不起の起にして法

體上に起用を談じ、本來本有のものにして因緣を待て生起するものにあらざるなり、之に反して緣起は因緣を待て生起するものにして、修成の邊に就くものなり、而して一乘の緣起は若し人に約するときは十身の舍那が普賢の機に對して說起するに名け、若し法に約するときは因果緣起理實法界に名け、若し三乘一乘比較對照すれば、一相孤起は三乘に屬し、主伴具足十々無盡の生起は圓教の獨り領する所に於て其の極度を露すもの之れを十立緣起無碍法門とす。

二、『義苑』第三に決釋前後意章を釋して、解行則見因門緣起、證入則觀果海難思、性起故難思と此の義『纂釋』十九^{十四}、『見聞』五^五に依用す、此の意は即ち三生を以て二起を分つときは、解行生は緣起にして、證入生は性起なり、又因果二門に對配するときは、緣起は因門、性起は果門なりと爲すの意なり。

三、緣起門は即身成佛の法門を成じ、性起門は即身是佛を談ず、即緣起相由の故に一多相融し、一位即一切位、一行即一切行にして、初發心の位に住向地等の一切行位を該攝して、此身に於て正覺を成すと云ふものは是れ即身成佛の義なり、又機の執情を拂ふて理智の法體を見れば本來已成の如來なるが故に此身即本來成佛し已る

是れ即身是佛の法門なり、如此成佛は造修緣修に亘り是佛は因感果の修造を離れて本來の成佛たり。

二起寛狹 緣起性起の寛狹有無に關し、古書中大に論ずる所あり、乃ち今先づ二起の間、寛狹ありとする肯定論の主張する要點を見るに、一、緣起門は法を攝すること寛廣にして、理事人法依正等の十對二十事皆此中に攝在すべしと雖も、性起門は只理性の一法のみに局るが故に狹隘なりと云ふべし、又染淨分別するとき性は只淨法に限り、緣起は染淨に通ずるもの、以て其の寛狹を知る可し、二、『五教章』中二三丁十支章の始に法界緣起と標して、其の下に果分不可說、因分可說の因果二分を明せり、然れば因果二分共に法界緣起門の中に攝在すること明白なり、故に緣起門の中に因果二分を攝すれば寛廣なりと云ふ可く、性起門には因果二分を攝せざるが故に狹隘なりと云ふ可し、三、疑然の『通路記』には明に果海に一切の緣起門の義を具すと云ふ說を許す、然れば緣起門の中に不可說の果海ありと云ふ可し、然るに性起は可說不可說中の可說の分齊なるが故に、不可說の果海は性起門中にある可らず、隨て緣起門は寛にして性起門は狹なりと謂ふ可し、之に對する否定

論、即寛狹の區別なしと主張するもの、說を見るに、一、緣起門は事法差別を以て表面と爲すが故に、因果染淨等の法相差別をなすこと最廣しと雖も、翻て性起門を觀察するとき、彼の緣起門中に攝する因果、理事、人法等の十對二十事は勿論、一切諸法一々に至る迄、其の實體全く法性の實現せしものにして、假へ起るも毫も起相を認めず、本具を表顯せし所が全く性起なり、故に一切諸法悉く法性の實現にあらざることなし、是を以て森羅萬象全く性起の法門となり、緣起性起の寛狹なし、二、『五教章』の法界緣起と云ふものは是れ總標にして分立相對的の法義にあらず、然るに緣起性起と二門を分判するものは是れ比較相對的に之を論究する方面なれば、對判的ならざる總標の法界緣起を以て直に性起の寛狹を論ずるの不當なるを知るべし、三、果海に緣起門あること『通路』已に之を許せり、不可說の果海に一切の緣起門の法相あるときは性起も亦なからざる可らず、何んとなれば果海中の一即一切の法は法性の實現なれば性起ある可きは勿論なるべし、即ち舍那品の普賢觀海說智の五海は不可說の性海藏にして、果海の法門なり、其中には法海あり、業海あり、然れば則ち果海全く性起とは云ふ可らずと雖も、亦果海中に全く性起なしと

は云ふ可らず、如此甲論乙駁を試むと雖も、要するに寛狹は所望不同にして、據勝爲論するときは縁性二門別立するが故に自ら寛狹の差別を論ずるも不可なし、又刻實通論するときは一切諸法悉く縁性二門を具するが故に寛狹なしと云ふも亦其の當を得たりと可ふ可し。

二起勝劣 縁起性起に就て勝劣を論究すること又古書中に散見せり、即無勝劣論者の理由を推究するに、曰く縁性二門は共に諸法に具し、一法一塵の上にも悉く二門を具せざるなし、其中性起は法性の實理にして外縁機相を認めざる位なれば、優勝に似たれども決して然らず、今修觀の行者に在りて十玄縁起の法門に依て修行練修し、其の觀智が縁起無碍の法體に契稱するときは性起の一門に達せざるに非ず、縁起の法門を悟るとき性起の法門にも悟入するものなり、故に二門に於て勝劣を認む可き道理なし、若し夫れ清涼及宗密が性起門を上根觀境に配し、縁起門を中根の觀智に配し、或は性起門を別教一乗とし、縁起門を同教一乗と爲すは、之れ且らく一住の配當を試みし迄にして、圓教の實義にあらざること、を忘る可らずと、次に有勝劣論者は、清涼宗密の二祖が性起縁起二門を上中二根の觀門に別配する理

由を推究し論じて云はく、縁起の諸法相即相入一多無盡の宗趣は甚深にして、知ること難しと雖も、唯事相上の觀境にして其の旨遠きに非らず、然るに性起は法性實現の法門にして、直に法性を所觀の境と爲す、此の法性たるや諸法の裏面に具する理性にして甚深の法なれば、遙に事相縁起の觀に超過するものなり、彼の法相宗に於ては根本後得二智の觀境には淺深の別ありて、觀智も亦之に準じて自ら勝劣を成すことを知れり、今縁性二門は法相宗の如く事理長く別體と爲すに非ずと雖も、縁起門は差別を表顯する義門、性起門は理性を表顯する義門なり、故に圓教一乘に於ては縁性二門を以て修觀の方法を教ふるものなり、即縁起門は之を觀するに觀智自ら淺近、性起門は之を觀するに甚深幽遠なり、即ち勝劣を立つるもの至適なるを知るべしと爲す、如此兩者各々その自説を主張し、一は清涼宗密兩師の説を唯一の典據として論じ、一は兩師の説を全然否定せざるも他に解釋の道を辿りて論究せるものにして、深く其の根柢とする所を推究すれば、一は法體に就て勝劣なしと立つるものなり、此の點より論せば縁性二起共に別教一乗の一心法界の理智不二を以て本體と爲すが故に淺近の區別存すべからざるや明なり、詳言すれば縁

性二門は一法上に具する義門なれば法體上に優劣ある可き理なきが故に、假令緣起門に於て修觀を爲すとも、遂に性起に達すること疑ひなしと、二門を法體に該攝して其の説を立つるものなれば道理あること知る可し、一は全然機の趣入に就て其の論を立つるものにして、所觀の中に於て已に理性と事相の淺深差別あるが故に能觀の智も亦自ら勝劣ありと云ふ義なれば、圓教の實義にあらずして隨他の義門なるや明晰たり是を以て各々其の主張する論據を異にするが故に、其の結論亦從て相違する所ありと雖ども、然も各々理あるを失はざるものと云ふべし。

第四節 性善性惡

第一項 發端と性淨說

宇宙現象界の諸法は、因緣和合せざれば則ち止む、苟も因緣和合すれば、此に千態萬狀を呈し、或は美となり醜となり、或は善となり惡となり、或は眞となり僞となる、之れ實に因緣共に自性なく、互に有力となり無力となり、相由り相成するに由りて、諸法を生ずることを得るのみ若し固定的の自性ありとせんか、斷常に墮して焉ぞ能

生即無性
を性起とす

有力無力
相由相成
を緣起とす

く自由に和合し顯現することを得ん、乃ち有力無力相由相成するもの、一に無自性なるが致す所なり、此の無自性を名けて性起と云ひ、有力無力相由相成して、染淨の諸法を生ずるを緣起と云ふ、然れば染淨の緣起は全く性起の無自性によりて顯はれ、性起の發動は全く緣起の因緣を待て起る、而して緣起既に染淨ありとせば、性起にも亦染淨を等しく具すべきや、將た亦唯清淨に局るべきや、之れ疑問の存する所なりとす、加之此の問題たるや、實相と緣起の根本的教理より來り果上現の法門と因本位の法門との立場に由來し、建立と趣入の方面によりて、其説明を屈曲せしむる所あるに基き、華天兩一乘の分界を爲すもの、如し、依て今少しく、華嚴家に於ける立場を明確にし、概評を試むべし（『遊心法界記』參照）。

先づ賢首大師の主張を見るに、最も直截簡明なるは、『探玄記』十六卷に性起品の宗趣を説明する十門中の第六染淨門に依るを適切なりとす、即ち染淨門は正しく染淨を共に性起と云ひ得べきや否やを論せしものにして、結局性起唯淨說を主張するにあること、華嚴一家の定論なれば、今更事新らしく敍するの要なかるべし。

賢首性淨說

第二項 清涼性惡說

晋唐兩經
比較對照
して性惡
說を成立
す

性淨説は華嚴一家の定説たるに拘らず、清涼大師に暨では、性惡論を主張するに至れりと稱す、然らばその性惡論の内容如何、賢首性淨説並に天台性惡論との交渉如何は、價値ある問題なるべし、抑々彼の天台家が性惡論を立つるに就て、其が典據たるは、『晋譯華嚴經』中の「心佛及衆生是三無差別」といへる、妙文字なるは云ふ迄もなく、今清涼大師が論據を爲すもの、亦此の一大文字なりとす、然るに清涼大師は、『晋經』の「心佛及衆生是三無差別」の靈文字に恰當する、『唐譯華嚴經』の「應知佛與心體性皆無盡」の大文字を提げ來りて、比較研究し、『晋經』には心佛衆生の三法を並び上げ、『唐經』には只佛心の二法を上げ、又『晋經』は無差別と爲し、『唐經』は無盡と爲すの相違あり、而して『唐經』に於て、心と佛の二法の無盡を上げ、衆生を上げざるものは、衆生は盡くることあるが故なり、之れ一切の妄法皆無始已來眞に迷ふより起るを以て始めなしと雖も、終りなくんばあらず、是を以て無盡と云はざるなり、然るに若し之を『晋經』の三法に對望せんか、三法等しく無盡なりと論せらるべし、然る

に此の三法無盡の中には、同じく衆生有盡の義理含蓄せん、依て之を『晋經』の無差別に對せんか、盡と不盡と俱に無差の義を成立すべし、從て心佛の淨と衆生の染と、本と之れ無差別なりと云ふ、大道理を發揮し給ふに至れるなり、即ち心とは眞如なり、佛とは還滅善法淨法なり、衆生とは流轉妄法惡法の謂にして、妄體若し無盡ならずとせんか、眞も亦無盡ならざるべし、何ぞや妄法其の體眞如に外ならざればなり、然るに眞如無盡ならざるの理あることなし、從て妄體無盡なるべし、妄體無盡ならんか、性惡不可斷の義理否定すべからずと云ふにあり、『大疏鈔』十九上參照。

賢涼二祖
衝突地點

如此性惡説を許す已上は、從て性起の染淨に通ずることを首肯せざるを得ざるなり、若し性起唯淨と云はば、妄法何れより生起すべきや、固より妄法は無體なりと云へども、其の起來するところ、性起に根據すと云はざるを得ず、故に性起なくんば止みなん、苟も性起あれば必ず妄法あるべきの理なり、斯く論じ來るときは、賢首の唯淨論と衝突し、師資の教義一貫せざるものありと云ふべし。

第三項 賢涼二祖の交渉

二祖會通
の要點

然らば心佛及衆生の三皆無盡、無盡即是無別之相なりとして、三法無差別以て性惡不可斷を唱へし清凉は、心は能造、佛凡は所造なりと云ふ、賢首一家の解釋を全然否定し、三法互に能所造として、性惡論を主張せしや否や、換言すれば賢首教理の圈内を逸出せしや、將た亦全然天台の性惡論なりや、此に研究せざるべからざる題目なりとす。

抑々清凉大師、心佛及衆生是三無差別の文を釋するに當て、先づ總釋を施して、「世の五蘊が心より起る如く、諸佛の五蘊を造る、佛の五蘊の如く、餘の一切衆生も亦皆心より造らる」と云ひ、以て心の能造なることを表白し、更に詳説するに、横論と豎論の二と爲し、其横論中に性惡説を主張し、又豎論中には、「心は即ち總相佛は即ち本覺、衆生は即ち不覺なり」と説き給ふ、是を以て清凉の性惡説たるや、總該萬有の一心の上に於て、之を談ずるものにして、萬有とは依正色心善惡等萬差の諸法なり、此の諸法を一心に總該するが故に、性惡不斷と云ふ、是を以て性惡不斷を談じながら、清凉は天台より一理隨縁の難を受くる所以なり、清凉の此の難を蒙るは、則ち賢首の正徹を失はざる所なりと云ふべし。

清凉横豎
の二論從法向機
從機向法

夫れ然り、然りと雖も、兩師の間、既に一方は性淨を主張し、一方は性惡を論ずるもの、其間に相違する所なかるべからず、「本經」性起品の佛果の大智本來衆生心中に遍在すと説けり、是の故に一切衆生の日常分別の念々皆如来果智の所起、染淨森羅の萬法盡く佛智所現の顯像なり、此の所現の萬像を以て、能現の果智に同せしめて、性起は唯淨なりと論ずるものは、賢首の意なり、又能現の智果を以て、所現の萬像に同せしめて、毘盧の頂上より、阿鼻の依正に至る迄、皆悉く真如法性の變現するところ、染淨の二法は同じく真如を以て所依とす、若し性惡を斷せば、真如を斷す、然るに真如は不可斷なり、性惡亦然りと云ふは、清凉の意なりとす、換言すれば賢首は海印三昧一時炳現の儘を説きて、宗格を宣揚し、清凉は之を行者觀達の相に就きて述べたるものと云ふべし、從て一は從法向機の組織なるが故に、惡縁起の相詳かならざるの憾なき能はず、一は從機向法の組織なるが故に、動もすれば台家に混ざるの恐れあり、是に於て兩祖の見解相待て、益々宗風を發揮するを得べき歟。

第四項 天台との交渉

性惡説に就て天台清涼の異

是を以て、彼の台家が一念の妄心に十界三千の法を具して、鬼も佛も一念の所含、森羅萬象皆實相ならざるはなしと説き、具の一字彌々今宗を顯すと云ふ套語を以て、一家を標榜し、善惡性具を唱導して、色心不二の當分、法性自爾の上に於て、善惡共に正緣了の三因ありと立て、性惡不斷を談するところのものと、其の趣を異にするや明なり、彼の佛祖統記主が、「涼既に賢首を宗とし、華嚴を疏するに及び、則ち天台性善性惡三觀三德一念三千の文を引用す」と罵倒を加へたるもの、全然天台性惡説に混用せしが如き筆法なるも、之れ畢竟記主の足らざる所にして、清涼の性惡説は大に台家に異なるものありて、一家特有の性惡説なりと云ふべし、然も清涼大師が特に之を唱導せし所以は、台家の妙樂荆溪の出で、性惡説を唱出せしに對抗せしは勿論なりとす。

宗密、鳳潭、普寂の説

次に吾人は、宗密の性惡説、鳳潭の性惡説並に普寂の性惡説に對する見解を敘すべきを至當と爲すも、要するに宗密の説は清涼に異なるなく、鳳潭の説は天台性惡の流を汲み、普寂は天台『觀音玄義』を偽作とし、智者に性惡説なく、後人の附説なりとし、飽迄天台性惡説を攻撃否定するにあり、されば別に論究を要せずして明なるを

以て、今は只三師の要所を左に指示し、直ちに華天兩家に於て、一は性淨説を立て、一は性惡を論ずる由來を尋ぬることとせん。

宗密性惡説——『行願品疏鈔』一丁五、『圓覺略疏』二丁五、『同鈔』七丁六、『禪源諸詮集都

序』上六丁十等。

鳳潭性惡説——『匡真鈔』一丁二、『十不二門詳解選纂』等。

普寂性惡説——『發揮鈔』九丁三、『四教儀集註詮要』等。

第五項 二經の差別

華嚴經は稱性の本經にして、海印三昧一時炳現の儘を顯はすものなり、然るに海印三昧は其の體一心法界にして、毘盧舍那法身の自内證なり、此の自内證の眞如法性には一毫の染法なきが故に、顯現する所の諸法亦善法ならざるなきなり、故に佛眼を以て見るときは一切衆生本來成佛したり、眞如海中唯清淨なるのみ、而して海印三昧は唯佛與佛の智見にして、果分不可説なり、之を普賢因人の境界に下して説くを以て、因分可説となる、然れば因分果分は可説不可説の異ありと雖も、其體本より

稱性本經逐機末經

一なり而して普賢の大機は之を聴き、二乗は如聾如啞たり、是に於てか逐機の末經起り、四十餘年調誘の策を施し、法華に至りて開示悟入佛智見するに至れり、其佛智見とは性起品に「所謂奇哉々々一切衆生具足如來智惠德相舊來成佛已」と云ふものは是れなり、故に嘉祥大師は華嚴を根本法輪とし、法華を攝末歸本法輪とするの判を下して、法華の所詮は三乗の機をして、華嚴一乗に入らしむるにありとせり、是を以て本より出で、又本に歸る、所謂從本垂末、從末歸本の左右ありと雖も、理體に就くときは本より一毫の差別する所もなきものにして、唯一眞法界あるのみ、何ぞ性善性惡唯清淨を争ふ事を得ん。

根本法輪
攝末歸本

一心緣起
實相性具

然るに如此本經に於て、既に華嚴は從法向機、法華は從機向法の方面なりとせば、從て其の主張するところ亦異ならざるべからざるは勿論なり、即ち『華嚴經』によりて開宗立教するには、一心緣起の淺深に就て五教を立て、一代諸經は其深緣起の一心差別なり、諸像は千差萬別なりと雖も、所現を以て能現に從ふる時は、一の明鏡の如し、又法華は爾前の諸機を、汝等所行是菩薩道と開會して、此等の諸機をして、諸法のありのまゝが實相不思議の明鏡なりと觀達せしめ、以て諸法の儘が十如是實相

と觀するを以て終極とするが故に、明鏡の諸像を現する能現を以て所現に從へて、一鏡の儘が千態萬狀なりと見るなり、是を以て一は一心緣起の故に、眞如海中二滴の染を見ず、一は諸法實相なり、諸法實相の故に性具を談せざるを得ざるなり。

第六項 二家の解釋

次に二家が三法無差別の經文に對する見解の正否を見るに、先づ彼の天台智者大師が法華の眼光を以て、妙玄に三法無差性惡の義を濫在せしめ、荆溪之を祖承して、因果通局の旨を談する唯一の典據は、華嚴經なること勿論にして、色心無作の圓旨不縱不横の三を論じて妙法と爲し、總別及能所造の義を許さず、彼の宗に於ける宋朝山家山外の異論の如き、亦實に此の法門に基くなり、然れば彼家に於て、三法無差の文を尊重すること知るべし、然るに此の三法無差別の文を前後の關係を顧慮せず、只此の一偈に就てのみ觀察を下さんか、彼が論ずる所其の理最然るものあるを覺ゆるなり。

三無差の
文のみに
就けば天
台可なる
に似たり

之に反して今華嚴の無盡圓教一乘に於ては、敢て三數を尙ばず、義反て横豎の説あ

一經の始
終に就け
ば華嚴大
に可

り、此を以て「如心佛亦然」は「如心造」凡作佛亦然の略なりとし、「如佛衆生然」は「如心作」佛造凡亦然の略なりとし、所造能所依の義を以て、三法無差別を論ず、是れ實に法界唯心緣起の法門以て之を述成するを旨とするにあり、然も三無差の文に於ては適切ならざるに似たり、然りと雖も今二義を設け、台家の所判を須ひざるもの亦理由あり、何ぞや云く唯一偈一文を以て、立義すれば則ち不縱不横無差の説よろしきを得たるに似たり、若し一段一品一會一經を通論するときは、則ち彼家の見解穩當を缺くや一見明晰たり、故に知るべし、華嚴によりて立宗せんか、則ち何ぞ亦天台一流の如くならんや、之れ各々宗風の綱格の然らしむる所なるのみ。

第七項 一家の教理

天台は性
具の法門
なり

夫れ華嚴に於て、或は法性の具徳と云ひ、或は性海具徳と云ひ、或は圓明の具徳と云ひ、又『華嚴問答』には、本具の文字を以て性起を説明する所ありて、一見天台の性具説に似たる所ありと雖も、兩家の綱格は嚴然として、其間に一大溝渠を築けるものあり、即ち天台は色心無作の圓教にして、緣起の本を立てず、理も三千を具し、事も三

華嚴に本
具等の文
あるも緣
起の格を
逸せず

千を具し、色も三千を具し、心も三千を具し、一切諸法盡く三千を具す、即ち三千の諸法は、十界に十界を具し、其の一界々に十如を具すれば、百界千如と成る、之を三世間にかくるときは、十界三千の諸法となるなり、之に依て若し一理より緣起すと云ふときは、一理隨緣と貶し、又十界中九界を離れて佛界を談するときは、九界を斷じて佛界を成するが故に、緣理斷九となる、是を以て十界互具、佛界も地獄界も異なることなしと立つるを、天台性具の法門と爲すなり。

然るに華嚴に於ては、法性は唯一の理性なり、其理性より諸法緣起すと説く、乃ち一心法界より二種を開て性起緣起の二門と爲す、即ち圓教一乘其の根本は一心法界に外ならず、其の一心法界に萬善の諸法を具するが故に、緣起して諸法となる、此の緣起の至極性起となるなり、故に天台の色心當分に於て、其本を研究せざる法門とは大に差別して、何處迄も唯心緣起説たり、是を以て本具具徳等の語、天台の性具に似たれども混同すべからざること明なり。

第三章 十玄緣起論

第一節 十玄の淵源

十玄緣起は別教一乘事々無碍の法門、主伴具足の妙談、無盡緣起の妙用なり應用なり顯現なりとす、其の源流遠く『華嚴經』に蘊藏せらるゝと雖も、十玄列次を爲して順序正しく其道理を説けるものにあらず、晉所々に其意義を散説するのみ、假令は初地の十六願を説く文、及び第八地の果徳を説く文の如き是れなり、世親の上に於ては『地論』の中に稍や其義を發する所なきにあらざるも、尙未だ之を發揮するに至らず、支那に來りて盛に『華嚴經』講せられ、殊に地論宗の諸師競ふて講布之れ勉むと雖も、其書殆ど煙滅して傳らず、從て彼等に十玄緣起の説ありしや否や史的考索を爲すに由なし、故に吾人は十玄の深義を發揮して、十門を列ね法界緣起を説明せしもの、嚆矢としては、『一乘十玄門』一卷を推さざるを得ざるなり。

然るに此の書の撰號に、大唐終南太一山至相寺釋智儼撰承杜順和尚説とあるが故

經論に徴
意蘊在す

杜順には
十玄の義
あるのみ

に其の著作者の至相なることは明なれども、實際杜順に於て如此十玄緣起の創説ありし歟將た亦至相の發揮にかゝるやは疑問なりとす、此の點に關し古來別に詳論を試むるものなく、只便宜に從て杜順の説とし、或は至相の説と爲す、之れ十玄門を二師何れの發揮にかゝるとするも、別に華嚴教義其ものに關する所なければなり、然るに今甲乙二者の論ずる所を見るに、杜順の創説と爲すものは、一に十玄は佛陀三藏に始り光統之を傳へ遂に杜順に授けたり、二に『圓覺經大疏』四上二十には杜順十玄の法門を文殊に受けたりと、又至相の發揮と爲すものは、一に始祖杜順は華嚴經を頓教に攝して宗と爲すが故に十玄は強ち其所用にあらず故に之を説かず至相に至りて初めて説く、二に周遍含容觀の中に十無碍を立つ至相其の幽微を發揮して十玄門を立つ故に至相撰と特に書するなりと、云ふにあり、右の中杜順の創説と爲す説を検するに、杜順の傳を載する『續高僧傳』二十五、『編年通論』十一、『統紀』三十、『通載』十一、『稽古略』第三及び『華嚴持驗紀』には、杜順が華嚴を師に就て學びたる事實なく、又光統の地論宗系統に屬する諸師の傳を閱するも、未だ杜順に華嚴を授けたりと云ふものあるを見ず、從て歴史上の事實としては杜順の華嚴は

無師獨悟と名くべきものなり、而して圓覺大疏の説の如きは文殊は已に華嚴經中のものにして、非歴史的人物なれば直接に相承する理由なく、普法門の關係上杜順を以て文殊の化身なりとし、或は文殊より受くと説くのみ、此を以て直に歴史的事實のものど爲さんか非常識の談のみ。

十玄に至相の發揮なり

翻て至相の發揮と爲すものを見るに、教理を根柢として其説を立つるものにして、杜順には只十玄の義ありしも、未だ十玄列次を爲して一々之が解釋を試みたるものにあらず、其の能く此が秩序を立て整頓して、所謂『一乘十玄門』の一卷と爲せしものは至相にありとす、然るに至相已に杜順和尚の説を承くと云ふが故に、其の師智正に承くる所にあらず、從て地論系統に如此説なかりしことも略ぼ推知し得べき道理なり、然らば此に問題として殘るは、杜順より受けたる程度の問題のみと云ふべし、則ち杜順も至相も共に此の十玄緣起に關しては直接に地論系統を承けずして、全く兩祖間の交渉問題のみなればなり、然るに杜順の性行は前に述べたる如く、實行的方面の人にして、其著も『法界觀門』、『五教止觀』の如き修養に關するものゝみなり、之に反して至相は理論的方面に於て成効せし人にして、已に六相圓融の

清凉法界玄鏡の證明

道理に就きても自家の發揮にかゝる所多く、今此の十玄門に關しても自己獨特の發揮にかゝるものなりと云ふべし、委しく云へば、杜順『法界觀門』中の第三重周遍含容觀は十無碍を説明する所あるが故に、至相能く此に著眼して遂に十玄緣起を發揮せしものと云ふべし、此間の消息を漏して遺憾なきものは清凉の『法界玄鏡』なりとす、第十門即同時具足相應門、九即因陀羅網境界門、由第八交涉互爲能所有隱顯乃至是故十玄亦自此出とある、此の是故十玄亦自此出の八字重きを爲す千鈞至相の發揮にかゝる事實を認容するにあまりありと云ふべし、彼の眼光紙背に徹するてふ套語は、此の場合至相の獨り恣にすることを得べきものなるべし、清凉既に第三重合容觀中に十玄門の淵源を認む、故に玄談第六卷に於て、義理分齊を明し、其の周遍含容觀中に十玄門を明すに至れり、是を以て我朝凝然も杜順を記するに當りて、只五教止觀、法界觀門を擧ぐるもの、十玄門を以て師の創説と爲さるもの、と云ふべし、加之清凉を以て邪義とする普寂すら、清凉と同一見解を述ぶるものあり、則ち『發揮鈔』三十六に、問此十玄門有何所據耶、答近則據雲華十玄門、遠則依帝心法界觀門と、是に於て乎、吾人は十玄門なるものは、杜順に於ては普義として周遍含

容觀中に含蓄せられ其の能く十門列次を爲し詳説せられたるは至相の發揮にかゝるものなりと信ず。

賢首發揮の要點

斯くして十玄縁起は至相に於て明にせられ賢首は『文義綱目』『五教章』に之を祖述し而して只『十玄門』に於て十數の譬説を略するに反して、『五教章』は具に十錢の譬説を擧げて詳細に説明を加へ又同體異體の義を明に區別して解説を加へ且つ『十玄門』に於て異體を縁起の事法とし同體を法性の理法とするに反し皆事法につきて説明し其の相即相入の説明に於ても全く縁起の事法に就きて説明し其の他十玄の配列次第異なるものあり殊に『五教章』述作の後に著はされたる『探玄記』に於ては十玄の配列次第につき小異あるのみならず玄門其のものを改むるもの二門に及べり之れ益々明に縁起の事法上に於て無碍を談するものと云ふべし。

第二節 新古の十玄

十玄に新古の二義ありて十門布列並に立名相異なる、一は杜順至相の所立にして『十

新古十玄建立の異同

玄門』に明かなり、『五教章』之に依りて立名殆んど同じ然れども列次稍や別なり、『金師子章』は立名同列次何れも不同なり、『文義綱目』は全く至相に同す之を古立の十玄門とす、一は賢首『探玄記』に明し清凉『玄談』六の丁十七『略策』三丁、『圓覺大疏』四上五丁等之に依る之を新立の十玄とす、今新古十玄建立の異同并に分科を圖示すれば左の如し。

古立 『十玄門』

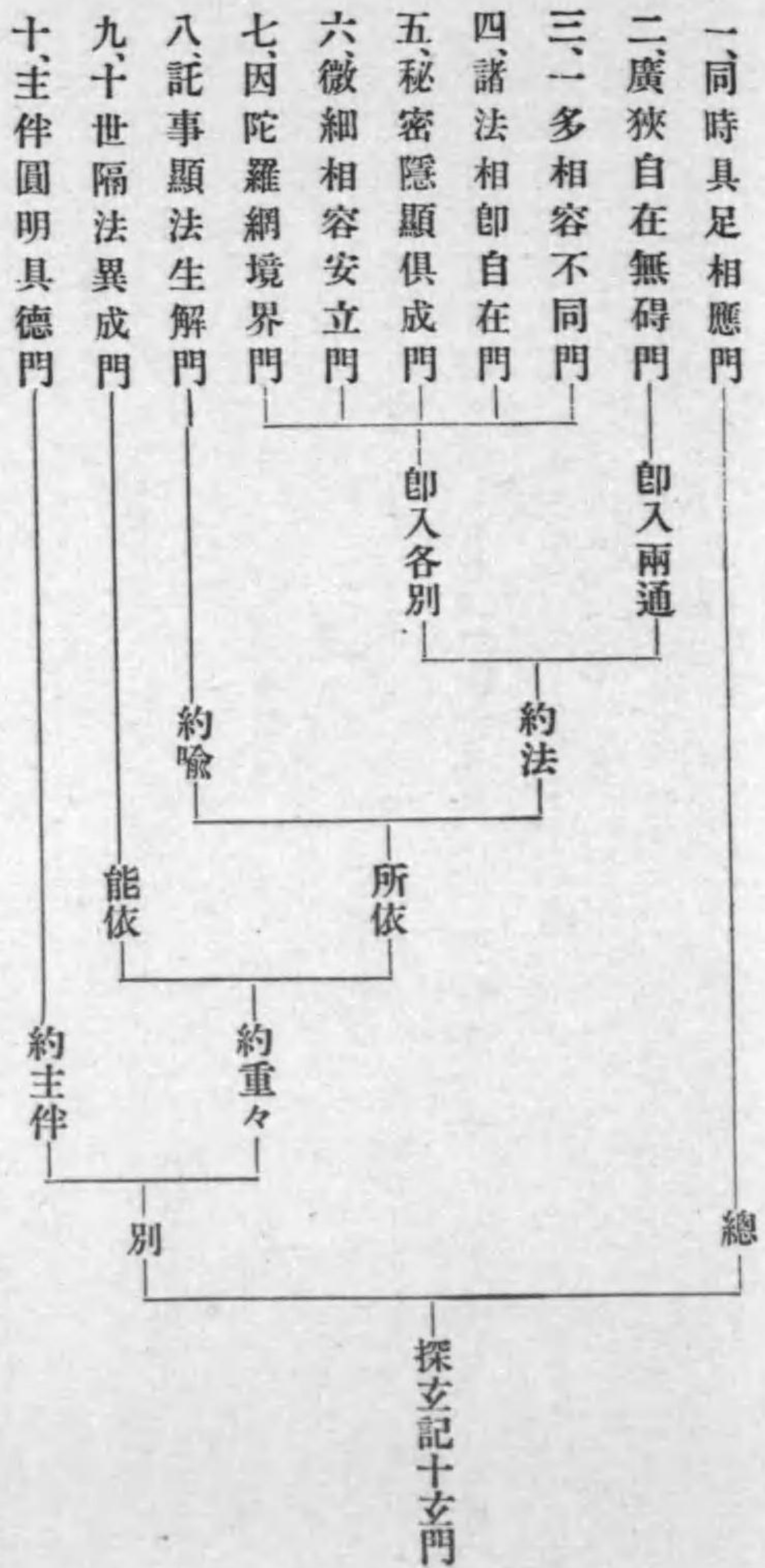
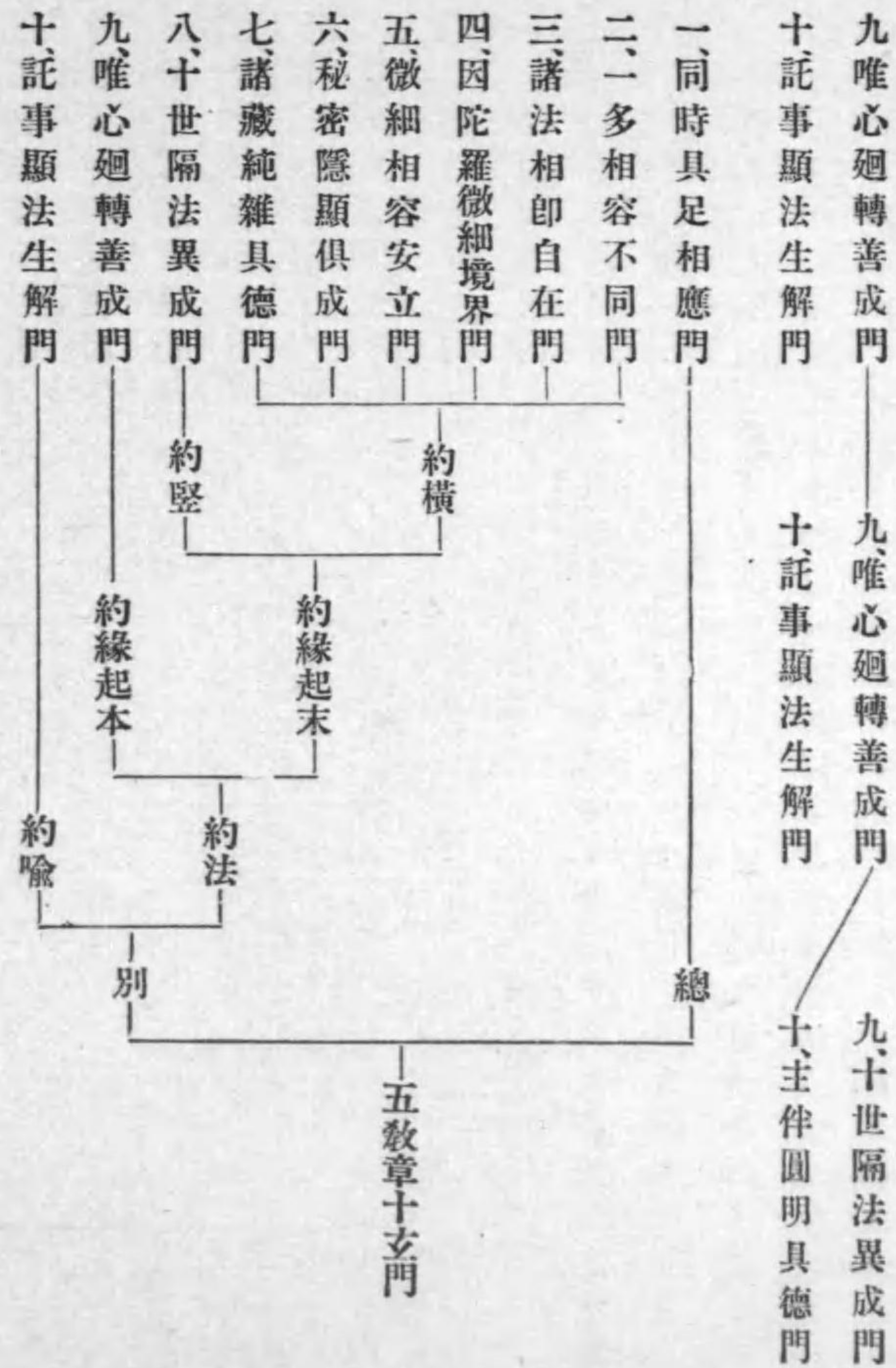
- 一、同時具足相應門
- 二、因陀羅網・境界門
- 三、秘密隱顯俱成門
- 四、微細相容安立門
- 五、十世隔法異成門
- 六、諸藏純雜具德門
- 七、一多相容不同門
- 八、諸法相即自在門

古立 『五教章』

- 一、同時具足相應門
- 二、一多相容不同門
- 三、諸法相即自在門
- 四、因陀羅微細・境界門
- 五、微細相容安立門
- 六、秘密隱顯俱成門
- 七、諸藏純雜具德門
- 八、十世隔法異成門

新立 『探玄記』『玄談』

- 一、同時具足相應門
- 二、廣狹自在無碍門
- 三、一多相容不同門
- 四、諸法相即自在門
- 五、秘密隱顯俱成門
- 六、微細相容安立門
- 七、因陀羅網・境界門
- 八、託事顯法生解門



新古十玄の立名不同につきては、十玄別釋中に説明す可きが故に之を略し、其列次不同の云何を論せんすとす、『玄談』に『探玄』を相承して其次第正に新立の如くならざる可からざる所以を説けり、其意に曰く、一に同時具足相應門は總なるが故に九門の初に冠せしむ、二に廣狹門は事理無碍中の事理相遍に由て下の諸門を生ず、事は理の如く遍す故に廣なり、事相を壊せざる之れ狭なり、故に事々無碍の始を爲す、

三に一多相容は廣狹無碍に依て所遍に多あり、己を以て多に望むるが故に起る、四に諸法相即は彼此相入あるに由て此に相即あり、五に互に相攝するに由るが故に此に隱顯あり、即以上の三は相攝に約す、他を攝するに他見る可らず故に相入門あり、他を攝するに他無體なるが故に相即門あり、他存すと雖ども見る可からざるが故に隱顯門あり、六に此れ他を攝するに由て一切を齊攝す、彼れ亦然り、故に微細相容あり、七に互攝重々に由て因陀羅網あり、八に一切無盡なるが故に託事顯法あり、九に十世隔法、上來所依の法皆融通す故に能依の時も亦然り、十に事々無碍なるが故に主伴具足すと、然らば十玄の次第必ず之に依らざる可からざるかと云ふに、同時具足相應門は總なるが故に新古何れも第一門に列す、其他に至りては各々不同にして一致を爲さず、『文義綱目』巧に次第を述べ又『指事記』古十玄の次第布列を説き正に如此次第開列すべきことを示せり、然れども十玄は事々無碍の至極を示すものなれば、必ずしも次第を狂ぐ可らずとするは偏狹なり、清涼『略策』二十、十無前後舉一全攝斯爲華嚴不共玄旨」と云ふもの、旨を得たり、尤説明の順序としては『玄談』の説本より傾聽すべし。

第三節 十玄總釋

第一項 十玄體事

法界緣起の體は賴耶識にあらず、一心眞如にあらず、全く宇宙現象界の萬有なること、既に説明せし所なり、是を以て法界緣起の妙談たる十玄の實體、また音緣起差別せる萬有なること本より其の處なり、實に法界の事々無碍を論せんには、必ずや法界の事々差別を根柢と爲さざるべからず、是れ華嚴諸祖十玄を説明するに當て、先づ初めに十玄所依の體事を説明する所以なり、乃ち法界の萬有を理論、宗教倫理、修養等各種の方面より觀察し概括し分類して、十對二十句の十義となせり、一教義、二理事、三解行、四因果、五人法、六分齊境位、七法智師弟、八主伴依正、九逆順體用、十隨生根欲性是れなり。

一教義差別 宇宙現象界を教と義の二方面より觀察し、區別して、森羅の諸法を此の二に網羅するものとす、而して教とは能説の言語文句等にして、義とは言語文句に由て説かれたる義理是れなり、如此教義の二を以て現象界を分類するのみな

らず此の教義に就ても亦小乘三乘一乘等淺深差別して論究すべきこと勿論なり、他の理事解行等皆然らざるはなし。

二理事差別 萬有を平等不變の點より見たるものは是れ理なり、此理體の上に差別變現したる現象即ち是れ事なり。

三解行差別 解とは智解にして即吾人の理解力は是れなり、行とは實行にして即佛説の如く修行し實踐するものは是れなり。

四因果差別 萬有を因果の點より觀察せんか、佛の境界に達する迄の諸種の行為は是れ因なり、此の因行満足して得たる佛圓滿の境界即ち果也。

五分齊境位差別 境とは境智にして所現の境と能現の智の分齊にして、即主觀客觀是れなり、又位とは菩薩行位の分齊是れなり。

六人法差別 人とは佛菩薩凡夫等凡て主觀に屬する能悟者能智者にして、法とは客觀に屬する森羅の一切諸法是れなり。

七法智師弟差別 師弟の法智にして、師は能觀の智、所觀の法を具して能く開發し、弟子は解領の智識ありて能く開發せらるゝものなり。

八主伴依正差別 主たる能説の佛の依正二報、並に伴たる菩薩の依正二報是れなり、又は一を擧て主となれば余は皆伴となる而して主を以て正とすれば、伴は即ち是れ依なりとも云ふ可し。

九逆順體用差別 逆法界順法界の二共に體用あり、逆とは菩薩が外道等に變じて衆生を化益し、順とは觀音勢至の如き慈悲智慧の相を現じて衆生を教化する等是れなり。

十隨生根欲性 一切衆生の機根、樂欲に隨て、佛菩薩が化身神通の相を現するを云ふ、即ち衆生は能感、佛は能應にして、所謂感應道交是れなり。

第二項 事々即入

一、同體異體

一切萬有の諸法は差別無限なりと雖も、攝むれば皆十類の外を出ざるべし、然るに此等差別の諸法相互の間に於ては、又一定の關係を有して須臾も混亂紛糾たるものにあらざるなり、即ち諸法互に相依り相助けて獨立的位置を有する邊あり、又

萬有關係

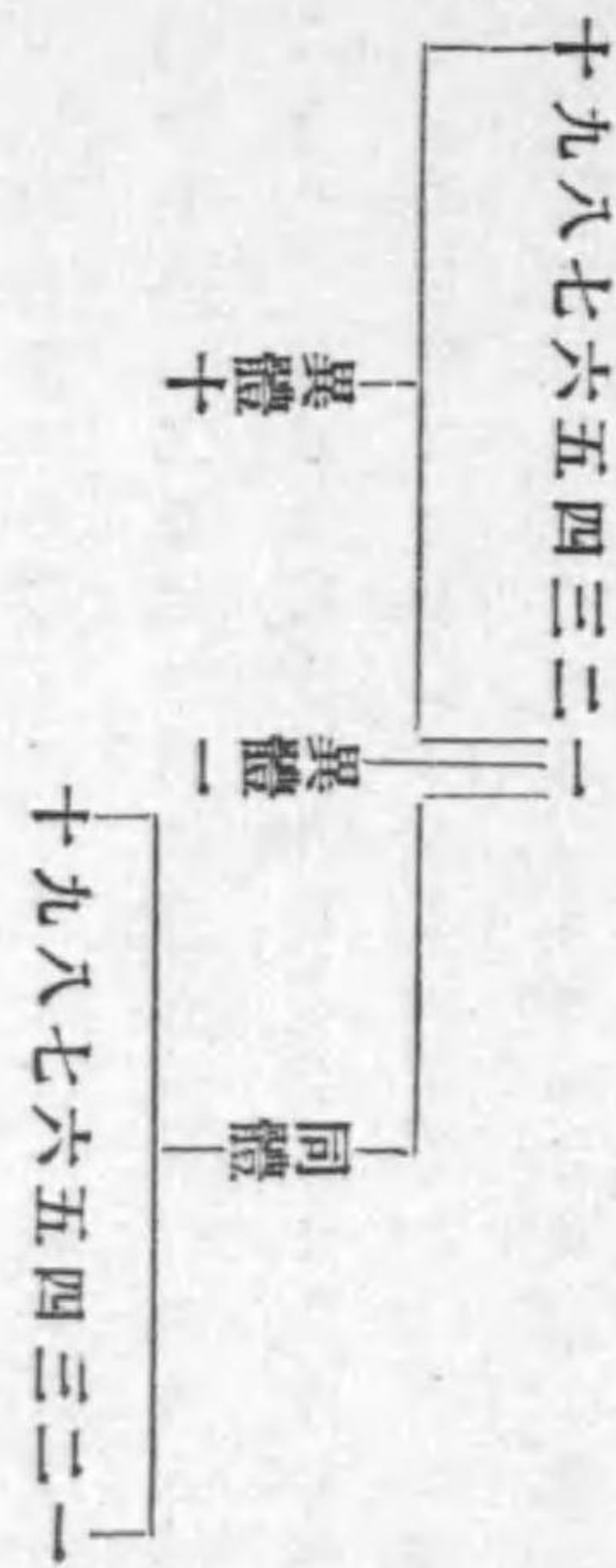
獨立的位置を認めざる邊あり、之れ所謂異體同體なるものなり、諸法は此の異體同體の關係あると共に、又體と用を具ふるが故に、體に就きては空有の義を語り、用に就きては有力無力の義を談ずることを得可し、之れ所謂相即相入なるものなり、加之諸法を緣起の方面より觀察すれば、順緣起あり、逆緣起あり、之れ所謂向上向下の二門なりとす、如此同體異體、相即相入、向上向下の關係を有する所以、實に緣起の事は固定の自性なきが故なりと云ふ可し。

抑々法界萬有、緣起差別の事相に、不相由相由の二義あるが故に、同體異體の別を生ず、不相由の義とは因緣互に全奪して因は緣を奪ひ、緣は因を奪ひ、因中の緣、緣中の因にして、因に緣を全奪するときは緣は因中の具德にして因と別體ならず、之れ緣起の諸法元來自性なき故に、因緣全奪以て同體を談ずることを得るなり、『探玄記』に能具の一緣所具の他の一と彼の一緣と體別なきが故に同體と爲すとは此の謂なり、華嚴耶摩天宮會菩薩雲集品に出づる十錢の喩につくときは、一錢を取れば他は皆一錢中のものにして十錢も一錢中の十錢なり、又十錢を取れば皆十錢中のものにして一錢も十錢中の一錢とす、相由の義とは因果相資にして、此の二共に自性

不相由は同體

相由は異體

なく本來無自性なるが故に、互に相由り互に相成じ妙に果を生ず、即因が緣を助け、緣が因を助け、諸法並び存す、假ば一錢は一錢にして十錢ならず、十錢は十錢にして一錢ならず、一錢十錢體各別なりとす、之れ且く因緣につきて説明せし所なれども、果に於ても亦同體異體あるや論ずる迄もなきことにして、一錢も十錢も緣成の果にして、此の一と十と互に同體となり異體となる、要するに同體なれば一の中に自ら十を具し、除の九に望むる義にあらず、異體の時は一錢を餘の九錢に望めて説くものなり、今圖示せば左の如し。



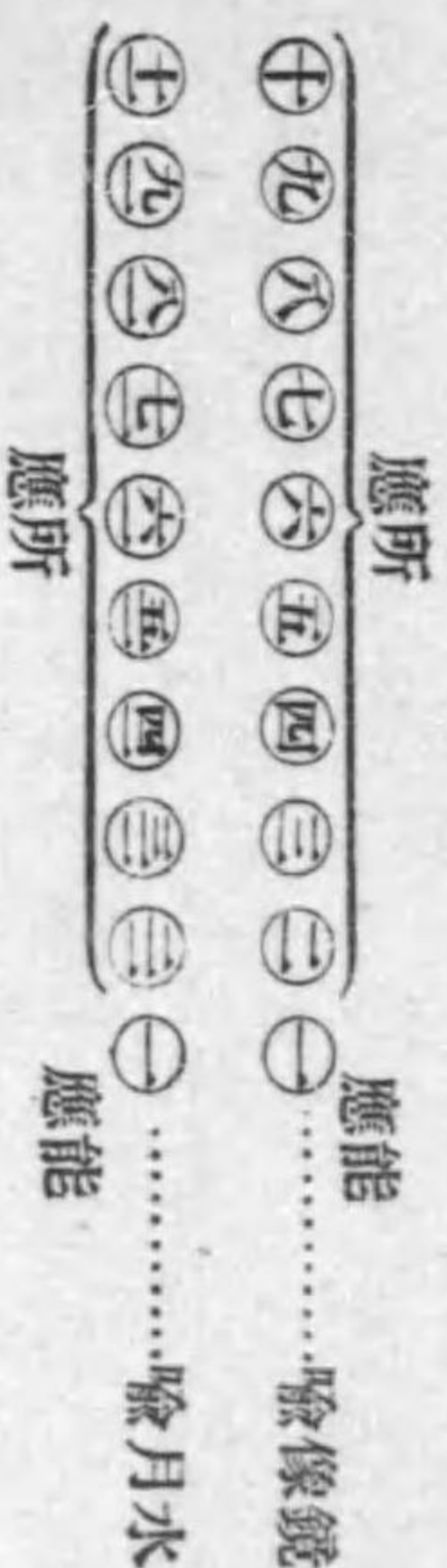
同體の説明に就きては南都に二傳あり、水月の喩と鏡像の喩是れなり、水月の喩は二の中に一が入り、其の能應の一は所應の二を全く融して二の全體一ならざるな

水月の喩鏡像の喩

二唯得失

し乃至十に於けるも亦同理にして、十個の一々皆一に融せらるゝが故に下迄取りて談するなり、假ば天上の月、鴨川桂川に映する時は、月影は水底迄映づるが故に、其影を捕へんには水の全體を取らざるべからざるが如し、又鏡像の喩は一が凡てに應ずる徳あり、即ち二を成ずる徳、乃至十を成ずる一の徳あるなり、其の能應の九徳と自體の一と合して同體と云ふ、故に又二と云ふは一を成ずる二の徳と自體の一と合して同體なり、乃至十と云ふは九徳と自體の一と合して同體なり、此の時は體迄取入るゝ義にあらず、只徳のみを取りて同體とす、即ち上のみを取りて同體と云ふ、喩へば鏡に人の顔映つる時、顔と其の影とは同體なり、影を顔に入るゝには鏡の表面のみにて事足り、底迄掘り取る可きにはあらずるが如し、清涼は水月は全體を取りて同體を談するがゆゑ、異體の相即と濫する恐れありと爲し、専ら鏡像の喩を採用す、然るに『纂釋』は水月の義と雖も決して異體と混することなし、即ち能應の一が所應の二三等に融じ、二三等は能應の一に融せらるゝがゆゑ、別の二三等にはあらずして、一と別體ならざるなり、異體にては二中の一にして二の中に一が別になりて存するものなれば決して混することなしと、水月の喩を用ゆ、而も同體の義

顯はれ易きは水月の喩なりと云ふ可し、今二喩を圖示すれば左の如し。



二、相即相入

夫れ十玄緣起は要するに萬有を對望して、此の一物が他の萬有中に攝ると共に、又他の萬有が此の一切の中に攝ると云ふ、萬有相入門と、又一物即萬有なりと云ふと同時に萬有即一物なりと云ふ、萬有の相即門との二大關係を示して事々無碍を談するにあり、而して此の相即相入は十玄の各門その所顯別々にして異彩を放ち、事々無碍の深義を發揮せり、其詳細は十玄の別釋中に述ぶ可し、然も一應此に説明すべき要件は、相即は體の空有に約し、相入は力用の有無に約すること之れなり、即諸法の緣起に空有の義あるが故に、自が緣起現前して有なるときは他は緣起すれども其體無自性なるが故に、自に即し、他が緣起現前するときは自は無自性となりて他に即し、自他互に空有になりて相即の義を成ず、又緣起の法は自の力によりて他

十玄緣起は相即相入の義を各種の方面に互りて表示するにあり
相即相入の要旨

を成するが故に、他は無力になりて自に相入し、自は他の力によりて成せらるゝが故に、他は有力になりて自は無力となり他に相入し、自他互に有力無力になりて相入の義を成す、『演義鈔』六^{十六}「相入は二鏡相照するが如く、相即は波水の相攝むるが如し」と言約なりと雖も盡せりと云ふ可し、然して此の體用永く差別するものにあらずして、共に一法上の體用にして不離なり、故に相入より云ふときは用は體を全ふしたる用にして、鏡の明の外に鏡體なく、相即より云ふときは體は用を全ふしたる體にして、水體の外に濕性の用なきが如し、『見聞鈔』に體と用とを蝸牛の頭と角に喩へたるもの適例なるを覺ふ。

三、向上向下

相即相入を論ずるに於て、自より他に去り、他より自に來る二門、即一より十に向ひ上る邊と、十より一に向ひ下る邊との向上向下二門ある可し、故に此の向上向下を相即相入にかけ、次に之を異體同體にかくるときは向上向下總じて八門となる可し、此の八門に十錢の算法をかくるときは八門各十の大門を得、又大門各々又小の十門を得可き道理なり、何故に如此向上向下を即入にかくるやと云ふに、緣起の義

を詮顯するものにして、實に宇宙の森羅萬象は次第緣起し然も同時に具足す、換言すれば迷界より悟界に向上する順緣起の法も、悟界より迷界に向下する逆緣起の法も、互に同時に相由り相成じて緣起し次第す、然も亦法性融通して同時具足す、即ち此緣起の法相を詮顯せんが爲めに外ならざるなり。

以上異體同體相即相入向上向下の法相は、十玄各門に通ずるを以て、今特に總釋中に論述せり、故に十玄別釋中に於ては省略し、以て各門所顯の法相のみを記述せんとす、彼此對照して其の意のある所を知るべし。

四、儼藏二祖の比較

上來諸法の間には同體異體相即相入の關係を有することを述ふるに就て主として遺憾なく發展せる賢首の説に則りて説明せり、故に若し之を至相の説に比較せんか、同異の認む可きものあり、先づ至相「一乘十玄門」に、「舉譬辨者、如夜摩天會菩薩雲集品說云、譬如數十法増一至無量、皆悉是本數智慧故差別也、今舉此十數爲譬者、後有二門、一異體門、二同體門」と筆を起し、此の異體同體の二門中に各々約相約理の二義を分ち、又此の約相約理の各々に一を基本として一より十に至る向上去の順

同體異體
に關する
異

數と十より一に至る向下來の逆數ありとして緣起の諸法の無碍なることを論究せり、然るに異體同體其のもの、説明に至りては、直接に解釋を施せしものなく、當異體門の約相と同體門の約相の異點等を多少説明する所なきに非らずと雖、畢竟するに、二門の如何に至りては明瞭を缺くの憾なき能はず、賢首「五教章」に於て、諸緣起門内有二義、一不相由義、謂自具德故、如因中不待緣等是也、二相由義、如待緣等是也、初即同體、後即異體、と云ひ、以て不相由、相由の二義を以て區別し、判然此が説明を與へたり、而して至相は同體は法性の理に約し、異體は緣起の事法に約して説明するの筆法なるに反し、賢首は同體異體共に緣起の事法上に就きて説明を爲せり、此の點に關する師資の見解懸隔を存するが如くにして、然も相違する所なく、互に兩立することを得るものなり、即ち至相は據勝門に據りて説を立て、賢首は刻實門に據りて論せられたるものなれば、其義遂に一致に歸すと云ふ可し、然れども賢首が二門共に緣起の事法の上に就きて論究せらるゝもの、事々無碍の談益々其精を盡すものと云ふ可し。

次に相即相入に就き二師の間に存する交渉點を檢せんに、「十玄門」に云く、「二者

相即相入
に關する
異

一中多、多中一、如經云、「中解無量、無量中解」、展轉生非實、智者無所畏、此約相說也、二者、一即多、多即一、如第七住經云、「一即是多、多即一、義味寂滅悉平等、遠離一異顛倒相是名菩薩不退住、此即約理說也」、之れ相即相入にして、相即は理に約すと云ひ、相入は相に約すと云ふ、換言すれば一は法性の理に就き、一は緣起の事に就くの謂なり、然るに十玄列門の中第七第八を見るに、七者一多相容不同門、此約理說、八者諸法相即自在門、此約用說と、之れ即ち相入は理に約し、相即は緣起の事に就きて説明するものと云ふ可し、故に前と對望するときは相即相入共に或は理に約し、或は事に約するの二義を存するものと云ふ可し、抑々相入相即共に其の理實を推究すれば、等しく法性の理、並に緣起の事用に通するや勿論なり、至相の説寔に其の理を盡せりと云ふ可し、然るに若し夫れ相即相入共に緣起の事法即至相の所謂用に約したる場合に於ては、何を以て相即相入の別を立つるや、之れ賢首に來りて明晰なり、説明を見る所以なり、「五教章」に曰く、「諸緣起皆有二義、一空有義、此望自體、二力無力義、此望力用、由初義故得相即、由後義故得相入」と説明し盡して餘蘊なからしめたり、即至相が法性の理を體とし、緣起の事法を用としたるものに一步を進めて、緣起の事

法上に於て體と用とを分ちしものなり、彼の緣起は已に法性なる體の上の用きなり、其の用きなる緣起に就きて、緣起其物の當體と、其物の用とを分て、詳細に論究するもの賢首なりとす、幽玄を發揮して遺憾なからしむるの功偉大なりと云ふ可し、清凉は全く賢首と其軌を一にするが故に『玄談』に相即相入を説明して、「相入則如二鏡互照、相即則如波水相攝」と云へるもの、緣起の事法に就て、體用を分つの意、歴々として見るべし。

第三項 即入原理

夫れ宇宙萬有には相即相入の二大關係ありて事々無碍を成ず、而して此の相即相入事々無碍を各種の方面より説き示せるものを十玄と爲すこと、略ぼ其の大意を説明せり、然るに緣起の諸法に此の相即相入の關係ある所以のもの、抑々如何なる原理に依るものなるや、至相の上にては相即相入の理を以て、十玄緣起の道理を説明すと雖、未だ相即相入ある所以の原理に就ては其説明を見ざるなり、然るに賢首に至りては盛に此の原理を討究し、『華嚴旨歸』三十一「夫以法相圓融、寔有所因、因緣

旨歸と探
玄の十由
比較

緣起相由
の十義

無量略辨十種、一爲明諸法無定相故、二唯心現故、三如幻事故、四如夢現故、五勝通力故、六深定用故、七解脫力故、八因無限故、九緣起相由故、十法性融通故」と十由を數へ、『探玄記』一四六「諸法混融無碍なる所以を問答して、「略提十類釋此無碍、一緣起相由故、二法性融通故、三各唯心現故、四如幻不實故、五大小無定故、六無限因生故、七果德圓極故、八勝通自在故、九三時大用故、十難思解脫故」の十由を列せり、此の二書に於ける十由を比較するに少異ありと雖、香探玄の第四如幻の義を開て、旨歸の第三第四と爲し、又旨歸の第七解脫力を開て、探玄の第七第十と爲せし開合の異と、十由を列記するに次第前後の差あるに過ぎざるなり、即ち旨歸の十由は初には體相一對、次の第三四は法喻一對、次の第五第六は通定一對、次の第七第八は因果一對、後の第九第十は理事一對にして、五對と爲せしものを、探玄に於ては、初五由中、第一第二は理事一對、第三四は體相一對、第五は上の事理體相を結びて五由を因門に約し、後五由は第七果德圓極を以て總とし、第六第八九十の四由を別とし、果門に約するものと云ふ可し、要するに二書の十由は皆緣起因果建立爲本なる點に於ては同一たり、探玄は如此緣起無碍の十由を上げたる後、緣起相由に十義具備せざれば以て無碍を

雜章門亦
同一なり

清涼は唯
心現を主
とす

成立すべからずとせり、即第一諸緣各異の義、第二互遍相資義、第三俱存無碍の三義を緣起の根本とし、第一の異體門を分て、第四異體相入義、第五異體相即義、第六體用雙融義とし、又第二の同體を分て、第七同體相入の義、第八同體相即の義、第九俱融無碍とし、最後に前九門を攝むるもの、換言すれば第三の同體異體俱存無碍二門を攝するのみならず、第四門已下に開ける同體異體の相即相入をも攝する所の第十同異圓備の義を上げたり、『華嚴雜章門』法界緣起章に、一緣起相由門、二法性融通門、三緣性雙顯門、四理事分無門の四門を上げ、初緣起相由門に三門ありとし、第一諸緣互異門即異體也、第二諸緣互應門即同體也、三應異無碍門即攝辨同異也とし、又此の三門に各三義あり、一に互相依轉、二に互相形奪、三に體明雙融と説くもの、探玄と其の義一なりと云ふ可し、如此賢首は緣起門を以て主となすがゆへ、緣起相由の一門を殊に詳しく説明し、他の九門を略せり。

次に吾人は清涼の上に就て研究せんか、『玄談』六四下、問有何因緣會此諸法得有如是混融無碍、答因廣難陳、略提十類、一唯心所現故、二法無定性故、三緣起相由故、四法性融通故、五如幻夢故、六如影像故、七因無限故、八佛證窮故、九深定用故、十神通解脫故と、

賢首は緣
起相由法
性融通を
主とす

至相に淵
源す

之れ行門爲本の故に、唯心現を最初に示して事理門を標榜す、換言すれば事理中に於ては殊に理を以て主と爲して説明するの筆格なれば、初めに唯心現を列し、次に九由を列す、之れ一方に於ては大に慧苑の『刊定記』に對抗するの意なり、實に一家の法門は唯心緣起の説なれば、唯心が一切法門の根底を爲すや、元より異論の狭む可きものなし、然れども若し夫れ相即相入の事々無碍を談する直接の理由に至りては、緣起相由法性融通の二由を以て最親しとす、故に『五教章』中、教起前後に於て、海印定中一時炳現の説を成立するに、同一緣起緣起相由、無二相法性融通の二由を以てし、或は無碍を談するに、圓融法界法性融通、無盡緣起緣起相由の理由を以てする等、枚擧に違あらざるなり、『探玄記』四五下には、此經中相即相入義釋皆有二門、一約緣起相由門、二約法性融通門と云へるもの、以て知るべし。

論じて此に至れば至相『十玄門』に相入相即を明し、初相入は相に約して説き、後相即は理に約して説くとある中、相に約して説くとは緣起相由門、理に約して説くとは法性融通門の根底なりと云ふべく、賢祖に至り大に發揮して十由となし、以て緣起門に据し、涼祖は事理門に据りて論究せしものと云ふべし。

第四節 十玄別釋

第一項 同時具足相應門

當門大意

夫れ宇宙間の森羅萬象は時間を以て論ずるも無限なり、空間を以て論ずるも無邊なり、又其萬有は個々別々なるが如しと雖、互に脈絡貫通、緣起所成のものにして、横に約するも彼此皆相由り相成し、堅に約するも三際を通じて互に相由り相成じ、然も其性質を改變せずして同時同處に具足相應し、違背せずして緣起の至極を成ず、即ち教義理事人法等の十義を以て表徴せる法界の體事、皆同時同處に具足相應し、前後始終等の隔歴を見ざるなり、『玄談』に「具教等十對同時相應具足圓滿」と云ふもの之れなり、如此十義具足相應するのみならず、後の九門並に九門中に具する所の十義皆共に具足す、『玄談』に亦「具後九門及彼門中所具教等」と云ふもの之なり、此中九門所具の十義を具するとは一見重複なるが如しと雖、廣狹門中の十義は十皆廣狹なり、相入門の十義は十皆相入なり、他皆然り、故に重複ならざること明かなり、如此一切を具足し自在にして、順緣起逆緣起の體用相即相入し、然も諸法宛然として

他門關係

其分を守り相亂れざるもの、之れ實に大緣起の法門にして、『華嚴經』の海印三昧同時炳現の相なり、斯く諸法前後次第し、然も同時顯現して、緣起の法を成すること、宇宙至妙の當相なりと謂つ可し、後に他門との關係を見るに同時具足相應門は相即相入に通じて十玄門中の總を爲し、餘の九門は別となる、即開けば九門となり、合すれば此の一門に歸し、能攝所攝開合自在なるものなり、故に新古の十玄共に皆始に列するもの其旨深しと云ふべし。

第二項 廣狹自在無碍門

當門大意

廣狹自在無碍門とは新立十玄の立名にして、『探玄記』に出づ、廣も狹も事に約し理につきたるものにあらず、即ち廣狹とは分限ある事に名けたるものにして、理には決して廣狹の分齊ある可からざるなり、故に此の門即事々無碍の至極を極むるなり。

古立大意

然るに古立十玄には此を諸藏純雜具德門と云ふ、先づ諸とは諸法を云ひ、藏とは攝藏にして、諸法能藏となり、又所藏となる、此中能藏になりたるものは純といわれ、所

藏になりたるものは雜といはる、而して所藏となりて攝めらるゝときは、只是れ能藏の上の具徳たるのみ、故に名けて諸藏純雜具徳門と云ふ、之れ諸法一々皆能所藏となり、或は純といはれ、或は具徳といはるゝことを顯はし、無碍を談するなり、若し十義中且く人法を取りて説明せんか、人門を取れば此の人門能藏となりて、一切諸法を攝むるが故に、之を開き出す時は差別雜然たり故に雜と云ふ、此の雜即人門所具の徳なり、如此人門を取れば一切諸法皆人と云はるゝ所以は、唯一に法性融通に約するが故なり、『見聞鈔』には菩薩の行につきてのみ釋す、之れ至相に依る所なれども、強ち菩薩の行に限る可きに非らず、故に『五教章』には人法等の例を上げて感なからしむ。

新古異同

新古十支の異同を辨すれば、共に無碍を談するは勿論同一なれども、廣狹自在無碍門は事々無碍に限り、諸法純雜具徳門は事理無碍に通ず、故に『玄談』六の丁十八に、此の理由を説明せり、其意に曰く、一行を純とし萬行を雜とするとき、是則ち事々無碍の所談なれども、若し一理を純とし萬行を雜とときは、事理無碍となる、然るに十支縁起は諸法に超過する事々無碍の極談を説くものなれば、事理無碍に通ずる

如き嫌ひある、諸藏純雜具徳門立名よりも、事々無碍に限る廣狹自在無碍門を以て立名とすること其の當を得たるものなり」と至言と云ふ可し。

第三項 一多相容不同門

當門大意

一多相容不同門とは法界の萬有相入の義邊に約するものにして、一多互に相入互攝し、一の中に多が入り、多の中に一が入る、一の中に多が入るも一小ならず、多の中に一入るも一は多の全體に入り充つ、故に一多相容と云ふ、然も一多其資格を變ずるにあらずして、一は一にして多は多、一多其の體不同にして、只力用入り交るのみ、清凉『玄談』六の丁十八に「相容は二體共に存じ、只力用交徹す」と云ひ、『文義綱目』には「縁起の全有力全無力の理に約するが故に相容門あり」と之れなり、故に十義の中、教義の一門を上ぐるとせんか、他の理事人法因果等の餘門は皆之れに攝まりまた他諸門を上ぐれば教義の一門は其の全體に行き亘るを云ふ、餘の一々の門亦復如此。

事理決擇

然るに今此の門は事理何れに約せしものなるか、『搜玄』、『綱目』には理に約して明

すと云ひ、至相『十玄門』には一多相容は理に約し、不同は緣起に約すと云ふ、今賢首は事々無碍の所談なるが故に、緣起の事に約するものと爲す、彼の理に約すとは之れ事に約するの所由を明せるものと云ふ可きか、即ち事々無碍を成するの所由は佛の化作に非らず、衆生の業用にあらず、唯法爾本來體性融通の理に約するを以てなり。

同體異體
相入の例

同體異體並に相即相入のことは上既に説明せし所なるが、今卑近の一例を示して同體異體の相入の云何なるものなるかを云へば、自分の影他人の眼に映するは異體の相入と云ふべく、他人の眼に映したる我が影又我眼に映するは之れ異體の相入なりと知る可し、下相入を明す門ありと雖も、同體異體相入の義は理皆同じ。

第四項 諸法相即自在門

當門大意

諸法相即自在門は緣起の諸法互に相即する義邊につきたるものにして、即ち體の空有に約す、上の一多相容不同門は相入の義邊につきて明すが故に、用の有力無力に約せるものなり、而して相即とは曰く緣起差別の事法、即教義理事等十對二十句

の十義、一即一切、一切即一にして、『金獅子章』には「一切即一皆同無性、一即一切因果歷然」と云ふ、即ち一即一切なるが故に體同にして差別顯現し、一切即一なるが故に差別の儘體同なり、換言すれば之れ圓融無碍と云ふ外なし、故に相入の不同と異なるが故に自在と云ふ、千紫萬紅皆是春也とは、實に相即門に恰當せし妙語なりと云ふべし。

同體異體
の相即

同體とは已に述べしが如く、自に具足して一切法を攝して他を見ざるなり、即ち一切の中に一切を攝し、一切皆一の顔となりて別體を認めず、故に一切は只一の徳となるなり、而して此の一と其の徳たる一切と相即して、重々無盡の義を成するなり、又異體とは別體並び存じて同一體の顔とならずして、皆各々其特有の顔を保つものにして、喩へば第一錢第二錢第三錢等並び存するを云ふ、而して此等皆緣起所成のものなるが故に、體の空有に約して第一錢を有と取れば、第二錢第三錢皆空となりて相即するなり、今一例を上げて説明すれば、十信滿の一念に無量無邊の一切の功德を具足し、如來分別して無量劫の間、其功德を説くと雖も、盡くすることなく、定て信滿に究竟成佛すと説くが如き、之れ異體の相即なり、一念已に然り、餘念亦一々無

十信滿の
例

他門比較

量の功德を具すと説くが如き、之れ異體門の所明なりとす。
信滿の一念に一切を具すと云ふ、然らば一時炳現の義なるか、又前後現の義なるか、
曰はく然らず、一時炳現は微細相容安立門の攝屬にして、隱映互に現じて重々なる
ものは因陀羅微細境界門に屬し、此等は主として相入門の分齊たり、今信滿の所明
は此等を外にしたる、即同即異即多即少即有即無即始即終の義にして、諸法相即の
邊につく、仍て一法を上ぐるときは一切法皆之れが徳となりて主伴具足す、之れ同
體門の謂ひなり、若し之を異體門に約するも亦同理なること可知。

第五項 秘密隱顯俱成門

當門大意

秘密なる語は隱より出づるものにして、『玄談』に「隱を秘密と云ひ、顯は顯著に名
く」と然れども今は單に隱のみを取りて云ふにあらず、顯も亦不思議なる邊に約し
て秘密とは云ふなり、『五教章』中三十九に「第一錢を顯とするときは第二錢は隱な
るが故に秘密と云ふ」と、此は隱のみを秘密とする説相なれども、『同』十八には「此隱
彼顯正受及起定同時秘密と云ふ、之れ隱顯共に秘密とは云ふなり、然も單に顯のみ

當門喩顯

を秘密とする義はあらざるなり、實に其の顯なるものは隱を離れざる顯にして、隱
も亦顯を離れざる隱なり、此の隱顯同時同處に存じて、不思議の法門を成するが故
に秘密隱顯俱成門と云ふなり。

一人身上
六親の例

上來の如く説き來れば、實に秘密不可思議にして、云何なる法相なるか知る可から
ず、依て『玄談』に上ぐる喩につきて説明すべし、彼れに曰く、「一人身上六親所望雖名
不同、然名全得亦不離亂、由此隱顯體無前後不相妨碍、名秘密俱成」と、茲に一人あり
とせんか、對望によりて名も資格も共に別なり、親に對する時は子たる名と資格を
得、弟に對するときは兄たる名と資格を得、妻に對する時は夫たる名と資格を得
可し、然も只親にのみ對望するときは子たる名と資格とは之れ顯にして、弟妻に對
して得る所の名と資格とは隱なり、又妻にのみ對望するときは親弟に對して得る
所の名と資格は隱にして、夫たる名と資格とは顯なり、然るに此の親弟妻に同時に
對望するときは、子兄弟夫の各々の名と其各々の資格を一人上に同時に得て、隱顯
同時俱成す可し、又之を八日の月に喩へて、半分は明にして他の半分は闇し、然も同
一體同時の所談なるが故に、隱顯同時俱成なりと云ふものあり、然れども此は只一

八日の月
に就て

菩薩の所作に就て

他門異同

應の喩にして、全分の喩説にはあらざるなり、即ち此は月全體が隠なる邊と顯なる邊とにあらすして、半分づゝの對望なればなり、今の隱顯は法の全體を指して隱顯同時と云ふものなること上已に説明せし所なれば、其の眞意を失ふ可らず、如此卑近なる喩を上ぐるときは、何の秘密もなきが如しと雖、若し之を菩薩の所作に見んか、一人の菩薩が同時同處に於て修行し、出定し、入定し、十方世界に往返し、諸佛を供養する等、豈に秘密の極にあらすして何ぞや。

他門との異點を述べれば、今此の一門は法體と法體との相即の義邊に約するものにして、相入を談する因陀羅微細、一多相容等と異なること明かなれども、諸法相即自在門に對せんか、共に同じく相即を談するが故に相異なる所なきが如しと雖ども、彼の相即は空有に約して立つるが故に、一が多に即する時は、一の顔を泯亡して多獨り存するのみ、此は隱も顯も同時に並び存するの義邊に約するものなり。

第六項 微細相容安立門

當門大意

微細相容安立門の大意を述べれば、一念中に前後次第し、然も同時に因果を入れ、又

字義詳解

順逆の因縁等一切の法門を入る、即堅に九世十世の法を入れ、横に十方世界の法を入る、而して此の一切の法門一念中に於て、同時炳然として宛も矢を束ねたるが如く、頭を齊ふして顯現するの謂ひなり。

猶委しく説明せんか、此に微細とは三義具足す、曰く能含の微細、難知の微細、所含の微細、之れなり、能含の微細とは、一毛一塵中に須彌山の如き大を攝することにして、小に大を入るゝを云ひ、所含の微細とは、須彌山大海等の大が、一毛一塵中に入るとも狭からず、溢れ出づることなきを云ひ、難知の微細とは、不思議にして凡夫の迷情の及ばざるを云ふなり、相容とは一の中に多を容れ、小の中に大を容るゝ邊に就くものにして、一の中に多が入り、多の中に一が入る所の一多相容不同門とは差別あり、而して此の相の字は相對互相の義並び存す、若し相對に約せんか、小と大との對望につくものにして、然も小の中に大を入るゝ一邊と、又大の中に小を入るゝ一邊とを談せざれば、相對の義にあらすとは云ふ可らず、彼の明月來り相照すと云ふが如きは、月我を照し、我又月を照す義にあらすして、只月のみ我を照すの義を言ひ顯はしたるものなり、今も亦此と同理にて、小の中に大を容るゝ邊にて相對の義を成

立するなり、又互相の義に約せんか、強ち小の中に大を入れ、大の中に小を入れる、邊をのみ互相とは云ふ可らず、何れの小も大を入れる、即ち彼れも此れも皆大を入れる、と云ふ、小同士の互相に就くときは其義成立すべきなり、安立とは小の中に大を容れ、一の中に多を容れ、安隱に頭を齊ふして羅列し、能容所容少しも相碍げざるが故に安立門とは名くるなり。

他門比較

上來説明し來りたるが如く此門相入に約すと雖ども、一多相容不同門とは大に差別し、第一、彼は一の中に多が入り、多の中に一が入る所明なれども、今は只一の中に多を容るゝのみの一邊也、第二、能所反對になりて、小の中に大を容るゝ、當門の所明は、入るゝ小は能容にして、入れらるゝ大は所容なり、然るに彼は小が大に入ると云ふが故に、小は能入、大は所入にして、能所相乖隔するなり、第三、彼れ一多相入は只入るゝのみにして、有力無力にて義を成す、今は入れたるもの、皆頭を齊ふして炳然として羅列するなり、故に刻實して云ふときは、彼れは力用に約し、此れは體に約せるものと云ふ可し、次に始終同時前後逆順等の一切の法門を具足すと云ふもの、十世隔法異成門と異なる所なきが如しと雖ども、今は所依の法に約し、彼れは能依の時間につけるの異ありて、混亂する所なき也、又次に因陀羅と對望せんか、彼は重々隱映して互に現する邊につき、今は炳然として頭を齊ふして顯現する邊に約せるものなり。

第七項 因陀羅網境界門

當門大意

因陀羅此に帝と翻す、帝釋天の事なり、此の帝釋天の宮殿に懸りたる網には、其目毎に珠飾りあり、網目無量なるが故に珠玉も亦無量なり、而して其無量の網目に懸りたる無量の珠玉は、玲々朗々として彼此互に輝き互に映せりとす、已に無量の珠玉が互に照映するが故に、此の一玉の中に他の影一も餘さず皆印現せり、是れ一重の映現とす、又他の萬玉を見れば何れも自個を除きたる、以外の萬玉凡て影現す、是れ二重の映現とす、其の映じたる影又互に相映じ、如此して限りなく、或は薄く、或は明瞭に隱映として現するなり、即ち重々にして到底算數の及ばざる所なり、故に古立十玄に微細と云ふ、而して重々無碍隱映互に現じたるもの、少しも相亂れずして分齊判明なり、故に境界と云ふ、即今此に境界と云ふもの、所縁の境にあらずして、分齊

の義を意味すること知る可し、而して此門は珠玉互に入り合ふ邊につくものにあらずして、珠玉に映じたる影と影とが互に相映する邊に就くものなれば、相入門の義なること明かなり、『玄談』六^三十^二天帝殿珠網覆上、一明珠内萬像俱現、珠々皆爾、此珠明徹互相現影、影復現影、而無窮盡」と説明せり。

十支體事に就て

十對二十句の十義に就かんか十支の體事、互に重々無盡に隱映互に相映現して、宇宙の大法を成するものなり、故に一微塵一毛孔中にも一切の國土一切の正報を入れて迫近ならず、又他の一々の微塵皆斯の如くにして重々無盡なるものなり、之れ即ち一微塵一毛孔と雖ども法性を全ふじて緣起せしものなるが故なり、何ぞや一切衆生山河大地に至る迄法性生起にあらざるものなく、其の法性なるものは決して大小長短の隔歴を存せざるが故に、小に大を入るゝも小なるを感せざるなり、然も之れ神通變現の如き一時顯現のものど異なる眞實義なり、然も亦三乘後得智所了の分齊にあらずして、如理智を以て緣起の法體たる法性を觀じ、其の智の上に如量の用きを起し、觀する境界にして、謂ゆる如●理●智●中●の●如●量●にして果上の法門なり。此は喩につきて相入を顯はす、彼の一多相容不同門の如きは、法につきて相入を明

他門比較

梵網經の網喩

鏡燈重々交光

す、如此法喩の差のみならず、彼は只一重の相入のみなれども今の相入は一重のみにあらずして、重々無盡に相入することを顯はす。

網の喩は『華嚴經』のみならず、『梵網經』にも出づ、然れども彼は梵王の幢幡に懸れる網にして、其の所明は網目無量なれども一目一目互に相亂れざることを顯はし、以て佛教の法門無量なれども、差別混雜せざることに喩へたるものなり、即ち此は帝釋天の網なるに反して、彼は梵王の網なり、此は宮殿に懸るに反して、彼は幢幡に懸り、此は重々無盡を顯はすに反して、彼は差別を顯はすものとす。

因陀羅網重々無盡の喩は、今日吾人の見聞し能はざる所のものなり、故に『玄談』六の^三十^一には、如鏡燈重々交光と例顯せり、即ち數個の鏡を一室に立て、其の中央に蠟燭を立つるときは、各鏡面に光を映じ、其の映じたる光は又各々の鏡に映じ、如此して隱映重々無盡極りなきものなること、帝網の珠玉重々無盡に映現するが如しとの意なり。

第八項 託事顯法生解門

を顯はす義ありと雖、何れも喩は喩にして法ならず、法は法にして喩にあらす、法と別なる喩に寄せて喩と別物なる法を顯はすなり、然るに別教一乗の喩は、喩即法、法即喩にして、法喩能所同一資格なるが故に、同じく託事と云ふと雖、其義に至りては大に差別を存するなり。

第九項 十世隔法異成門

當門大意

十世とは過去に三世あり、現在に三世あり、未來に三世あり、合せて九世となる。此の九世一念に攝る、又一念を開くときは九世となる。此の總別合して十世を成するなり。假ば昨日につきて云ふときは、昨日は現在にして、一昨日は過去、今日は未來なり。今日につきて云ふときは、今日は現在にして、昨日は過去、明日は未來なり。明日につきて云ふときは、明日は現在にして、今日は過去、明後日は未來なり。然も皆一念中に攝り十世を成するなり。至相「十玄門」に「以五指爲拳、不失指」との喩を上ぐ、之れ吾人の指は小指、無名指、中指、頭指、大指とある中、小無中の三指は過去の三世の如く、無中頭は現在の三世の如く、中頭大は未來の三世の如しとす。而して九世は五指の如く、

一念は一拳の如し、一念と九世相離れざること、此一拳五指相離れざる如く、一念は九世を全ふじたる一念にして、九世は一念を全ふじたる九世なりと云ふ可し。如此九世十世區別する所以のもの、法の道理をして判明ならしめんが爲めなり。隔法とは過去には過去の法あり、現在には現在の法あり、未來には未來の法ありて、互に相隔り相異ると雖、然も互に相扶け合ふて緣起の諸法を成す、即教義理事人法等の十義、十世中に遍滿して、別異をなし、然も亦同時に一念中に具足顯現し、相即相入すと云ふ可し。如此無碍自在なるは宇宙萬象の真相にして、「文殊般若經」に云はく、「一念普く觀ず無量劫、去なく來なく、又常なし」と至言と云ふ可し。

賢首面授の弟子慧苑の『刊定記』には此の一門を除きて曰く、「長劫が短劫に入り、短劫が長劫に入ると云ふは相入門なり、又長劫短劫互に相即すと云ふは相即門にして、何れも已に説明さるゝ所なるが故に、此門を十玄門中に別立するの必要を見ざるなり」と「玄談」之れを破斥して曰く、「相即相入已に説明すと雖、皆法に約せるものにして、時間につきたるものにはあらざるなり、即ち法につきたるものは所依、時間は法に依るものなるが故に能依なり、此の能依の時間に就きて相即相入を談

愚苑の異義と清涼

當門設立の理由

するもの、當門の所詮なり」と、誠に其の旨を得たりと云ふ可し。華嚴にて時間の相即相入を談ずるもの、實に法門の説明に關係あるが故なり、抑々須達長者なるもの佛に歸依して、佛堂を建立し、佛に供養せしは佛成道六年目なり、然るに『華嚴經』海印定中所現のものとなる、即ち説法を現在とするときは佛堂建立は未來のことなり、其未來の事相現在に顯現するは何んぞや、又摩耶夫人は佛降誕七日後に死せしにも拘らず、海印定中所現の人たり、即ち過去の人が現在に現するは何んぞや、如此過去も未來も現する理由を説明せざる可からず、當門の起る此が爲めなり。

時間即入の理由

時間なるものは只假立せしものにして、其の體とする所のものは縁起の諸法なり、故に時無別體依法而立と云ふ、蓋し理體は已に三世の隔をなさず、隨て其上に立てる事法も亦三世の隔りをなす可きにあらず、所依にして已に然りとせば能依の時間豈に又隔歷不融のものならんや、故に過去の法にして現在にあり、未來の法にして現在にあることを得、念劫融即するものとす。

第十項 主伴圓明具德門

當門大意

凡そ萬有は孤起孤立する者にあらずして、相依相成するものなり、故に甲乙の簡びなく、其論せんとする目的物が主となり、他は凡て此が伴となりて從屬し來ること、恰も北辰の其處に居て衆星の之に向ふが如く、又天地間何れの處に就て論ずるも、其處が中央となり、餘方は皆中央に對する東西南北上下となるなり、如此一法を提ぐれば、他の一切法門は皆是れが伴となり、又他の一法を提ぐれば、先きに主たるものも共に伴中のものとなり、互に主となり伴となりて、無碍の法門を極成し、三乘家の如き主伴隔歷の所談とは大に異り、法界無碍なり、故に主伴圓明具德と云ふ。

古立十支の意義

古立にては此門を唯心回轉善成門と云ふ、唯心とは吾人本來具有の唯一心眞如如來藏なり、此の眞如因縁に隨て轉變して善く諸法を成立するを云ふ、此に善と云ふも善惡の義にあらずして、能の字と同義なり、而して唯心を眞如に限る所以は、因縁に由りて自由自在に轉變して諸法を緣起するもの、眞如以外何物もなければなり、若し之を第八阿賴耶識とせんか、始教の賴耶識は妄法生滅法なれば、已に前世の業

改正の趣旨

力に束縛せられて自由自在に轉變して諸法を生ずること能はず、又終教の眞安和合の黎耶識とせんか、一分安法を和するが故に自由に諸法を生ずるの義なし、故に只眞如の一法に限る、次に古には唯心回轉善成門と云ひ、新には主伴圓明具德門と改むるに就て、『玄談』六に其理由を述べ、曰く眞如より諸法を緣起するは根本義にして、何物か緣起の法にして此の範圍外なるものあらんや、十玄門皆其所明異なりと雖も、然も緣起の本につくときは之に依らざるものなし、即因陀羅網の如き重々無盡の法も、一多相容も、諸法相即も、其他の門も、皆眞如轉變なり、故に唯心回轉善成門は十玄總じての所由なり、故に探玄記には之を改むと、然り而して新立の目は緣起の事法に就き、且つ主伴の義を明晰ならしめ、法界緣起の眞義を發揮せしものと云ふべし。

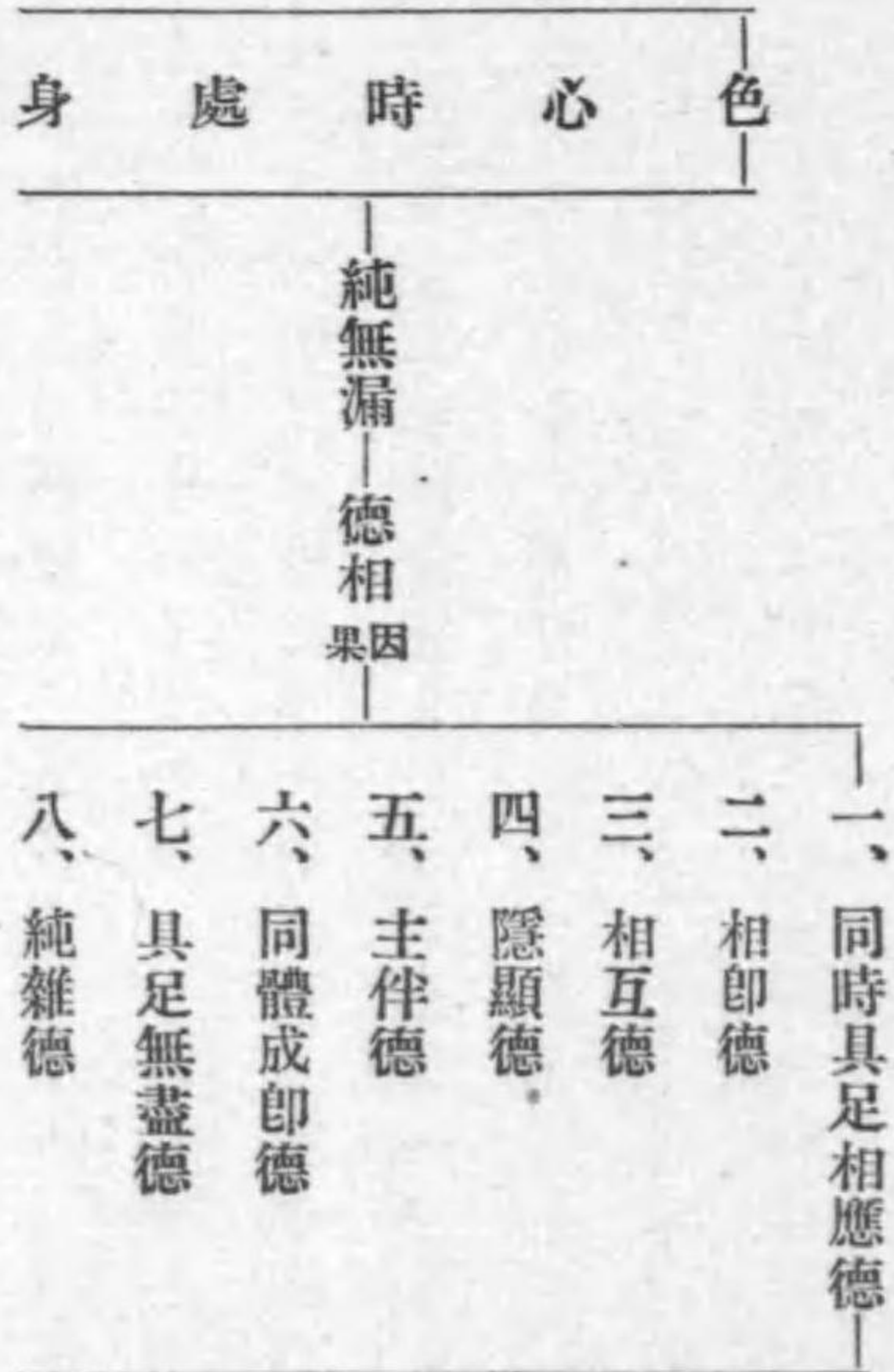
第五節 慧苑の十玄兩重論

慧苑十玄兩重說の大要

十玄緣起論は今家事々無碍、重々無盡、主伴具足の妙談にして、三乘一相孤門の説と異なる別教一乘の骨目たり、故に清凉『略策』に十玄を叙し、「舉一全攝斯爲華嚴不共

玄旨」と云へり、是を以て祖家註家等盛に之を談じ之れを釋し、祖師の間に於て、已に義門差別あり、又列次の前後出沒あり、又支那日本を通じて正義不正義あり、而して上來已に祖家の正意を述ぶるを以て今且く其の異說の巨蘖たる、靜法等慧苑の十玄兩重說を照介することとせん。

顯義分齊、一體事、二德相、三業用、初體事者、卽是德用所依、此通二種、一純淨無漏、是德相所依體事、二通漏無漏、是業用所依體事、今通前二體事略舉十法、餘可思惟、謂色心時處身方教義行位云云。
(刊定記卷一八下)



所依體事

方 教 義 行 位

漏無漏 業用 因果

- 九、微細德
- 十、如因陀羅網德
- 一、同時具足相應用
- 二、相即用
- 三、相在用
- 四、相入用
- 五、相互作用
- 六、純雜用
- 七、隱顯用
- 八、主伴用
- 九、微細用
- 十、如因陀羅網用

能依十玄

『刊定記』の要領を圖示すれば大略上の如し、即ち慧苑の意は所依體事即ち諸法を十事に分ち、此を純無漏と漏無漏兩通との二點より分ち、徳相、業用の二に配し、此の徳相業用を又各因果の二門に分て十玄を配屬し、兩重の玄門を組織するにあり、而

して因より見たる十玄は法性に就きて論じ、果より見たる十玄は事相につきて立つるものとす、次に此の業用徳相の十玄に於て、其の徳相門中には業用門中の第四相入用、第五相互作用なく、又業用の中には徳相の第六同體成即徳、第七具足無盡徳を缺き、業用徳相に依て十玄を異にし出沒ある所以のもの、業用は機に應じて施設するが故に相入相作あり、徳相は本來具足するが故に同體即一切徳、及具足無盡徳あるものとす。

兩重説の批判

徳相中に相入相作なき失

慧苑の所謂兩重の十玄説を見るに、組織整備せるが如しと雖實は然らざるものあり、即ち業用に限りたる相入相作の如き、相入は相在、相作は相即の義にして、名異義同也、隨て徳相中に於ても亦之れなかる可らず、何となれば出入を見せしむるもの之れ業用門の所談、常に相渉入して鏡の互に照すが如きもの即ち徳相門也、換言すれば機に對して作用するを稱して業用と云ひ、本來具足するを稱して徳相と爲す、故にその體事を論ずるときは更に別なく、業用に限るの根本の理由なければなり、又若し徳相中に於て入作なしとせんか、眞如に於て此の二徳を闕如するの謂なれば隨て普く諸法を攝するの徳並に遍く一切法を成するの徳なきこと、ならん、將

た又作なしとせんか、真如隨縁して一切諸法を顯現するの義を許さざるがゆへ終
教已上の談にあらずして、却て始權の説に陥るべし、之を要するに今日吾人妄見を
脱却せざる迷情に就て作入を見んか、則ち只業用の義存するあるのみ、若し夫れ妄
見を離れたる佛智見に就て見んか、徳相中に於て作入の義あること理として然る
可き也。

次は慧苑師の同體成卽徳とは『刊定記』に説明して、「諸體事同類異類、及中一多大
小長短位上下等、一一卽是一切諸法等」と云ふがゆへ、畢竟するに託事顯法生解門に
外ならず、又具足無盡徳とは彼れ説明して、「諸體事同類異類、及中一多大小長短位
上下等、一一自體皆無窮盡等」と云ふがゆへ、帝網門亦微細門の攝なりとす、當是れ名
稱を異にしたる迄なり、又古立の純雜の名稱を存じて新立の廣狹門を以てせざる
もの、賢首改立の眞意を解せざるの致す所なり。

正説十玄に於ては十世門あるに拘らず、此を上げざるもの、彼れ已に時を以て所依
の體事とするが故なり、然るに時を以て所依の體事に屬す可きものなるや否哉、は
疑の存する處なり、清凉『玄談』卷六に、「今明時無別體故不爲所依、但依法立故入玄

徒らに名
目を改め
たる失

時等を體
とする失
清凉と普
寂

門耳」と喝破せるもの、寔に肯綮に當れりと云ふ可し、我國長泉院普寂は『發揮鈔』第
三に、「於其體事列時處方、是卽勝論外道所計、全非佛教之所宜也」と述べ、論點を進
めて曰く、「凡佛敎中立其體事自有分齊、小乘以色心爲體事、始敎以真空唯識爲體事、
終頓以眞如爲體事、圓敎以一眞法界爲體事、一切大小乘敎中、都無有以時方處等而爲
體事之義」と是れ清凉『玄談』に慧苑の所依體事として上ぐるものを論じて、彼體
事亦有十種謂色心時處身方教義行位則攝法無遺斯亦有理と云へるの文に拘泥し
て、直ちに清凉を以て慧苑の黨と速斷し、時處方を所依體事に加ふ可らざるを難詰
するの主旨を以て書かれたるものなれども、清凉は已に「時無別體故不爲所依、但依
法立故入玄門耳」と云ひ、又所依の體事に於ては至相賢首相承の説を全然襲用せし
ものなれば、其の難は正しく清凉に當らざるや明かなり、如此清凉に向て放ちし矢
は正しく其の的を外れたりと雖、然も亦移して以て慧苑を倒すの強弩たるには充
分の價值を有するものと云ふ可し。

普寂更に論じて云はく、「一眞法界俱體俱用、不可體外而求徳用、不可徳用外論體用、
是名普賢境界、一乘圓極、願者至相賢首十玄法門、理致玄妙古今無匹、固無一點之瑕疵、

兩重の意
義なき失

清涼と普寂

而清涼以意量臆度肆加添削乍見則似精其實則頗失二祖之玄猷豈可不慨哉と云へるもの亦清涼師を攻撃すと雖實は清涼を射損じ却て判定の兩重十玄説を打破するに足るものあり抑々清涼は十玄徳用の所由即ち諸法圓融の根本原理を十因として擧ぐることに上已に即入原理の項に於て説明せし所なり而して此の十由を『玄談』に分別して曰く、十中前六通約法性爲總相因法爾如是後二皆是業用義通因果七約起修義通徳相業用八約果徳唯是徳相故、是に是てか、十玄門は徳相業用に通ずることを得べし故に『玄談』に又曰はく、「前之十門通徳相業用約佛則用亦徳相徳上用故約機則相亦稱用令知相故」と以て一重の十玄已に徳用に通ずれば兩重の十玄を立つるの理存するを許す可らざるなり隨て清涼は徳用の名目を用ふるも、管之れ一應慧苑の名目を許して却て彼を打破するの妙手談たるのみ故に謂ふ可し清涼は慧苑の異説を遺憾なく摘發して其謬を訂正し普寂は清涼を攻撃せんとして却つて慧苑を難破せしものにして所謂過ちの功名と稱す可き歟。

第四章 六相圓融論

第一節 六相大意

十玄と六相

夫れ法界無盡緣起の法は同一緣起無二相に依りて互に相即相入して事々無碍無盡緣起の法を極成す此の法を表示するもの即ち十玄なり然り而して事々無碍事相圓融の相狀を最も平易明晰に説明するもの六相圓融論なりとす斯く六相圓融の法は法界緣起の相狀を説明すると同時に亦一面に於ては法界緣起事々無碍を立證する證據論なりとも見做すことを得と謂ふべし。

六相は華嚴第二祖至相大師が世親の『十地論』に依り初めて解悟せられし妙理にして別教一乘不共の談なりその六相とは曰く總相、別相、同相、異相、成相、壞相是れなり相とは清涼『演義鈔』に法の體狀之れを名けて相と云ふものは是れなり而して總別の二相は緣起の體徳に就き同異の二相は緣起の義相に就き成壞の二相は緣起の義用に就きて説明せるものなり又此の三對中に就て分類するときは總同成の

六相要旨

屋舎の喩

三相は之れ圓融門、別異壞の三相は之れ行布門なりとす、即ち宇宙萬有は圓融と行布の二大義を有せりとの意を表白するものと云ふべし、今姑く浩大なる全宇宙を一の屋舎と見做して、此の六相の如何なるものなるかを説明せんか、總相とは屋舎にして、柱椽梁等一切を總該したるものなり、別相とは其の束ねたる總を分ければ、柱椽梁等となる、然も別の外に總なく、總の外に別なるものなく、互に相成するなり、同相とは柱椽梁等相望するに、互に力を合せ相背かざる義邊に就き、異相とは柱梁等相望すれば、柱は豎に、椽は斜に、梁は横にして相異れり、成相とは柱椽梁等各々總の屋舎を成するものを云ひ、壞相とは柱椽梁等各々自相を守るを云ふ、即ち壞とは不作の義にして、上尖下方内虚外實の舎を成するに、柱は柱の自相を守り、椽は椽の自相を守り、各自の資格を失はず壞せざるを云ふなり、今更に六相各々相望して、その差別を明にせば、先づ別異の二相中、別相は總相に望め、異相は別相中にて互に相望めたるものなり、又同成の二相中、同相は別相中にて互に力を合する邊に就き、成相は總相に望めて之れを成する邊に就くものなり、又成壞の二相は共に總に望むるも、成相は總相を成する邊に就き、壞相は自己の資格を守る邊に就くものなり、又

六相各々相望の義

異壞の二相中、異相は別相中にて自他各々異なる邊に就き、壞相は總相に望めて自相を守るを云ふ、其他推して知るべし。

如此六相圓融の道理あるに由りて、十玄緣起を成じ、法界緣起無盡の法を談ずることを得るに至り、十玄六相の教義を以て、別教一乘の至極と爲すなり、然れども事々無碍十々無盡の法は、之れ果上現の法門なれば、無漏智の境界にして、迷情の所謂に非らず、只六相を緣起の法にかけ、漸く大法に達するを得べきなり、至相大師の六相頌に云く。

至相の六相頌

- 一 即具多名總相。多即非一是別相。多類自同成於總。各體別異顯於同。
- 一 多緣起理妙成。壞住自法常不作。唯智境界非事識。以此方便會一乘。

第二節 本經に於ける六相

宇宙森羅の塵々法々、即ち緣起の諸法が、相即相入して、無碍自在なることは、六相圓融の方便に依ること、至相大師の夢中感得に始まり、賢首大師に依て大成され、その眞意義遺憾なく發露するに至れりと雖も、その淵源、釋相、發展等幾多の波瀾を經過

六相淵源

本經は菩薩行に就

したるや明なり、今少しく此等に就て觀察する所あるべし、先づ六相の淵源を尋ぬるに、『六十華嚴』二十四五丁、初歡喜地十大願の中、第四修行願、(至相は知衆生心願と云ふ)の中に、

一切菩薩廣大無量不可壞無分別、諸波羅密所攝諸地所淨生諸助道法、總相別相、有相無相、有成有壞、一切菩薩所行諸地道及諸波羅密本行、教化一切令其受行心得増上。

と云ひ、又同『十地經』第三に、

一切菩薩所行、廣大無量不雜諸波羅密所攝諸地所淨生諸助道法、總相別相、同相異相、相成相壞、相說一切菩薩所行如實地道及諸波羅密方便業、教化一切令其受行心得增長。

と云ひ、『新華嚴經』三十四下丁五に、

一切菩薩行廣大無量、不壞不雜、攝諸波羅密、淨治諸地、總相別相、同相異相、相成相壞、相所有菩薩行、皆如實說。

と云ふ、之れ六相の淵源にして、本經に於ては一切菩薩の行に就きて、六相の名稱を

名ありて説なし

立て、明に總相別相同相異相成相壞相と爲せり、然れども未だその意義に就て説明する所なし、之れ後來世親に期待する所なり。

第三節 世親の六相論

世親の六相釋文

六相の淵源遠く本經にありと雖も、未だ六相の如何なるものなるかに就て、明に之れを説明せざるが故に、直に本經に就くも、其の如何なるものかは、到底伺ひ知るべからざるや勿論なり、是に於てか、論釋の説明に待たざるべからず、然るに、『華嚴經』の達意的註釋とも云ふべき、龍樹の『大不思議論』なるもの存在せず、只その中の一部たる『十住毘婆沙論』存在するも、然も六相に關して説明する所あらざれば、龍樹の見解知るに由なし、世親に至りて、始めて此が解釋を爲すを見る、則ち説て云く、

一切所説十句中、皆有六種差別相門、此言說解釋應知、除事者、謂陰界入等六種相者、謂總相別相同相異相成相壞相總相者是根本入別相者、除九別依止本滿彼本故同相者入故異相者増相故成相者略説故壞相者廣説故如世界成壞。

(十地經論第一卷)

と蓋し此の六相釋の由て起る所、彼の本經十地品並に十地經共に菩薩位に約して十句を明すが故に、世親此の十句を解釋せんとするに當て、初めに一々詳に十句を解し六相を立て、次に前の如く更に之れを説明せしに起れるものなり、依て今説明の順序として、世親の十句に對する解釋より論點を進むべし、先づ十句とは『十地經』に云く、

一切菩薩不可思議諸佛法明說令入智惠地故、善分別選擇一切佛法故、廣知諸法故、善決定說諸法故、無分別智清淨不雜故、一切魔法不能染故、出世間法善根清淨故、得不可思議智境界故、乃至得一切智人智境界故。

世親此の十句を釋するや、第一句を以て根本入とし、餘の九入を攝盡するものとす、故に行證に關しては餘の有漏の聞思修、無漏の證法を攝し、階位に關しては十信乃至佛地を攝す、第二句已下九句を九入とし、その中第二句を攝入と爲す、是れ聞惠にして、一切の善根を攝し十信位に當る、第三句を思議入と爲す、是れ思惠にして、一切佛法を分別選擇す十住位に當る、第四句を法相入と爲す、是れ思惠にして、廣く諸法

世親の十句釋

種々の義を知ると爲す十行是れなり、第五句を教化入と爲す、是れ修惠にして、名字具足して善く法を聞く十回向に當る、第六句を證入と爲す、是れ一切法を證する平等智にして初地に當る、第七句を不放逸入と爲す、是れ煩惱を遠離して、一切の魔事染すること能はざるものにして、第二地已上に當る、第八句を地々轉入と爲す、是れ出世間法善根清淨にして、第八地已上に當る、第九句を菩薩盡入と爲す、是れ一切如來秘密智に入るものにして、第十地に當る、第十句を佛盡入と爲す、是れ一切智人の境界にして、妙覺位是れなり。

次に此の根本入九種入たる十句に、皆六種相ありとして、六相を説くもの、正しく世親の六相論にして、上既にその論文を掲出せり、然るに文は簡固にして、義は甚深なれば、一見その眞意を捕捉し易からざるものあるを覺ゆと雖も、且らくその大意を説明すれば、總相とは是れ根本入にして、別相とは餘の九入なり、然して此の總別の關係たるや、別は總に依り又總を滿たす所以のものなり、同相とは九種入皆協同和合の義ありて、同一入の資格を有す、文に入故と云ふものは是れなり、異相とは前九入漸増の義ありて、前後相望するときは異を顯す、文に増相と云ふものは是れなり、成相

世親十句に六相を掛けて釋す

とは縁成和合、略言を以て標顯することを得るの義あり、即ち九入一々異れども皆縁起を成ず、文に略説故と云ふものは是れなり、壞相とは縁散すれば作なく、然も廣く因縁を辨じ壞を顯す、文に廣説故と云ふものは是れなり。

抑々世親の六相論たるや、十地經に六相の名稱ある所に就て、直にその義を解せしものにあらずして、十地經の菩薩の階位に約したる十句の文を釋するに當りて、巧に經の異所に出づる六相を轉用し來りて之れを釋し、以て六相の名義を發揮し、併せて一位一切位の融通、因位果位の圓融を釋顯せしものと云ふべし、如此論究し來れば、吾人は菩薩の階位に就て六相圓融を説かれたる世親は到底之れを一切諸法の塵々法々に亘りて、之れを論すべきものに非らずとせしや、是れ大に研究すべき價值ある題目なりと云ふべし、何となれば、若し夫れ六相を單に菩薩の階位に局限すべきものとせんか、終に六相圓融の妙談たること十分顯はれざるべし。

抑々華嚴一家に於ける法界緣起事々無碍の圓融論たるや、法性融通を以て體の相即を成じ、縁起相由を以て力用の相入を成じ、然も亦法性融通と縁起相由の二原由互に相通するのみならず、委しくは十原由の存するありて、此の華嚴事々無碍圓融

菩薩階位の域を脱せず

世親の六相論は事法に通ぜざるか

論の根本基礎と爲すものとす、然り而して、如此宇宙に縁起せる森羅萬象の事々物々、皆圓融無碍なることを證明し、説明し、論究するの圓融方便論たるものを六相と爲す、然るに世親の如く、六相を單に菩薩の階位に就てのみ論究するものとせば、華嚴の圓融論に及ばざるや、遠しと云ふべし、是れ世親が六相を菩薩の階位に就てのみ説明せしが故に、當然起るべき疑點なりとす、加之世親は其の六相論に説明して云く、「此言説解釋應知、除事、事者、謂陰界入等」と云へり、是れ即ち六相は差別の事相たる、五陰十二入十八界等に適用して論すべきに非ずとの意なれば、益々以て六相は法界縁起の法々塵々に迄及ばすべきものに非ずとするが如し、如此六相を菩薩の階位に局りて説明し、殊に除事の文を按ずる點より、世親の六相論を觀察せんか、世親は到底圓融論者に非ざるが如し、彼の鳳潭『匡眞鈔』卷六に、「論中除事之言乃當終教義」と云へるもの、蓋し此の意に外ならざるを知る。

世親の六相論中、除事の言たるや、前後の文寛容不迫なるが故に、六相は事相に於て論すべからずして、單に體理の上に於て談すべきものと爲す義なりとも取らるべし、之れ後に至り淨影の『十地義記』に於て明に則りし所のものなり、之れ正しく終

鳳潭終教位と爲す

世親の釋文三乘一來の義を含む

教所談に當り、眞の圓融論とならざるべし、然るに世親が一方に除事の言を按じながら、一方に於ては事相の域内に屬する階位に就て論ずるの點、何等かの解釋其の間に存せざるべからず、是れ一家の發揮に待つ所以のものたり、其の詳細は後に譲り、今は只數言を陳じてその局を結ぶべし、曰く、世親の六相論に於けるや、浩瀚なる經文中に存せる六相の名目を捕へ來りて、巧に菩薩の階位に就て、其の融通を論じ、併せて六相の名義に説明を加へられたる、其の功績偉なりと云ふべし、加之論文簡固不迫なるが故に、三乘的眼光より眺むる時は、單に體理に局り、菩薩の階位に局るかの嫌なきに非ざるも、一乘家の立脚地に据りて見るときは、所釋の本經に順じ、菩薩の階位に局りて説明せしも、論の眞義は緣起の塵々法々に通じて、六相圓融の義を顯すものなること、華嚴一家の發揮する所にかゝれば、世親は六相圓融論の創唱者たるや疑なし。

第四節 惠遠の六相論

淨影寺惠遠は其の著『十地義記』に於て、六相の義を詳述する所あり、その中、論の除

論の除事に就て體の談す

事に關して説て曰く、

事相隔碍不具六相是故除之下出其事謂陰界入陰謂五陰界是十八界入是十二入廣如別章云何不具如五陰中色非受想乃至非識如是一切以其別故無有總相無總相故不得將別對總以說成之與壞故曰不具若就體性一々陰中悉具六相界入等亦然。

(十地義記一末三。同寫本一六十。)

『大乘義章』三本^{五十一}に述ぶる六相論も亦同意義なり、今その意を摘示すれば、六相は即ち是れ諸法の體義なり、體義は虛通して旨在らざることなし、義は遍して在りと雖も、事隔ることなからんや、是を以て陰界入等は彼此相望するに、事別隔碍して此の六を具せず、所以に之を除く、若し事相を攝して體義に従へば、陰界入等の一々の中に、皆無量の六相門を具するものなりとするにあり、約言すれば、相に對し事に約すれば、六相を具せず、體に約し理に約すれば、六相を具するの意なり、之れ世親の除事の文を、三乘的眼光より眺めし結果なること、上世親のところに述べたるが如し、如此事相を攝して理義に従へて論ずるの筆格を根本義とする淨影は、諸法に就て六相を解釋する一段に於ても、亦此の範疇を出でざるの解釋なり、即ち、

三乘的の釋なり

事法融別理義齊通、今且就色辨釋六相、餘類可知、六相云何、如一色中同體具有苦無常等一切諸義云云、(同上)

惠遠の六相釋

是れ色の事法に就くも、忽ち理義に約して、六相を説明するの筆格たり、然して更に此に注意を拂ふべきは、惠遠の六相釋なりとす、彼の總別同異の四相に就ては、其釋相且らく異なる所なきも、次の成壞二相に就きては、一種特別の釋義たりと云ふべし。

成壞兩門、約就同異釋、成前二、以彼異相苦無常等體不相離、是故隨彼差別多色得攝爲一、故詳爲成、以彼異相苦無常等義不同、故一色隨之分爲多色、故名爲壞、非滅壞矣、據實而言前之四門顯法義、是以後二門約異顯同、成前總別、故爲六相。(同上)

上四相は所釋下二相は能釋

即ち成壞二相は能釋の分齊にして、前四相に於て已に法義を顯はし盡すの意なれば、強ち六相と數を局らざるも不可なきが如し、之れ今家の六相が其數を増減すべからずと爲すものと、大に異なる所なり、加之更に深く惠遠の六相釋を見るときは、畢竟事理の分齊を出ざるものと云ふべし、何となれば其の意總別二相は是れ但だ所釋にして、所謂理は總、事は別、故に且らく色法に就き、或は色無常に就て、事理通融を

事理の談なるも諸法に通じて釋するを多とす

辨するに、總の外に別なく、別の外に總なきものなり、然り而して、據實而言前之四門云々の文より見るときは、同異は總別の義を解釋し、事理無碍の法、此に顯然し、法義充足し、成壞二相は前二を釋するに止るのみ、是に依て總別は唯所釋、同異は能所釋に通じ、成壞は唯能釋たり。之を要するに、淨影の六相論は、事理融通にありて、然も理の六相に當る、故に除事の釋に事相隔碍不具六相是故除之等と云へるもの、以て見るべきなり、從て師の六相論の圓融的ならざるは明なり、然れども世親の『十地論』に於ける六相論が、單に菩薩の階位に止まり、諸法を表はすに及ばざるものを、多少諸法にかけて論究するの見、蓋し凡庸にあらざるなり。

第五節 李通玄の六相論

李通玄はその著『華嚴合論』五十七下二に、六相論を詳述せり、初に如一身具足是六相と冒頭を出し、一人身を總として廣く説明し、次に一切衆生を總として辨じ、後に一智慧該攝の位を總相として辨じ、又一家の中、有六相互爲主伴十玄義又在、此通云

通玄は圓融談を以てす

云と云ひ、引例數重以て六相の主旨を領解せしむるに足るものあり、然り而して六相そのもの、説明に至りても、惠遠の如き所釋能釋の義を撤回し、圓融を談するに至れるもの、その功没すべからざるなり。

第六節 賢首の六相論

華嚴一家に於ける六相圓融論の發展に關して、最も主眼とすべき要點のみに就て略述すべし、即ちその要點とは何ぞや、曰く事理の問題是れなり、抑々六相論たるや、華嚴一家の妙談にして、他家の談せんとして、到底談じ得べからざる不共の高説なり、故に至相は『探玄記』三本五十一『要問答』上十二、『六相章』等に於て之を論じ、賢首は至相の意を承繼して益々不共の妙談を極め、『探玄記』九十九以下に於て、且らく十地論の釋に則りて、六相分別以て之を釋し、『五教章中卷』『金師子章』には三門分別として自義を表顯し、清凉は『大疏鈔』三十四五十四以下に之を祖述して、その玄奥を叩き盡せり。

然るに一切の華嚴教義が賢首に至りて大成完備せしが如く、一家の六相論亦直に

華嚴家の六相釋出

論の除事に於ける賢首の見解

賢首を中心とし、根本として論すべきの一層適切なるに如かず、乃ち先づ除事の文に對する、賢首の意見より見るに、『探玄記』卷九十二に曰く、

除事謂陰界入等者、此辨定其義、謂約道理說融通、非是陰等事相中辨、故除簡之、文簡にして眞意知り難きものあれども、蓋し其意は一切諸法は六相の道理に約して融通を談すべく、直に陰等三科の但事を取りて論すべきに非ざるなり、若し夫れをして六相に入らしめざれば止む、苟も六相方便教門に入らしめんか、一切事法圓融無碍ならざるものなしとの意なりとす。

元來華嚴一家の釋義に於けるや、地前に一乘を説き、地上に三乘を説くとするを定判とす、故に世親の『十地論』に於ては、六相斷惑等、全く經の當面に準じて、終教已上の三乘義を以てし、陰に一乘義を包含せしめたり、是に於てか、淨影の如きは、單に三乘的の見解を以て『十地論』を解し、六相論に於ても亦單に理の六相と爲せり、然るに今や賢首十地品を解するに、『十地論』に則る所多しと雖も、淨影と其の撰を異にし、其隱意を發揮する所一にして足らざるなり、若し夫れ之れを思はずして、直に賢首の『探玄記』に對せんか、淨影と異同なく、矢張り理の六相論たるやの觀あるべし、

賢首は十地經の當面にのみ據らず全體より判じて事々無碍とす

五教章に於て事々無碍の眞意發揮せらる

是れ其の根本義に於て、深く窮理せざるの失のみ、賢首の釋文僅に數語なれども、事の六相なること明なるのみならず、其の六相論なるものは、事々無碍を成立する方便論證據論たるの一面を有することを知るべし、此の義を一層明晰に表顯するものは、『五教章中卷』の六相論是れなりとす、五教章は本經十地の文、或は世親の釋に準せずして、直に自家の眞意義を顯露に發表せしものなればなり、即ち五教章中の六相論たるや、十玄論の後に此を出す所以のもの、實に宇宙萬有の相即相入して、事々無碍を呈するの狀態は、既に十玄に於て遺憾なく説明し盡せり、依て之を立證して、世人誤謬の見解を持つるものをして、正見に入らしむるの方便を爲すもの六相論たり、換言すれば六相なる範疇を捕へ來りて、一切事法を此中に入れ、以て其無碍なることを領得せしむるにあり、故に五教章六相論の初めに六相教興の趣旨を説て、一乘圓教法界緣起無盡圓融を顯さんが爲めなりと云へり、如此六相論なるものは、事々無碍の立證論なると同時に、但理のものにあらずして、事の六相なること明なり、之れ今家の他と大に異なる所なりと謂ふべし。

第七節 偃藏涼三祖の交渉

至相は一而事理を以て談じ準通の風格を存す

賢首は事々を標榜す

今家に來りて發展せし所、之れを理に就きて論するのみならず、事に就きて研究し、その極を盡せしこと大概上來の如しと雖も、諸祖の間全然同一筆格を以て之を唱導せしものと速断せば、之れ大なる誤謬なり、社會には時代思想の潮流ありて、その要求する所亦異なるものあるが故に、社會の先覺者たり、指導者たるもの、此の要求に應ずるの所なかるべからず、此に於てか、理の六相を以て満足せし諸師に對せし至相智儼は、直ちに事の六相のみを説かずして、理と事に就きて之を説明せり、即ち、六相有二義、一順理、二順事、此二義中、順理義顯、順事義微。(搜玄記三末五三丁)

又依六相總別義即是一乘、隨相別布義即是三乘、此約教分說、其實一乘十地之法、盡其三世已通究竟此據證說。(孔目章三四)

是れ所謂調機誘引の化風と稱する所のものなり、然るに賢首に來りては、理に關し事理に關する幾多の研究は、其の眞義殆ど發揮す所あるが故に、之を重説するの陳腐なると、社會の新思索を要求するの切なると、且つ現實世界の眞相を、赤裸々に表

清涼は事々極りて亦事理を説く

示せんが爲めに、盛に事々無碍の談を爲し、六相論に關しても亦事に就きてのみ、盛に之を唱説し、法義の立底を露出せり、然れども若し之を實行の方面に對照せんか、理論に屬するや明なり、而して理窮まれば、此に實行を要求するは自然の趨勢なり、是に於てか、清涼に至りては、事々無碍の高談のみを以てせず、趣入を主とせる事理無碍の方面より論究し、六相論に關しても亦事理の方面より、之を説明せり、故に除事の文に關して、

除事者、此顯立意、謂此六相爲顯緣起圓融之法、勿以陰界入等事相執取。

(華嚴經疏三十四六丁)

此中、事相を以て執取する勿れの言は、賢首の事相中に辯ずるにあらずと云へるものと、その意同じく、六相論は事々無碍立證の範疇たることを表明し、強ち事々無碍の主題のみにあらざることを注意せしものなり、加之賢首既に六相論の結末に於て、唯智境界非事識と云へるもの、畢竟理論一遍に傾くものを警告するに、實行の忽緒に附すべからざることを耳朶に留めしむるものと云ふべし、是に於てか、清涼師此の消息をも繼承して、特に事相を以て執取する勿れと、絶叫するものと云ふべし、

清涼を以て單に惠遠の事理談と爲すは不可なり

然り而して、賢首に於て既に理論の妙を窮め盡せるが故に、今は事々無碍に趣入する事理無碍の邊より論證して、次の文に陰界の體六相を具せざるに非すと云へり、是れ實に賢首の意を體し、然も理論に走り、事相の一遍にのみ傾くものを戒めんが爲めに、趣入の事理無碍を根柢として論究するもの、實行論者としての本領然らざるを得ざる所なり、此に於てか、遠公の六相論を引用し資料に供するもの、所以あるを知るべし、然も之を以て直に遠公に黨し、賢祖に背くものと速斷せば、皮相の見解に過ぎざるなり、彼の鳳潭が、『匡真鈔』卷六二丁に、

今謂清涼實據淨影、體事別論、即與定執見、豈成圓融不二事々無碍之義、乃至觀師只認他立、保守以爲圓極、豈不謬哉。

と清涼の事理無碍を談するを以て、今家の正義に非すと攻撃するもの、其誤謬の根本は但に事々無碍のみを談するものと爲すに因由するは勿論なれども、亦遠公は事々無碍を知らざるの事理論者にして、清涼は事々無碍に趣入するの事理無碍論者なることを知らざるものと云ふべし。

上來論する如く、諸祖其の時代思潮の要求に應じ、各々其の説明の方法を異にし、或

は誘引の化風を帯びて、通説たる理の六相に加味するに、事の六相を以てし、或は判然事の六相てふ旗幟を明白に標榜し、或は之に趣入する實行の方面より、社會人衆に提撕せし所あれども、皆一家の宗風を發揚し、互に相反するものにあらずして、却て其の教義の妙趣を顯彰するものと云ふべし。

第八節 鳳潭の六相論

華嚴の教義を以て事々無碍に局り、一毫も事理無碍に通せずと主張する鳳潭は、事理無碍を談する清凉を極力排斥して措かず、其の六相論に關しても、論中の除事の言は、乃ち終教の義に當ると爲し、淨影寺惠遠此の論に隨て釋するが故に、今家の意に非らず、然るに清凉之れに則るもの豈に謬なきを得んやとの論法を以て批難を加へ、結局華嚴の性起を以て、天台の性具と同一視して、性に具せずんば起らず、起れば必ず性に具すと爲し、遂に心佛及衆生是三無差別の文をも、天台流に之が解釋を試み、『匡眞鈔』六〇六以下に述べて云く、

六相圓融徧於諸法、若色若心、依之與正、十界五陰、無不具足、一法爲總、諸法爲別、一

天台性具
華嚴性起
を同さす

鳳潭の主
張は陰即
是妄即眞
なり

攝一切一切即一心、與生佛三無差別、實舍總在一念、彼々圓具、今且輒取現前刹那、妄陰之舍、依之點顯、下皆做之。

今謂清凉、但以一心爲總、爲本、生佛爲別、是故非。

而して、其圓觀を述べて云く、

若觀五陰即法性、法性即受想行識、一切衆生即是涅槃、不可復滅、畢竟空寂、舍如是涅槃即是眞如實體、故思益云、愚於陰界入而欲求菩提、陰界入即是離是無菩提、此之謂也、夾註云、此謂圓觀曰明立陰妄觀、與山外別、即是今家同教一乘亦便分別同別不同、勿卒忽焉。

と云ひ、陰即是を唱導し、且つ六相總別に關し、猶論じて云く、

今謂台家云、總在一念別分色心、謂現前一念介爾之心、能具諸法、名爲理總、能造諸法、名事總、所具諸法名爲理別、所造諸法名事別、兩重總別自然不濫、今家謂十若不成、一亦不成、十即是一、多中一等、以顯無盡、要依本之別、方能滿本故也。

と以て師が性起と性具を同一に論すること明なるを同時に、師の六相論は天台性具説の範疇に適合せしめたるものにして、一家六相論の軌道を脱したるものと云

賢首の結文に就て
宋朝諸師は地前地上の別とし今は三乘一乘の別とす

ふべし、如此性起を以て性具と同一視し、陰即是を語り、果上現の法門をして、因門に下して説くが故に、彼の宋朝の諸家即ち師會の復古記、道亭の義苑等が、若欲識華嚴經無盡教義者、當依六相因陀羅微細智及陀羅尼自在法智、知と云ひ、或は此六相爲顯緣起圓融之法、大智造之無涯、故云唯智境界、勿以陰界入等事相執取、故曰非事識と云ひ、以て賢首六相論の結釋なる唯智境界、非事識の文を、皆地上菩薩の境界と爲すに反して、三乘一乘の區別として、事識は三乘、唯智を一乘とし、三乘局分を離れたる境界に至りて知ると爲す、故に匡眞に述べて云く、

今謂雲溪亭老濫用清涼、猶如山外不立陰境、直觀妙境、故集成破云、一乘有力唯約果海、似成太局是也、蓋由不曉大師約五陰舍以顯六相意、在于斯、故滋其弊、多使後昆味乎深旨、不知啓發之所矣、良可憫哉。

と、若し其の意を忖度すれば、唯智並に事識の言は、三乘一乘の別を顯すと爲すものなり、然り而して、師は其の六相論を結ぶに當り、六相を十玄に配當して、一種奇怪なる圖を掲げたり、然れども、今之れを此に掲げ、その正否を検するは、餘りに岐路に走り、且つ益する所なきを以て之れを避け、且らく凝然大徳の穩健なる説を掲げ、次に

鳳潭の十玄六相配當圖に就て

普寂律師の批評を擧げて、その局を結ぶこととせん。

六相成立十玄、十玄中初門總相、餘九別相、總別圓融九種玄門同、成圓融九玄而異、同異無碍、九玄皆悉成圓融法、九玄差別各住自法、即成壞一對無碍、總同成三、圓融三門、別異壞三行布三門也、行布圓融互相即入、由六相、故成十玄門。(通路記)
匡眞出圖、寂曰此圖恐不順、探玄廣明轉法輪五海十智、可尋。(行秘鈔四)
之を要するに、鳳潭は事々無碍の高妙を強く談せんとするのあまり、遂に天台の性具説に混じ、六相論に於ても、益々盛に之を主張し、華嚴家の正意を滅却するに至れるものにして、理論の一邊に傾き、實行を無視せるものと云ふべし。

第九節 普寂の六相論

論の除事の文に關し、彼の鳳潭が淨影清涼を以て、賢首の意にあらざるものなりとなすに反して、普寂徳門は大乗義章、探玄、演義鈔大旨大同なりとせり、是れ賢首『探玄記』に於ける除事の文も、理性に約して融即を談するものなりとの意にして、共に終敎事理無碍談と爲し、淨影清涼と同一なりとするにあり、

賢首六相を事理の談と爲す

寂曰六相除事之辨、大乘義章探玄、演義、大旨大同、若從陰入等體、如而融之、則一切法智皆具六相義、若約偏計融執、妄陰則無有六相融通之義。
(衍秘四卷)。

若除事之言不合圓旨者、今疏探玄、何不揀別也、今疏所釋與大乘義章其旨全同、六相圓融、乃是諸法體義約理性云耳、陰界入等事相、隔別安得融即。
(發揮鈔七卷)。

事理無碍
は初地以
上事々無
碍は果上
の妙用な
り

如此師が立脚地は理事融即にありと雖も、其が融即は登地已上の事とし、圓教と雖も決して事相の相即相入、融無碍を談すべきにあらずと爲し、圓融相即は實に果上聖智の妙用と断定せり、即ち述べて云く、

初地已上一分證得、八地已上全分證得、地前凡夫唯信樂、觀察八地已上體事不二諸法相即之妙境、融蕩隔情而已。
(行秘四卷)。

位到八地所謂陰入非是陰入、故陰入不可思議、故圓教之中談陰即是、陰有陰相則陰即隔別、體義恒融、雖是圓宗不妨有除事之義。
(發揮鈔七卷)。

華嚴涅槃等深經、雖說妄即眞、是究竟一乘佛境界、

(衍秘四卷)。

風潭の妄
即眞を破
斥す

と云へるもの、以て證すべし、是を以て妄即眞、陰即是を談するの風潭とは、勢衝突せざるを得ざるが故に、極力彼を批難して措かざるものあり、故に近代講者妄執陰即

普寂は圓
淨一生は
終教位の
修行に止
るさす

是云除事者約終教者、諺之甚矣と云ひ、或は經論中於陰等空性眞理、以說即是、後迷教之流執情謂陰等、浪說即是、其言則相似而其旨則天淵、此滅正法魔見也、不可不知と云ひ、或は吁、匡眞妄說圓融、掃廢實修、令人生上慢於陰入之毒蛇、惡龍全無怖畏、不亦痛乎と云ふもの、以て云何に其の學風の異なるかを知るに足るべし。

陰即是を排斥するの師は猶進んで、漸階修行を規とするの理を積極的に論證せり、その意即ち凡愚の輩、陰即是を解し已れば、更に漸修を須ひずして、自然に聖階に昇るの經文絶わてあることなし、之に反して佛境界に證入せしめんが爲めには、或は破相の空理を説き、或は緣生無性を説き、或は止惡勤善を説き、或は息妄修真を説く等、その經文實に枚舉に遑あらざるなり、是を以て、印度諸菩薩が論を製し、大乘を弘宣すと雖も、並に皆二空唯識息妄修真等の法門を説き、未だ嘗て究竟圓極を顯はさざる所なりと云ふにあり、如此止惡勤善、息妄修真の漸階的修行を主張する師は、彼の唯智事識の文を、風潭が三乘一乘とするに反して、地上地前とし、事理融即は偏に初地以上のことに屬し、容易のことにあらざるなり、と以て師が云何に實行的なりしかを知るにあまりありと云ふべし。

六相を事
理融即と
爲すは大
失

身にかけし法の衣は同じきも、身は、あわぬは脱ぎすてぞする、と身淨土真宗に生れ乍ら、一朝病を得て、戒律に心身を凝らし、一生持戒堅固を旨とせし彼れ普寂が、華嚴六相論に對するや、高妙の學説を排し、實行を主として説明する正に其の處たり、然れども惜哉あまりに實行に傾きし結果、終に六相論をして、事相上に談すること能はざらしめ、管理の六相論たるに過ぎざらしめ、從て修行を論するに當りても、息妄修真の漸階的のみに止りて、融即を談する能はざらしむ、是れ畢竟普寂は華嚴を標榜すると雖も、微細に研究するときは、當一理齊等の見に墮する故なり、華嚴一乘はあらゆる法界の實徳を談じて、一眞法界の徳用とす、彼の一理齊等とは天壤も當ならず、一切諸法は事々無碍なり、その事々無碍圓融の法門は皆是れ別教一乘なり、此れ即ち一乘の緣起なり、その一乘の緣起は今日在纏衆生の一眞法界が、諸の法界と轉じて顯はるゝなり、今日眼前の諸法の相た即ち一乘の緣起なり、然るに徳門の如きは、一理齊等の見にして、僅に法相宗八地已上の菩薩の見る所の純無漏にあたる、其の非なること知るべし。

賢首の眞
意を失ふ

夫れ然り、然りと雖も、理論に傾き易き華嚴に於て、堂々旗幟を樹て、實行を標榜し、縦横無盡に實行論を以て、風潭に當るの銳鋒坐ろに風を起すの勢ありと云ふべし、然も皆自身窮行實踐の餘瀝なるに於てをや、實に師は賢首の六相論に於て、唯智境界而非事識の文を按じ、賢首が實行の忽にすべからざることを、後昆に垂れし意をして明瞭ならしめし功少ならずとせず、然れども過ぎたるは猶及ばざるが如く、其の弊や只實行の一邊に傾きて、高妙の事々無碍説を没却し去らんとするに至りては、其の罪輕しと云ふべからず、之れ實に唯智境界而非事識の文にのみ、固執せるが致す所なりと云ふべし。

第五編
修
證

第一章 觀法論

第一節 典籍と分類

觀法は悟
入法界の
要針

吾人が開覺佛性を具有し、法界無碍の眞性に悟入し得るの資格あること、華嚴教理の闡明する所なり、然るに此に提出さるべき問題は、普之れを知るのみにては、未だ法界無碍を顯現すること能はざること、是れなり、凡そ百般の事物を知悉し盡すと雖も、眞に之れを自己藥籠中のものと爲さんには、之れを自身に經驗し、實行し、工夫せざるべからず、則ち或る一種の規程に則りて、窮行實踐し、此に始めて其妙境に體達すべきのみ、之れと同じく華嚴教理の立底を叩き盡すと雖も、之れを自身日常の行動に於て、一々味ふにあらざれば、眞に法界無碍の妙境を得たりと爲すべからず、而して此が修養を積む手段方便なるものは、法あり則ありて、修養者即ち華嚴行者に向て、缺くべからざる羅針盤を爲す、之れ所謂觀門なるものにして、悟入法界の要針なり、而して若し夫れ廣く一家觀門の指針たるものを數へ來れば、種々の觀門ありて、華嚴行者が悟入法界の要路を示す、依て今先づ初に五祖の著にかゝる觀門の

書と、その内容の梗概を陳べ、後にそれが分類を試むべし。

五祖觀門
書と内容

杜順禪師

一、法界觀門

一卷

二、五教止觀

一卷

前者は華嚴の三重觀を明し、以て觀門の方軌を示せるものにして、今家主要の觀門書なり、後者は法界緣起の義理に就て、觀門を建立するを所詮とし、其中に五教の判を立て、所詮の緣起を收め明し、しばらく五門の教相を分別すれども、其の五門は皆大緣起に入る所の妙軌たり、其中殊に法界緣起の體を論じ、其の趣入を示すものは、第五の華嚴三昧是れなり。

至相大師

一、眞如觀

二、唯識觀

『孔目章』中二三_左二に、十八觀の名を叙する中第一眞如觀、第三唯識觀なるものは是れなり。

賢首大師

一、遊心法界記

一卷

杜順の『五教止觀』を繼承し、潤色し、其の組織をして、一層巧妙ならしめたり、此の書支那に於ては、唐末五代の兵亂に失して傳らず、我國にては南都に秘藏して他見を許さざりしが、鳳潭の手に由て、世に公にせらるゝに至れり。

二、妄盡還源觀

一卷

一體二用三徧四德五止六觀の六門に分ち、又其の六門中に於て別開するが故に、總じて二十一門あり、此の一々の觀皆盡く悟入法界を成するなり、而して其の趣入の觀門は、緣起、性起の二門ありて、性起の方は衆生心中に、本來具有する性海の實徳を顯し、緣起の方は重々無盡の徳用を顯し、以て衆生成佛の直路を顯す。

三、發菩提心章

一卷

緣起の觀を明して趣入の相を示す、其の法義正しく法界觀の義を相承す、則ち先づ第一に發心を明すに、『起信論』の直心深心大悲心により、此の三心を各

々十心に開きて其の相を示し、第二簡教に於て十類の機類を説明し、第三顯過に四句を分ち、第四表徳に於て、一に真空觀、二に理事無碍觀、三に周徧含容觀、四に色空十門止觀、五に理事圓融義の五門を分つもの、法界觀に則るや明なり。

四、普賢觀行

一卷

普賢の觀と行を明して、『華嚴經』六十卷の大意を述ぶ、依て一卷を二門に分ち、一に普賢觀此に十重の止觀を開く、二に普賢行此に十重の本行を開く。

五、華藏世界觀

一卷

華藏界の相を觀察するものなり、則ち風輪重々にして、無盡の莊嚴を持する等にして、各々の依住、各々の形狀、各々の體性、各々の莊嚴、各々の行列、二十重あり、此の中央大蓮華世界の外に從て右旋し、此に百二十重の世界、十不可說の世界種あり、此の如きの世界盡く一塵毛の中にあるを觀するなり。

六、義海百門

一卷

第一緣生會寂門より、第十決擇成就門に至る十門を、各々十義を以て分別し、

合して百門となる、此の百門一々皆緣起の一塵に就て説明を與へ、以て法界悟入の觀法を明にす。

七、唯識觀

一卷

南都相傳に、『唯識觀』は本來別行の書にあらず、元來『探玄記』の十地品中第三地を釋せる中に、三界虛妄唯心轉の文に就て、十重の唯識を開くものを別行せしものなりと云へり、此の十重唯識は賢首の上に於ては、唯心緣起の説明となり、清涼に於ては、全然十重唯識觀とせり、高辨上人の『唯心義』上下二卷は、大に之れに則りしものなり。

八、華嚴三昧章

一卷

『法界義鏡』卷上に引用して出す、其文發菩提心章と大同なり、之れ全く後學誤りて、菩提心章殘編を以て三昧章と爲せしものならん。

清涼大師

一、華嚴心要觀

一卷

始終心要觀とも云ふ、唐順宗未だ春宮たりし時、心要を問ふに依て、作る所な

り、其の説く所、一乗の心道を陳述し、直に法體を指示して、自心を顯はす、寔に學者の精要、行人の秘術なるものなり。

二、五陰觀

一卷

三、十二因緣觀

一卷

四、法界玄鏡

一卷

五、三聖圓融觀

一卷

杜順の『法界觀』は約法觀なるに反して、此は託事觀なり、抑々『華嚴經』は舍那佛と普賢と文殊の三聖を以て上首とし、此の三聖を以て總別智慧の法門を標す、則ち普賢は一切衆生の機縁を觀じ、十方に周遍して種々の相を現じ、自在に衆生を救ふが故に、後得大悲を表す、又文殊は能く諸法平等の理を照すが故に、根本大智を表す、此の智慧不二の所を舍那佛と云ふ、是を以て舍那は二聖の總體、二聖は舍那の別德なり、二聖は因にして舍那は果なり、如此總別因果不二之れを三聖圓融と爲す、此の三聖因果一念の心にあり、念々に心を觀すれば功德益々大なり、行者之れに依て修習すれば、一生一念に大果現し。

前す、一生に剋せずんば、見聞解行、證入の三生に必ず究竟して、大道圓滿すべし。

宗密禪師

一、註法界觀

一卷

杜順の『法界觀門』を釋せしものなり。

その他、『清凉大疏鈔』、『宗密行願品鈔』等、觀門に關するもの極めて多く、更に末師の註鈔等を數へ來れば、枚擧に遑あらざるなり。

祖師述ぶる所の觀道行儀一に非らざること上來既に明かなるべし、然らば幾許種の觀門ありとせん歟、凝然大德は『法界義鏡』卷上に之れを説て云く、「隨門明相非無別體狀貌亦多、祖師所述行儀非一、略舉十類、以爲規模」と云ひ、次に一に法界觀、二に華嚴三昧觀、三に妄盡觀、四に普賢觀、五に唯識觀、六に華嚴世界觀、七に三聖圓融觀、八に華嚴心要觀、九に五蘊觀、十に十二因緣觀とせり、蓋し其の要を盡せりと謂つべし、然るに當是れ觀門の十種を列擧せし迄なれば、未だ觀門の分齊性質に就て、分類的に記述せしものにはあらざるなり。

華嚴觀門
の分類

今華嚴一家の觀門に就て、廣く其の趣入的性質の方面より分類を試みんか、『孔目章』に出づる眞如觀並に唯識觀の如きは、全く通門の所談なりと云ふべし、則ち『孔目章』の『諸觀義章』に十八觀の名を叙し、而して此等の觀法は三乘小乘にあり、分には一乘見聞ありと云ふ如きは是れなり、又『大疏鈔』にその觀要略して二あり、一に唯眞識觀、二に眞如實觀なりと云へり、之れ『孔目章』の十八觀の中、第一眞如觀、第三唯識觀の二種を以て、觀門の要とするものにして、彼の『起信論』の所謂眞如門は眞如實觀、生滅門は唯識觀なるものに則るものと云ふべし、而して此の二觀の中、自らは性起門を成じ、後は緣起門を成すと見ることを得るなり、又五蘊觀、十二因緣觀の如きは、小乘三乘一相一寂の法に寄せて、一乘無盡の法義を顯すものなれば、則ち一家別門中の寄顯的觀門なりと云ふべし。

若し夫れ純粹に、一家別門の觀道に就く時は、大別して五教の淺深に従て明すものと、直顯與旨に就て明すものとの二と爲すことを得べし、五教淺深觀に就ては、初祖の『五教止觀』あり、賢首の『遊心法界記』あり、又『探玄記』、『大疏鈔』に於ける十重唯識觀あり、又直顯與旨直入の觀に就ては、性起と緣起の二ありて、性起門は自己心中

與旨直入
觀は性起
と緣起な
り

の本覺を指摘して、直に本來の面目を發揮し、頓修頓悟舊來清淨本明の法を悟る所の無念成佛にして、圓頓至極の觀門なり、華嚴心要觀の如きは是れなり、又妄盡還源觀に於ける六門中、初めの一體二用は正しく性起の趣入なり、故に一體を明しては自性清淨心と云ひ、又二用を明しては眞如本覺と云ふものにて見るべし、緣起門は一切諸法の緣起に於て、圓融無碍相即相入の旨を觀じて、重々無盡の境に達し、法界に悟入するにあり、之れに達する方法は開解立行を主として、彼の無念成佛を爲すものにあらざるなり、法界觀、三聖圓融觀、華嚴世界觀、普賢觀行、並に妄盡觀の三徧四德五止六觀の如きは是れなり、その他賢首の『菩提心章』は『法界觀』の文を註し、發心の相を明せしもの、又清凉の『法界玄鏡』と、宗密の『註法界觀』は、共に『法界觀』を釋せしものなれば、此部に屬するや明なり。

第二節 觀法の要旨

性起觀

無碍の法界には、如何なる方法を以て悟入すべき歟、如何なる觀門に依るべき歟と

一心は因
果不二の
本覺

云ふに、要を取て云へば、自己の一心本覺、本來是れ萬徳の庫藏なりと思念するにあ
り、即ち法界自爾の徳として、自己心中に因果依正等を具足し、然も在纏位中に本來
出纏の果徳を具足するものなれば、本より生佛不二の本覺なり、故に『華嚴經』三十
六、性起品に、衆生身に如來智慧を具足せざるなし、但だ衆生顛倒して、如來の智を
知らず、顛倒を遠離して一切智、無師智、無碍智を起すと云ひ、又『新華嚴』に、佛心如來
の智慧所として至らざるなし、何を以ての故に、一衆生として如來の智慧あらざる
ことなしと云へり、此の因果生佛不二の本覺を直ちに觀じて、法界に悟入するにあ
り、言を換へて云へば、風の樹梢を吹くも、波の砂石に響くも、本來法界自然の妙法皆
是れ常恒華嚴の說法にして、所謂刹說、衆生說三世一切說の相にして、然も如此日月
風光皆自在圓明の一心本覺に外ならず、斯くして吾人は、此の一心本覺舊來清淨圓
明なることを悟るにあり、如此一心本覺は無染無妄なるのみならず、其體徳を論せ
んか、無盡自在なるものなれば、此の心性を措て何をか求めん、即ち一念の心起れば
此に十・支あるを知るべし、云く此の心に於て、同時に一切森羅の萬法を具足し、一心
に諸法徧滿し、一心中に多法を容攝し、一心に諸法相即し、一心に萬法隱顯し、一心に

一心に十
支六相を
圓具す

清涼心要
の語

萬法重々に現じ、一心に事法眞法に即し、一念の心法十世を成じ、一心の主伴圓滿を
成ずると觀するのみならず、然も亦六・相・具足して圓融の相を成ず、即ち萬法總じて
一念の心法を成じ、又一念を開て萬法差別し、此に總別の二相を爲し、又萬象同じく
是れ一心の相なり、萬法互に異なれども、同じく成ずるは同異の二相たり、又萬法俱
に此の一心の法を成じ、然も諸法各々其の自位に住するは、成壞の二相たり、而して
此の總同成の三相は圓融門を爲し、別異壞の三相は行布門を感ず、故に一心圓融即
入無碍自在の徳用を具するや明なり、是に於て、直ちに其の一心眞如本覺を觀じ、頓
に法界無碍に達するにあり、圓頓至極の無念成佛を成ずるにあり、清涼大師已體を
指摘して陳說すること、炳然明確なり、其意を叙するに、云く至道は其心に本く、心法
は無住に本く、無住心體は靈知不昧なり、性相寂然として徳用を包含し、内外を該攝
し、能く深く、能く廣く、有に非ず、空に非ず、不生不滅なり、終りもなく、始めもなく、之れ
を求むるも得ず、之れを棄つるも離れず、現量に迷へば即ち惑苦紛々、眞性を悟れば
即ち空明廓徹なり、乃至迷ふときは即ち人が法に隨ひ、法々萬差にして人同じから
ず、悟るときは即ち法が人に隨ひ、人々一智にして、萬境ありと雖も、言窮り慮絶へ、如

何なる果も因も、體本より寂寥たり云云華嚴心要鈔と云へり、如此萬有の眞性を吾人の心性に就きて談じ、以て悟入の法を云爲する、所謂性起の趣入なるものは、清涼大師の筆格なりと云ふべし。

緣起觀

悟入法界の法規は、當心性に就きて談ずるのみに止まらず、又法性に就き緣起に就きて、之れを談ずるものあり、即ち一塵に約して入法の道を示すは、之れ賢首大師の筆格なりとす、故に其著『義海百門』の序に述べて云く、其意を得れば即ち山岳も移し易く、其旨に乖けば即ち錙銖も入り難し、輒ち一塵の上に於て、その實徳を顯すと云ひ、其本文に於ては、先づ緣起を明して、緣起の法は塵是なりと云ひ、次に入法界を明すに於ても、亦一塵に就て述べ、斯くして義海百門一々皆一塵に就て、入法の要路を示せり、故に比丘鴻緒その題辭に述べて云く、義海百門は賢首國師が別教一乘を宗として製する所なり、大經を囊括し玄旨を發揮し乃至萬法を融じて一塵に歸す云云、と述べたり、斯く義海百門に於て、一塵に就て緣起の趣入を明す外、『妄盡還源觀』に於ても、先づ初に序して曰く、夫れ滿教は難思なるも、一塵を窺へば頓現す、圓

一塵本より十玄六相を具足す

宗測り難きも、纖毫を觀るときは、以て齊しく彰はると云ひ、以て悟入の法全く一塵を觀するにあることを示し、中に於て更に、一塵普周法界徧、一塵出生無盡徧、一塵含容空有徧等、一塵の觀法を示すこと詳細を極めたり、是れ彼の天台が十境を論じて、陰入心煩惱心病心等の現前の事心を觀する、所謂觀心を主とするものとは大に差別し、十境を簡はずして、一塵を觀するが故に、或は彼に簡びて、華嚴の觀門を特に觀法と稱するは、此の謂なり。

第三節 華天の比較

天台家の流を汲むもの、自家觀道の浩瀚なる書に眩惑せられ、自家獨り觀門の眞髓を得たりと爲し、華嚴を自するに有教無觀を以てし、甚だしきに至りては教觀兩つながら失へりと爲すものあり、宗派的の偏見も此に至りては寧ろ滑稽と云ふべきなり、之れ佛祖統記三十卷賢首宗教なる題下に論ずる所にして賢首を評して、賢首既自立五教至說起信論觀法則云修之次第如天台摩訶止觀豈非有教而無觀耶と云ひ、清涼圭峰に對しては、殊に痛罵を極めたり。

天台家の謬見

清凉既宗寶首及疏華嚴則引用天台性善性惡三德一念三千之文則教之與觀進退兩失密師注法界觀修學云止觀熏習造詣鎧菴質之云不知是何止觀若次第者到何位斷何惑顯何理若一心者何位圓融而修何位圓融而證。

と云へるもの如何に嘲罵を哂せしかを知るに足るべし蓋し天台摩訶止觀の如は五略十廣を明かし正修正觀の中に於て十境十乘の觀法を説明し學者をして應接に違なからしめ以て他の寶を數へざらしむるの善巧なりと云ふべし然れども若し夫れ實際行者の修すべき觀道を擧げ來れば將た幾許かある多くとも二三に止まるべし況や四明の如き其主張する所雷介爾の妄心を觀するのみにあるをや然るに今家觀道の書多くは皆小部なりと雖も其數に於ては決して少しと云ふべからず從て其の觀門の方規亦決して四五に止まらざること既に業に説明せし所なり況や華嚴の教義は一面より見るときは直ちに觀法にして教觀を始終差別するものと大に異なることを注意すべし彼の三界虛妄但是一心作の文に就て寶首は十重唯識を立て唯心緣起の義を宣揚せしも清凉に至りては全然之れを觀法として明す如き其の一例なりと謂ふべし。

華嚴は教義即觀法

上三祖は緣起下二祖は性起

天台は介爾の妄心

賢首は緣起の一塵

吾人は既に今家觀道の要路を説くに一塵に約する所の緣起の趣入門と一心に約する所の性起の趣入門を以てせり故に今台家の觀道と比較する又此の二門を以てすべし抑々華嚴の各祖皆此の二門を鼓吹せしと雖も杜順至相賢首の上三祖は主として緣起の趣入に就き清凉宗密の下二祖は主として性起の趣入に就きて悟入法界の道程を示せり其中賢首は殊に緣起の一塵を觀することを勸むること略ぼ上に於て説明せり之れ天台が正修正觀の中に於て十境十乘以て具に觀道を説くとは大に異なる所なり彼は十境を論じて陰入心煩惱心病心等の如き現前の事心を觀するを主と爲し十法成乘即ち觀不思議境起慈悲心巧安止觀破法遍等の中に於ては觀不思議境を以て主とし専ら介爾陰妄の一念を觀するを主張せり即ち『妙玄』に佛法太高衆生法太廣於初心爲難心佛及衆生是三無差別觀心則易と云へり其意は佛と衆生との一切法は凡夫入道の要路としてはあまりに高廣に失して難事なれば只一心を觀すべしと云ふにあり如此十境を簡で觀心を教ゆるもの因心の本具三千即空假中の妙法色心無作の圓旨を顯はし機を開會するに便なるの致す所にして開三顯一の宗義本より然るべきなり之れに反して華嚴は果海の融通

を説きて、心具を云はず色具を論せず、一即一切、一切即一、法々甚深にして法界に證入する所の、直體顯一の宗義なれば、機情に拘はらず、稱性の法を説くが故に、一塵中に於て諸法界を該羅し盡して、別に開會すべきの龜を存せざるなり、之れ普賢大智所領の稱性本教の利益にして、逐機破病の法華と異なる所なり、蓋し一は之れ觀自在菩薩の三摩地大悲を以て宗とし、一は普賢菩薩の三摩地大智を以て主とするの經意なれば、立宗の根基亦此に胚胎し、二宗の觀法此に差別す、此を思はずして、喃喃の辯を睥せんか、愚も亦甚だしと云ふべし。

清凉宗密の無念成佛

清凉宗密の時代に於ては、禪宗大に行はれ、高僧大德踵を接して、開解立行の漸次を待たざる、頓修頓悟無念成佛の法を鼓吹し、教界を風靡せり、故に人多く其門に趨せたり、清凉は南北二宗の禪に通じて、教禪和合の端を啓き、宗密は其の初め、荷澤の門を叩きて、其堂奥に達し、終に教禪一致論を唱へたり、蓋し禪宗の相傳たるや、鼻祖達摩大師は黙して其體を示し、六代の相傳皆此の格を守りて、默傳心印を尊べり、荷澤の時に至り、他宗競ふて其默契を求めんと欲し、又達磨懸絲之記を思ひ、宗旨の絶滅を恐れ、遂に知一字衆妙之門と道破するに至れり、圭山正しく之れを的傳し、遂に此

其淵源は杜順なり

四明は妄心觀のみ

日本天台は更に眞如本覺と天眞獨朗との觀を説く

の靈知を以て華嚴に融合し、同化せしめて、所謂教禪一致論を爲し、靈知の眞心を指點して、無念成佛を談するに至れり、夫れ然り然りと雖も、清凉宗密の頓修頓悟の無念成佛、其受くる所、本宗に於てその淵源なしと云ふべからず、初祖杜順禪師の法界觀に於て、三重の觀門を説明する中、第一重眞空絶相觀を四分し、第四を泯絶無寄觀と爲せり、之れ正しく頓教の觀なるのみならず、至相大師は『孔目章』に、明に無念成佛は圓頓至極の義とあるを以て見るときは、決して系統を失はず、之れをして益々發揮せし功、偉なりと稱すべきなり、然るに天台の四明説を爲して云く、靈知眞心は畢竟するに縁理斷九の別教にして、天台の止觀に及ばざる遠しと、此の消息を解決せんには、須らく台門觀道の興廢如何を知らざるべからず、抑々『證知妙悟決』『一念三千覆註』に依るに、日本相承の圓頓止觀に三重の別あり、曰く教行證是れなり、此の三重は一機の始終に就きたる開解立行從因至果の法門にして、迹門の入道と云ふべし、若し夫れ機類入道の別に就くときは、四種なること、『止觀見聞』下三の如し、曰く解行機、曰く直行機、曰く解行未分機、曰く本住不下機、是れなり、先づ解行機とは根塵相對の一念に於て、三千具足と觀ず、即ち教行證の三重進入するにあり、四明